

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 要求水準書（案）に関する質問回答（令和4年10月28日公表）

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁 | 対応箇所 |     |      |  | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|---|------|-----|------|--|--|--|
| 1   | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 |      |  | 用語の定義に「入札」、「落札者」など総合評価型一般競争入札を意図した文言が散見されますが、それぞれ「プロポーザル」「優先交渉権者」と読み替えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。  |
| 2   | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 |      |  | 用語の定義として記載のない、「報告」「提出」「通知」等の用語について追記をお願いできないでしょうか。   | 要求水準書（案）において定義すべき用語ではないと考えています。  |
| 3   | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 | (6)  |  | 「事業開始時に本施設内にある施設」を「既存施設」と定義されておりますが、別紙4「既往維持管理委託内容」の「既往」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は定義にて明確にお示しいただくようお願いいたします。                     | ご理解のとおりです。なお、別紙4は要求水準書（案）から切り離し、参考資料とします。  |
| 4   | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 | (6)  |  | 「事業開始時に本施設内にある施設」を「既存施設」と定義されておりますが、P.8表2.6「事業範囲」において「撤去施設」と「既存施設」が併記されております。これらの違いを明確にお示しいただくようお願いいたします。                        | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 5   | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 | (14) |  | 「更新」の定義に「再建設あるいは取替えを行うことをいう。」とあります。一方で、5.9.2項「修繕業務の1」の5行目に修繕業務には取替えを含むと記載があり、取替えに対して、定義の重複があると思えます。取替えの定義を明確にさせていただきたく思います。      | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 6   | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (26) |  | 事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことができない。とありますが、どの程度の範囲まで市の同意が必要でしょうか。また、市の同意が得られず事業者異なる判断が必要となった場合の増加費用について、事業者の責に帰さないものは市の負担との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、DBO方式による発注のため、従来の設計及び施工業務と同様とお考えください。なお、具体的には、施工方法や機種検討等の比較選定、材料承諾、施工承諾等が該当すると考えています。後段については、要求水準及び提案内容を満たしているながら同意が得られず、事業者の責ではないと認められたものは市の負担とします。ただし、事業者と市の合意形成は重要であるため、同意・承諾を得られるように工程管理や資料提出等を求めたいと考えてます。 |
| 7   | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (26) |  | 「事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことができない。」とありますが具体的にどのようなレベルの工程を指しているのでしょうか。   | No. 6の回答をご参照ください。  |
| 8   | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (26) |  | 「事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことができない。」とありますが、市の同意が得られず事業者異なる判断が必要となった場合の増加費用について、事業者の責に帰さないものは、費用負担について協議いただけますでしょうか。                    | No. 6の回答をご参照ください。  |
| 9   | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (27) |  | 「事業者は市の指示に従わなければならない。」とありますが、どの程度の範囲まで市の指示があるのでしょうか。   | 具体的な範囲については、一般的な公共事業と同様と考えています。  |
| 10  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (27) |  | 「事業者は市の指示に従わなければならない。」とありますが、どの程度の範囲まで市の指示があるのでしょうか。また、市の指示の遅れや不適合があった場合の増加費用については、市の負担との理解でよろしいでしょうか。                           | 前段については、No. 9の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。ただし、市の指示等が不相当であると知りながらこれを通知しなかった場合は、事業者側は責任の全部又は一部を回避し得ないものと考えています。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁 | 対応箇所 |     |      |  | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|---|------|-----|------|--|--|---|
| 11  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (27) |  | 「事業者は市の指示に従わなければならない。」とありますが、市の指示の遅れや瑕疵が原因の増加費用については、市が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | No. 10の回答をご参照ください。                          |
| 12  | 用語の定義          | 1 | 1    | 1.2 | (28) |  | 「基本設計」の定義として、「入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。一方で、3.3.1項の3) 1行目に、「当該工事範囲の基本設計及び実施設計を行い、・・・」とあり、また4.3.1項の1) 1行目、技術提案書で提案した内容に基づき基本設計を行うこと。とあります。定義としては、入札前の基本設計と入札後の基本設計の見直し(実施設計の一部)で明確に作業を分けられていますので、時系列な基本設計の定義を明確にさせていただきたく思います。 | 契約後に行うものは「基本設計の見直し」とします。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。 |
| 13  | 基本設計           | 2 | 1    | 1.2 | (28) |  | ここでの「基本設計」と43頁に記載の基本設計は同義と考えてよろしいでしょうか。  | No. 12の回答をご参照ください。                          |
| 14  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (31) |  | 「基本設計図書」とは、本事業の入札において、落札者として選定された事業者が提出した技術提案書及び見積書等の応募書類一式という。」とありますが、事業開始後に貴市の要望により内容が変更になった場合は、設計変更(金額変更)になるという理解でよろしいでしょうか。  | No. 12の回答をご参照ください。                          |
| 15  | 施工管理           | 2 | 1    | 1.2 | (33) |  | 建設業法第26条は、「主任技術者及び監理技術者の設置等」についてですが、施工管理とは、主任技術者又は監理技術者が行うべき、当該箇所に記載されている管理業務という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                  |
| 16  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (34) |  | 「市の定める者」とありますが、提案時に民間企業から実施する者を提案し、その中から決定されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。  | No. 17の回答をご参照ください。                          |
| 17  | 工事監理           | 2 | 1    | 1.2 | (34) |  | 工事監理は、市の定める者が実施することですが、市の定める者とは、市の職員若しくは市が別途発注する委託先の従業員であって、本事業の事業者から配置するものではないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 18  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (34) |  | 工事監理について「市の定める者が確認する」とありますが、本事業の事業者以外に工事監理の委託を想定されていると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 19  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (35) |  | 「総括責任者」と記載がありますが、「統括責任者」との理解でよろしいでしょうか。要求水準書(案) p76 5.5、5.6では、「統括責任者」となっています。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                       |
| 20  | 不可抗力の判断基準      | 2 | 1    | 1.2 | (36) |  | 流入水質及び流入水量が流入基準から著しく逸脱している、と判断する数値的な基準をご教示ください。  | 計画水量、水質及び過年度実績を勘案した基準であり、協議のうえ決定します。        |
| 21  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (36) |  | 「(流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む)」とありますが、「(流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む)」の間違いと推測します。   | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。                         |
| 22  | 用語の定義          | 2 | 1    | 1.2 | (36) |  | 「(流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む)」とあるが、この「流入基準」とは具体的に何を指すのでしょうか。ご教示ください。   | No. 20の回答をご参照ください。                          |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁 | 対応箇所 |     |       |      | 質問               | 回答   |  |
|-----|----------------|---|------|-----|-------|------|------------------|--|--|
| 23  | 事業の基本理念        | 3 | 2    | 2.1 | 2.1.2 | 2)   | (工)              | 「将来需要に合致した施設整備及び運営」とありますが、維持管理期間終了時における、将来水量予測をご教示下さい。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 24  | 事業の基本理念        | 3 | 2    | 2.1 | 2.1.2 | 2)   | (工)              | 仮に、新1系を20,000m <sup>3</sup> /日、2系を3,100m <sup>3</sup> /日の水処理施設を再構築し、維持管理期間終了時における将来水量が2万m <sup>3</sup> /日最大であった場合、実施方針(案)への質問No.10前段(水処理施設の再構築後、利用しなくなる再構築対象施設は、全て撤去する必要があるでしょうか。)に対する回答(利用しなくなる再構築対象施設は、全て撤去する必要があります。)の通り、利用しなくなる再構築2系は、維持管理期間終了までに受託者が撤去する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。 | 実施方針(案)への質問No.10前段の回答の主旨は、水処理施設を再構築した時点から維持管理終了までの間に利用しなくなる既存施設を撤去することを想定したものです。維持管理期間終了時まで使用する施設については、別途協議とします。 |
| 25  | 将来需要           | 3 | 2    | 2.1 | 2.1.2 | 2)   | (工)              | 将来需要について、時期や処理量など何か具体的に示せるものは有りますか。  | 現時点では、お示しできるものではありません。   |
| 26  | 水質基準           | 4 | 2    | 2.2 |       |      |                  | 放流水質の基準において下限値設定はありますか。(漁業、養殖への影響への考慮が必要かの確認になります)   | 現時点では、下限値設定はありません。   |
| 27  | 処理場フロー         | 5 | 2    | 2.2 |       |      | 図2.1             | 既存施設との取合に関する資料を開示していただけないでしょうか。特に「江口ポンプ場→2系最初沈殿池」、「新汚泥処理設備」の取合配管について確認したいため、既存(または計画)の設備図面上で取合位置を明示していただけますでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 28  | 管理棟            | 6 | 2    | 2.2 | 2.2.1 |      |                  | 表2.3において、管理棟一式には、監視制御室も含まれると考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 29  | 汚泥処理施設         | 6 | 2    | 2.2 | 2.2.2 | 表2.4 |                  | 撤去する際、汚泥処理施設はどのような状態でしょうか。(撤去前に残汚泥の処理などの事前作業が有るのでしょうか)   | 汚泥処理機能は新汚泥処理棟に集約されることから、市側で旧汚泥処理施設内の清掃を予定しています。ただし、多少は汚泥が残る状態とお考えください。   |
| 30  | 撤去対象施設         | 6 | 2    | 2.2 | 2.2.2 |      | 注1               | 「杭基礎の撤去を含む」とありますが、原則として撤去で設計を行うことで宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 31  | 送風機更新          | 7 | 2    | 2.2 | 2.2.3 |      |                  | ブロワー室は既存施設に含まれていますが、水処理施設の再構築に合わせて送風機を更新するか否かは応募者の提案内容によるものとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、送風機を更新する場合、既存のブロワー室や設備の撤去は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。   | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者提案により不要となる設備の撤去は事業範囲に含まれます。   |
| 32  | 送泥ポンプ棟         | 7 | 2    | 2.2 | 2.2.3 |      |                  | 表2.5において、図2.1に記載の送泥ポンプ棟は、徳山中央浄化センターの既存施設に含まれると考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。なお、図2.1の記載を修正します。(送泥ポンプ棟⇒機械濃縮棟)  |
| 33  | 既設流入渠<br>放流渠   | 8 | 2    | 2.3 | 2.3.2 |      |                  | 表2.6の水処理施設再構築の注記2既設耐震補強には、既設流入渠及び放流渠の耐震補強は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 34  | 既存汚泥処理施設       | 8 | 2    | 2.3 | 2.3.2 |      |                  | 水処理施設の再構築計画の内容に関係なく、既存汚泥処理施設は撤去する必要があると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 35  | 送泥ポンプ棟         | 9 | 2    | 2.3 | 2.3.2 |      |                  | 図2.1に記載の送泥ポンプ棟を、図2.2に追記願います。   | No.32の回答をご参照ください。  |
| 36  | 事業範囲           | 9 | 2    | 2.3 | 2.3.2 |      | 図<br>2.2、<br>2.3 | 再構築対象施設の敷地面積に関する制約条件は無く、応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、徳山中央浄化センター敷地内が前提です。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |      | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|------|--|--|
| 37  | 水処理施設撤去跡地      | 9  | 2    | 2.3 | 2.3.2 | 1) | 図2.3 | 既設水処理施設1、2系統の撤去跡地の活用方法は応募者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。また、空地になる場合は砕石敷きとの理解でよろしいでしょうか。   | 前段については、特に撤去跡地の活用を求める予定はありませんが、提案は可能です。後段については、ご理解のとおりです。                            |
| 38  | 事業期間           | 10 | 2    | 2.4 |       |    |      | 事業期間（令和6年10月～令和32年3月）に耐用年数が来る機器は残置せず、今回工事の中で更新する事は可能でしょうか？   | 機器の更新については、事業者提案によります。ただし、その更新費用は事業者側の負担となります。                                       |
| 39  | 本事業期間の延長       | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 本事業期間の最大延長期間をご教示願います。  | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 40  | 本事業期間の延長       | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 「本事業期間の延長を行うことができる。」について、設計・建設期間、維持管理期間が対象との理解でよろしいでしょうか。その場合、契約金額は貴市との協議により変更になるとの理解でよろしいでしょうか。   | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 41  | 事業期間の延長        | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 事業契約において、本事業の延長の事由を定めることで、市と合意した場合のみ、本事業の延長が可能であり、事業契約において予め定めていない事由による本事業の延長は認められないものと考えてよろしいでしょうか。また、本事業の延長とは、維持管理期間を指すものであり、延長の回数に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。 | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 42  | 本事業期間の延長       | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 「事業契約に定める事由によって」とありますが、具体的にはどのような事由を想定されているかご教示下さい。  | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 43  | 本事業期間の延長       | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 事業期間の延長については、どの程度の期間を想定されているでしょうか。   | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 44  | 本事業期間の延長       | 10 | 2    | 2.4 | 2.4.1 |    |      | 「本事業期間の延長を行うことができる。」とありますが、設計・建設期間の延長も行うことができるのでしょうか。それとも維持管理期間の延長のみ行うことができるのでしょうか。  | 公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します。  |
| 45  | 江口ポンプ場の現状      | 11 | 3    | 3.1 | 3.1.2 |    |      | 江口ポンプ場は、悪臭：地域、騒音：第4種区域、振動：第2種区域（Ⅱ）となっていますが、過去3年間のデータを提供して頂けないでしょうか。また、履行開始時において上記条件を満たしていない場合は、貴市の責において対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                              | 前段について、悪臭に関するデータは提供可能です。後段については、既設設備の経年劣化等に起因する事由の場合、市の責とします。その他の場合は、原則事業者の責と考えています。 |
| 46  | 振動・騒音          | 12 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) |      | 過去の工事において、近隣から振動・騒音について苦情や問い合わせ等があれば、どのような内容のものかご教示ください。   | 過去の工事において、特に苦情等はありません。   |
| 47  | 騒音・振動          | 12 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) |      | 江口ポンプ場は、貴市の指定する騒音・振動規制法指定区域に含まれていますが、現設備の運用時に測定した結果について「要求水準書」公表時にご開示頂けないでしょうか。  | No. 45の回答をご参照ください。   |
| 48  | 特定施設           | 13 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (ア)  | P12 表3.3によれば、工業専用区域は振動規制法（特定工場等）において第2種区域（Ⅱ）に分類されていますが、表3.5「振動の規制基準（特定工場等）」には第2種区域（Ⅱ）に当たる記載がありません。どれに該当するのでしょうか。   | 表3.5の記載を修正します。（第4種区域（2）⇒第2種区域（2））  |
| 49  | 振動・騒音          | 14 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) |      | 近隣に配慮を必要とする施工時期、時間その他遵守する事項があればご教示ください。  | 現時点では把握できないため、事業者提案をもとに協議します。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|---|
| 50  | 振動・騒音          | 14 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) |     | 近隣に配慮を必要とする搬入路の制限（通行ルート、車両重量等）があればご教示ください。  | 通行ルートの制限はありますが、詳細は契約後に協議します。  |
| 51  | 振動・騒音          | 14 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) |     | 近隣住民や関係団体との取り決めや遵守する事項についてあればご教示ください。   | 特にありません。  |
| 52  | 公害規制関連事項       | 13 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (ア) | 表3.5において、第2種区域（Ⅱ）に該当する数値の明示がありません。第4種区域（2）が誤記で第2種区域（2）が正という理解でよろしいでしょうか。  | No. 48の回答をご参照ください。  |
| 53  | 振動規制基準         | 13 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (ア) | 表3.5の区域の区分について、上から第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）の誤りではないでしょうか。  | No. 48の回答をご参照ください。  |
| 54  | 公害規則関連事項       | 13 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (ア) | 表3.5の第2種区域（Ⅰ）は表3.3の第2種区域（Ⅰ）を、表3.5の第4種区域（2）は表3.3の第2種区域（Ⅱ）をそれぞれ指すものと考えてよろしいでしょうか。   | No. 48の回答をご参照ください。  |
| 55  | 公害規則関連事項       | 14 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (イ) | 表3.7の1号区分は表3.3の第1号区域を、2号区分は表3.3の第2号区域をそれぞれ指すものと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 56  | 特定建設作業         | 14 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 1) | (イ) | 表3.7「騒音・振動の規制基準（特定建設作業）」に示されている通り、日曜日、祝祭日は作業不可との理解でよろしいでしょうか。   | 原則として作業不可ですが、必要に応じて書類を提出し、市の承諾を得て作業してください。  |
| 57  | 悪臭             | 15 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 2) | (ア) | 過去の工事において、近隣から悪臭について苦情や問い合わせ等があれば、どのような内容のものかご教示ください。   | No. 46の回答をご参照ください。  |
| 58  | 大気基準値          | 15 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 3) |     | 過去の工事において、近隣から大気汚染について苦情や問い合わせ等があれば、どのような内容のものかご教示ください。   | No. 46の回答をご参照ください。  |
| 59  | 水質基準値          | 15 | 3    | 3.1 | 3.1.3 | 4) |     | 過去の工事において、近隣から水質汚濁について苦情や問い合わせ等があれば、どのような内容のものかご教示ください。   | No. 46の回答をご参照ください。  |
| 60  | 関係法令           | 18 | 3    | 3.2 | 3.2.1 |    |     | 周南市及び山口県が定める条例、規則、細則、要綱等の全てとありますが、等に含まれるものは何でしょうか。具体的なものがありましたらご教示願います。<br>また、全て閲覧可能な状態にあるとの理解でよろしいでしょうか。                                     | 前段については、設計、施工等に係る内容（ガイドラインや基準等）を想定しています。具体的にお示しできるものではありません。後段については、原則として閲覧可能な状態にあると考えています。 |
| 61  | 条例             | 19 | 3    | 3.2 | 3.2.1 |    |     | 周南市、山口県の条例で特に注意が必要な条例はありますか。  | 本事業に関連する条例は全て遵守してください。  |
| 62  | 基準、仕様等         | 20 | 3    | 3.2 | 3.2.2 |    |     | 「なお、下記に示す以外の基準・仕様等を用いる際は、市と協議を行うこと。」とあります。事業者のノウハウを活用し、事業者が責任をとることを前提に本項に記載の基準や仕様以外を採用して提案する場合は、競争的対話において貴市と協議を行うことで当該提案が認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | 競争的対話は、提案の前提となる条件や募集要項等の齟齬がないかを確認する場であり、提案内容そのものを確認するべき場ではありませんので、ご了承ください。                  |
| 63  | 基準             | 20 | 3    | 3.2 | 3.2.2 |    |     | 「下記に示す以外の基準・仕様書等を用いる際は、市と協議を行うこと」とありますが、基本的には記載基準等に準拠するようにとのご指示でしょうか。   | 原則として準拠することを求めますが、市と協議のうえ認められた場合はその限りではありません。   |
| 64  | 基準、仕様等         | 20 | 3    | 3.1 | 3.2.2 |    |     | 規格の最新版とは、どの時点の最新版でよろしいでしょうか。  | 原則として、詳細設計時点とします。   |
| 65  | 基準、仕様等         | 20 | 3    | 3.2 | 3.2.2 |    |     | 様々な資料が示されていますが、何らかの資料に記載されている基準や仕様を適用すればよいとの理解でよろしいでしょうか。   | No. 63の回答をご参照ください。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)         | 頁      | 対応箇所 |     |       |    |       | 質問  | 回答  |
|-----|------------------------|--------|------|-----|-------|----|-------|---|---|
|     |                        |        |      |     |       |    |       |   |   |
| 66  | 基準、仕様等                 | 20     | 3    | 3.2 | 3.2.2 | 1) |       | 全て最新版とする、と記載されていますが入札時点での最新版との認識でよいでしょうか。   | No. 64の回答をご参照ください。  |
| 67  | 基準・仕様書                 | 21, 23 | 3    | 3.2 | 3.2.2 |    |       | 「日本下水道事業団」様の仕様書が記載されたいですが、設計業務において事業団様との協議、内容確認は予定されているのでしょうか。  | 日本下水道事業団との協議、内容確認は予定していません。                                   |
| 68  | 基準、仕様書等                | 23     | 3    | 3.2 | 3.2.2 | 5) |       | 周南市工事積算内訳公表要領はネットで公開されている「令和4年3月30日 最終改正」版が最新と考えて良いでしょうか。   | 周南市上下水道局工事積算内訳公表要項（令和4年4月1日改正）が最新です。記載内容を修正します。               |
| 69  | 各種許可申請・届出等             | 23     | 3    | 3.2 | 3.2.3 |    |       | 「本事業に関連する関係機関への各種許可申請及び届出等のうち、要求水準書作成時において想定されるものを表3.10に記載する。」とありますが、土壤汚染防止法については調査・届出がなされているとの理解でよろしいでしょうか。  | 土壤汚染対策法第3条1項に基づく土地ではないため、該当していません。併せて、No. 335の回答をご参照ください。     |
| 70  | 関係法令及び基準・使用等各種許可申請・届出等 | 24     | 3    | 3.2 | 3.2.3 |    | 表3.10 | 各種届出等一覧表に、アスベストの記載はあるが、ダイオキシン類については記載がありません。事前調査で無い事が確認されるのでしょうか。   | 焼却施設の調査において、ダイオキシン類がないことを確認しているため、記載していません。                   |
| 71  | 設計業務                   | 25     | 3    | 3.2 | 3.3.1 | 1) |       | 基準、仕様等に明記している基準、仕様等に差異があった場合、どの基準、仕様を優先するのかご教示願います。   | 公共事業における実績があり、客観的な根拠を説明できる基準、仕様等を優先してください。                    |
| 72  | 設計業務                   | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 2) | (ア)   | 「事業者は、市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする」ほどの程度の頻度を想定すれば宜しいでしょうか。又、「市は設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるもの」とは、具体的に何の確認をされますでしょうか。                                       | 前段については、最低月1回程度とします。後段については、協議資料、検討書、設計図、各種計算書、議事録等を確認する予定です。 |
| 73  | 基本設計                   | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 3) |       | 「事業者は、契約後、当該工事範囲の基本設計及び実施設計を行い、・・・」とありますが、p. 2の1.2(28) および (31) の定義から契約後は実施設計のみを行うとの理解でよいでしょうか。   | No. 12の回答をご参照ください。  |
| 74  | 基本設計                   | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 3) |       | ここでの「基本設計」は、2頁の(29)に記載の「基本設計の見直し」と同義であると考えてよろしいでしょうか。   | No. 12の回答をご参照ください。  |
| 75  | 設計業務                   | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 4) |       | 適用基準について、「・・・本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。」とありますが、仕様変更等にもない工事価格に影響を及ぼすような改訂があった場合は、価格の追加変更協議を行っていただけという理解でよろしいでしょうか。                         | 法令等による適用基準改訂については、リスク分担のとおりとします。                              |
| 76  | 適用基準                   | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 4) |       | 「3.2 関係法令及び基準・仕様等」を適用する」との記載がありますが、より柔軟で合理性、経済性の高い提案とするために、これらの基準・仕様等は、原則準拠との位置けであり、既設実態や下水道施設実績等の合理的説明が可能な範囲であれば、これらの基準・仕様の記載範囲以外の提案も可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 77  | 設計業務体制                 | 25     | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5) |       | 設計業務で配置する管理技術者、照査技術者および担当技術者（土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気）は専任の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |        |     | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|--------|-----|---|--|
| 78  | 設計業務           | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5)     |     | 担当技術者の必要とされる資格及び施工実績はあるでしょうか。また、専任の必要はあるでしょうか。  | 前段については、募集要項等に示します。後段については、No77の回答をご参照ください。  |
| 79  | 設計業務体制         | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5)     |     | 管理技術者および照査技術者の資格要件の記載がありますが、共に技術士（業務に該当する部門）あるいはRCCMの資格保有者とあります。一方、令和4年7月公表の実施方針の『設計企業の参加資格要件(ウ)』(I)では、管理技術者・照査技術者共に技術士（総合管理技術者部門（下水道））、上下水道部門（下水道）の有資格者であることが求められています。実施方針の記載に『詳細は募集要項等において規定する』とありますが、現時点ではどちらが正であると理解すればよろしいでしょうか。 | 募集要項等に示します。  |
| 80  | 設計業務体制         | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5)     |     | 担当技術者には、技術士やRCCMといった資格の保有を求めないとの解釈でよろしいでしょうか。   | 募集要項等に示します。  |
| 81  | 設計業務体制         | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5)     |     | 管理技術者、照査技術者および各担当者を配置することとありますが、応募者の中から任命すれば、所属企業は問わないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 82  | 管理技術者          | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5)     | (ア) | 当該箇所の管理技術者及び照査技術者の要件は、実施方針 第2 5 (3) ①(エ)の要件と齟齬があります。実施方針の要件は設計企業に求める要件であり、技術者個人の資格要件は要求水準書（案）の条件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合担当技術者の資格要件は特になく考えてよいでしょうか。   | 前段については、ご理解のとおりです。後段の内容とあわせて募集要項等に示します。  |
| 83  | 設計業務           | 25 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 5), 6) |     | 5)設計業務体制にある管理技術者、照査技術者及び担当技術者に対して、6)において手続き処理の提出の内容で、「承認された事項を変更しようとするときにはその都度行うこと」とあります。また、実施方針においては、事業期間の設定として「設計・建設期間」は令和6年1月～令和13年9月とありますが、この全期間において前述の変更が生じた場合を示しているのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 84  | 設計図書           | 26 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 7)     |     | 本項に「設計図書」とありますが、これはp.2の1.2(32)の定義より、実施設計図書と読み替えてよろしいでしょうか。  | 基本設計及び実施設計図書を示します。記載内容を修正します。  |
| 85  | 設計図書の提出        | 26 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 7)     |     | 設計図書等に関する著作権について、「その使用権は、市に移譲するものとする」とありますが、具体的な使用目的、使用方法は事前に協議頂けるのでしょうか。また、実施方針（案）に関する質問回答No.228の回答にあります協議・承諾内容とは関係なく、市に使用権が委譲されるということでしょうか。   | 前段については、ご理解のとおりです。詳細は契約書（案）に示します。後段については、「応募者の提出書類の取扱い」における協議・承諾内容を参考に移譲範囲を決定しますが、特別なノウハウや秘密情報の漏洩が明らかな場合以外は、使用権が移譲されるものとご理解ください。 |
| 86  | 設計業務内容と再委託     | 26 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 7)     |     | 「設計図書の提出」の記載と下に注釈があります。この注釈の具体的な計算等の中で、再委託が可能な範囲についてご教示下さい。   | 契約書（案）に示します。   |
| 87  | 許認可申請          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8)     | (イ) | 確認申請等に対して、表3.10に示す各機関と現時点から事前協議を行ってもよろしいでしょうか。  | 確認申請等の事前確認は、応募者の責任において実施してください。  |
| 88  | 許可申請への対応       | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8)     | (イ) | 敷地内の既存建物の確認済証および検査済証の開示は可能でしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|-----|--|---|
| 89  | 設計業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (イ) | 「著しい食い違いが発生する場合は市と協議すること。」とありますが、『著しい食い違い』かどうかの判断は事業者にて実施し、適宜協議いただけると理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 90  | 設計業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (イ) | 「著しい食い違いが発生する場合は市と協議すること。」とありますが、当該協議の結果、事業者の責に帰さない事由による増加費用についての負担については、市と協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。ただし、当初から食い違いがあることを知りながらこれを通知しなかった場合は、事業者側は責任の全部又は一部を回避し得ないものと考えています。        |
| 91  | 事業計画変更         | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 処理方式の変更等による事業計画の変更に係る作業は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。  | 事業計画の変更に係る作業は、本事業を実施するうえで必要な関連業務と考えています。当該業務が必要となる場合には、市から別途受注する業者への協力を求めることを想定しています。 |
| 92  | 関連業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | ここで言われている関連業務とは具体的にどんな業務が考えられるのでしょうか。  | 事業者提案により、様々な関連業務があることを想定しています。現時点で、具体的な業務は決まっています。                                    |
| 93  | 苦情対策           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 工事内容に関する近隣対策・苦情対応はどのような内容を想定されているのでしょうか。   | 現時点で想定しているものは、特にありません。  |
| 94  | その他            | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 工事内容に関する「苦情対応」についての、過去の「苦情事例」をご教示願います。   | 特にありません。  |
| 95  | その他            | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 「事業を実施する上で必要な関連業務」について、具体的にどのような業務が含まれるのかご教示ください。  | No. 92の回答をご参照ください。  |
| 96  | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 1) | (キ) | 工事監理者は建設工法上の資格を有しているもので、かつ請負企業（構成企業）のものが、実施することも可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。   | No. 17の回答をご参照ください。  |
| 97  | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (ア) | 「各種什器・備品等の整備を自己の責任において実施するものとする。」とありますが、必須の什器・備品等はありませんでしょうか。特に高額な物品に関しては、市との考えに相違がありますと事業に影響しかねませんので、具体的にご指示いただけますでしょうか。          | 必須の什器・備品等については、水質等分析機器が高額と考えています。その他に関しては、必要に応じて要求水準書に記載します。                          |
| 98  | 建設業務<br>業務の範囲  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (イ) | 「近隣住民・企業との対応・調整については、市と協議の上、行うものとする。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。                                   | ご理解のとおりです。  |
| 99  | 建設業務<br>業務の範囲  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (イ) | 近隣対策、周辺施設への工事説明等において、市は参加されないと考えてよろしいでしょうか。  | 必要に応じて参加します。  |
| 100 | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (イ) | 工事の遂行に当たり必要となる「工事説明会」について、過去の「開催事例（回数・頻度・開催場所）」をご教示願います。   | 過去の開催はありません。  |
| 101 | 建設業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (イ) | 準備調査（周辺工場・施設等の影響調査等）の範囲等について、市が想定する範囲、数量について、具体的に教示ください。   | 施工方法等により範囲や内容が変わることから、具体的にお答えできません。   |
| 102 | 建設業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (イ) | 「近隣住民との対応・調整については、市と協議のうえ行うものとする。」とありますが、当該協議の上で実施した工事説明会・準備調査等により、事業者の責に帰さない事由で想定外の費用が発生した場合は、費用負担について市と協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、追加費用を発生させないような提案を期待します。  |



| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|---|
| 103 | 一般事項           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (エ) | 施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とします。とあります。具体的な使用量の確認方法（電力計、量水器の必要性等）について、貴市のお考えをお聞かせください。         | 必要な箇所への電力計、量水器等の設置により確認することを想定しています。                  |
| 104 | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (エ) | 「施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。」とありますが、受電位置、取水位置と許容容量をご提示願います。                               | 後日、提示します。   |
| 105 | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (カ) | 現場事務所に工事記録を常備するとの記載がありますが、常備する工事記録は出力された紙の書類ではなく、電子ファイルの記録でも問題ないでしょうか。                        | 速やかに確認できるものであれば、問題ありません。                              |
| 106 | 業務の範囲          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (カ) | 工事期間中に現場事務所に常備する工事記録について具体的にご教示ください。  | 工事記録は、全て常備してください。                                     |
| 107 | 建設業務           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (キ) | 「工事監理者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告する」とありますが、定期的とはどの程度の頻度でしょうか。  | 2週間に1回程度を考えています。なお、工事が密となる場合は、1週間に1回の報告が必要となることもあります。 |
| 108 | 建設業務<br>業務の範囲  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (キ) | 「事業者は、市に対し、工事監理者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告する」とありますが、「定期的」とは1か月程度との認識でよろしいでしょうか。                       | No. 107の回答をご参照ください。                                   |
| 109 | 工事監理者          | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (キ) | 工事監理者を通じて工事の進捗状況を報告とありますが、工事監理者とは市が配置する工事監理者と考えてよろしいでしょうか。                                    | No. 17の回答をご参照ください。                                    |
| 110 | 建設業務<br>業務の範囲  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (キ) | 工事監理者は市のご担当者もしくは事業者以外の企業に委託されるのでしょうか。   | No. 17の回答をご参照ください。                                    |
| 111 | 一般事項           | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (コ) | 「事業者は、市が発注したその他の工事との調整を率先して行い、・・・」とありますが、現時点で想定されているその他の工事の内容を教えてください。                        | 既存施設における維持管理上必要な工事を想定しています。                           |
| 112 | 会計検査対応<br>支援   | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (ウ) | 「会計検査に必要な書類は、市の要求する時期までに揃え、提出するとともに、会計検査対応の支援を行う」とありますが、会計検査の支援とは、具体的にどのような内容を想定しているかご教示願います。 | 会計検査時に必要となる書類作成・整理・整合確認及び検査時の立会等を想定しています。             |
| 113 | 会計検査対応の<br>支援  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (ウ) | 8)留意事項のウ)会計検査対応の支援で、「会検対応の支援を行うこと」と記載があります。検査当日を指した文章と考えますが、検査会場での対応を想定されているのでしょうか。           | No. 112の回答をご参照ください。                                   |
| 114 | 近隣対策・苦情<br>対応  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 「工事内容に関する近隣対策・苦情対応は、事業者の責任をもって対応」となっていますが、事業そのものに対する苦情対応は、貴市にて対応頂けると考えてよろしいでしょうか。             | ご理解のとおりです。  |
| 115 | 近隣対策・苦情<br>対応  | 27 | 3    | 3.3 | 3.3.1 | 8) | (エ) | 設計業務として【「工事内容に関する近隣対策・苦情対応」に事業者の責任をもって対応】とありますが、具体的に想定されているものをご教示願います。                        | 大型車両の搬入、基礎・仮設工事における振動・騒音、現場作業者のマナー違反等によるものを想定しています。   |
| 116 | 建設業務<br>業務の範囲  | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (コ) | 「市が発注した、その他の工事」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。   | No. 111の回答をご参照ください。                                   |
| 117 | その他工事          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (コ) | 現時点で、市が想定しているその他工事を御教示願います。   | No. 111の回答をご参照ください。                                   |
| 118 | その他工事          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 2) | (コ) | 現時点で、市が想定しているその他工事の発注予定時期を御教示願います。  | No. 111の回答をご参照ください。                                   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問   | 回答   |
|-----|-----------------|----|------|-----|-------|----|--|--|--|
| 119 | 現場代理人等          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 「事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において・・・監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、機械と電気の監理技術者は機器製作期間と現地工事期間に分割でき、専任の必要性があるのは現地工事期間のみとの理解でよろしいでしょうか。通常の建設工事では上述が一般的かと思いますが、特に本事業は建設期間が長期にわたるため、監理技術者の専任期間について特にご配慮いただきたくお願いします。 | 前段については、ご理解のとおりです。ただし、それぞれの期間が事前に明確にされている必要があります。後段については、本市の工事監理のルールに従い、監理技術者の途中交代を認めます。 |
| 120 | 現場代理人           | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 現場代理人と監理技術者を兼任させることは可能との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 121 | 建設業務            | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において建業法に基づき主任技術者または監理技術者を専任させるものとの記載がありますが、設計・工場製作期間と現場工事期間に分けて配置させることは可能でしょうか。また、配置させる技術者の資格要件及び施工実績があればご教示下さい。  | 前段については、No. 119の回答をご参照ください。後段については、募集要項に示します。  |
| 122 | 建設業務<br>業務の範囲   | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 「事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、主任技術者又は監理技術者を配置する期間は、その工種の工事が実際に現場で行われている期間のみと考えて宜しいでしょうか。  | No. 119の回答をご参照ください。  |
| 123 | 建設業務<br>業務の範囲   | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 工事期間中の現場代理人変更は可能でしょうか。また、監理技術者との兼任も可能でしょうか。  | 前段については、特別な事情による退職（定年退職は不可）・病気・死亡の場合のみ、変更可能です。後段については、ご理解のとおりです。                         |
| 124 | 監理技術者           | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 機械電気設備工事においては現場施工まで着工から期間が空くので、機器製作期間と現場施工期間で監理技術者を分けても宜しいでしょうか。分けてもいい場合、機器製作期間の監理技術者は兼任も可能でしょうか。  | 前段については、No. 119の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。  |
| 125 | 現場代理人等          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 現場代理人及び監理技術者は、設計及び機器製作期間と現地工事期間で変更は可能でしょうか。  | No. 119の回答をご参照ください。  |
| 126 | 現場代理人等          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 現場代理人及び監理技術者は、現場の常駐は現地工事の期間のみとし設計及び機器製作期間は不要としてよろしいでしょうか。  | No. 119の回答をご参照ください。  |
| 127 | 現場代理人等          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 現場代理人が監理技術者を兼務することは可能でしょうか。  | No. 120の回答をご参照ください。  |
| 128 | 建設業務、現場<br>代理人等 | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 「事業者は、現場代理人を1名配置する」との記載がありますが、「建設JV全体で最低1名を配置し、各工種毎に複数名配置することも可能」との理解でよろしいでしょうか。   | 現場代理人は、各工種毎に複数名配置することは想定していません。  |
| 129 | 現場代理人           | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 『事業者は、現場代理人を1名配置』について、代表企業に関係なく各工種（土木・建築・機械・電気）のいずれかからの配置で良いでしょうか。   | 募集要項等に示します。  |
| 130 | 現場代理人等          | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 3) |  | 現場代理人は主任技術者または監理技術者と兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、本事業においては、主任技術者と現場代理人の兼務は想定していません。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)   | 頁  | 対応箇所 |     |       |     |        | 質問   | 回答  |
|-----|------------------|----|------|-----|-------|-----|--------|--|---|
| 131 | 工事関係書類の提出        | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 4)  |        | 水処理施設の再構築において、工事期間中に部分的に工事、供用開始を繰り返す場合、部分工事完成時毎に工事関係書類を提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。   | 現時点では、新水処理施設に関する部分完成を見込んでいません。ただし、部分完成する場合には、ご理解のとおりです。                                       |
| 132 | 工事関係書類の提出        | 28 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 4)  | (セ)    | 電子媒体の仕様をご教示ください。   | CD-RまたはDVD-Rを標準とします。その他の場合は、別途協議します。  |
| 133 | 市の請求する改造対応       | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 5)  | (イ)    | 「市が改造、修補その他必要な措置を取ることを請求したとき、市の請求した措置が完了していること」とありますが、市が本事業範囲を超える改造を請求された場合は、契約変更対応にあたると考えてよろしいですか。  | ご理解のとおりです。  |
| 134 | 契約図書             | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 5)  | (ウ)    | ここで言われている「契約図書」とは設計図書との理解で宜しいでしょうか。  | 契約図書とは、契約書と設計図書（基本設計図書及び詳細設計図書）のことです。記載内容を修正します。  |
| 135 | 完成検査等            | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 5)  | (ウ)    | 「完成検査は、市及び建設等JVの臨場の上、工事目的物を対象として契約書と対比し」とありますが、契約図書の中には、契約図書決定後に発生した変更や追加事項も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 136 | 完成検査等            | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 5)  | (ウ) a) | 「工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等」とありますが、基準をご教示ください。   | 各種基準の列記はできませんが、土木工事に関しては、主として山口県土木工事施工管理基準に準拠します。   |
| 137 | 修補               | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 5)  | (エ)    | 市から修補の必要があると認め ありますが、設計図書に反するときに限ると解釈してよいでしょうか。  | 通常の公共工事と同様とお考えください。   |
| 138 | 建設業務<br>施工時間について | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 6)  |        | 夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23 年法律第178号）に規定する休日に工事を行おうとする場合は、市と事前に協議することとありますが、協議の結果によっては工事ができないこともあるとのことでよろしいでしょうか。その場合には、提案時点では夜間、休日の工事実施を見込まず工程計画を策定することが条件であるとのことでよろしいでしょうか。 | 前段については、特別な事情がない限り、原則として協議により実施可能です。後段については、休日の工事を一律禁止することは考えていないため、工程計画の提案内容に制限を設ける予定はありません。 |
| 139 | 施工時間について         | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 6)  |        | 夜間、日曜日、祝日の工事を行おうとする場合は、市と事前に協議することとありますが、自然災害に伴う復旧工事等のやむを得ない場合は例外と理解してよろしいでしょうか。   | 自然災害に限らず、必要であれば事前の協議により実施可能です。  |
| 140 | 工事の周知について        | 29 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 7)  |        | 事前に周知する「近隣及び工事に際し環境影響がある関係機関」が決まっていれば、具体的にご教示ください。   | 近隣の企業、工場や海上保安庁、港湾事務所などの公的機関を想定しています。  |
| 141 | 建設業務             | 30 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 8)  | (ウ)    | 騒音、振動、大気汚染（臭気）、水質汚濁（水質）等の影響に係る各検査は、工事施工の試運転時に実施するものとし、市の基準に達するか確認するものと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 142 | 高齢者、障害者の安全性確保    | 30 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 9)  | (イ)    | 「通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること」とありますが、見学者対応を想定した記載と考えてよろしいですか。  | 施工中の安全対策とお考えください。   |
| 143 | 建設業務<br>保険       | 30 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 11) | (ア)    | 建設工事保険等に関しては、建設等JVによる契約ではなく各企業各々での契約でも良いとの理解でよろしいでしょうか。  | 契約書（案）に示します。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)          | 頁  | 対応箇所 |     |       |     |     | 質問   | 回答  |
|-----|-------------------------|----|------|-----|-------|-----|-----|--|---|
| 144 | 建設業務の保険                 | 30 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 11) | (7) | 「工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険及び労災保険等に加入すること」とあります。各保険の付保内容は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、本事業では設計・建設業務の契約保証に代わる履行保証保険は不要との理解でよろしいでしょうか。              | 契約書（案）に示します。  |
| 145 | 周辺環境対策                  | 31 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 12) | (ア) | 「騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること」とありますが、合理的な範囲を事業者にて検討するため、現状にて、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞に対して、ここ数年のうちで、近隣住民からの苦情発生状況等をご教示願います。 | 特にありません。  |
| 146 | 景観への配慮                  | 31 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 12) | (ア) | 景観への配慮との小見出しがありますが、景観への配慮にかんする要求水準内容の記載がありません。事業者提案と考えてよろしいでしょうか。  | 景観配慮について、追記します。   |
| 147 | 建設業務<br>近隣対策            | 31 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 12) | (ア) | a) 必要に応じて周辺施設への工事説明等を行うこと。とありますが、工事説明により発生した事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、増加費用の内容が想定できないことから、発生時の協議により負担割合を決定します。                 |
| 148 | 建設業務                    | 31 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 12) | (ア) | a) 「合理的な範囲の近隣対策」とありますが、合理的な範囲について想定される具体例等があればご教示願います。   | 具体例はありませんが、事業者側で検討した結果、影響の及ぶ範囲の対策をお願いします。                             |
| 149 | 建設業務<br>環境物品等の調<br>達の推進 | 32 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 20) | (イ) | オゾン層を破壊する物質とは、どのような物質を指すのでしょうか。  | 特定フロン、ハロン、その他のフロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、ブロモクロロメタン、臭化メチル、代替フロン等です。 |
| 150 | 建設業務                    | 32 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 20) | (イ) | オゾン層を破壊する物質について、想定される具体的物質を例示いただけないでしょうか。  | No. 149の回答をご参照ください。   |
| 151 | 地産品購入                   | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 23) | (カ) | 「周南市内または山口県内の地産品購入の促進について提案すること」とありますが、地産品の購入で評価点数が高くなるとの理解で宜しいでしょうか。  | 評価項目の詳細については、お答えできません。  |
| 152 | 地産品の購入                  | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 23) | (カ) | 「周南市内または山口県内の地産品購入の促進について提案すること」との記載がありますが、技術提案書の評価項目として地産品購入促進についての項目があるということでしょうか。   | No. 151の回答をご参照ください。   |
| 153 | 地産品                     | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 23) | (カ) | 地産品購入の促進について提案することとありますが、購入予定の地産品について施工計画書に記載して提出することで要求を満たすものと考えてよろしいですか。   | 施工計画書に記載し、利用促進を行えば、要求事項を満たしたこととなります。                                  |
| 154 | 地産品の購入                  | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 23) | (カ) | 「周南市内または山口県内の地産品購入の促進について提案すること」との記載がありますが、地産品の購入については、技術提案書の評価項目となるのか、または要求水準として、施工計画時に提案すればよろしいのでしょうか。ご教示願います。   | No. 151の回答をご参照ください。   |
| 155 | その他                     | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.2 | 23) | (カ) | 「周南市内または山口県内の地産品購入の促進について提案すること。」とありますが、促進計画を提出する必要があるのでしょうか。  | 特に促進計画の提出を求める予定はありませんが、提案は可能です。                                       |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)   | 頁  | 対応箇所 |     |       |  | 質問   | 回答  |
|-----|------------------|----|------|-----|-------|--|--|---|
| 156 | 積算内訳書            | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 「別途見積もりが必要な場合は3社以上を原則とする。」とありますが、この工事積算内訳書は工事発注を目的とした内訳書ではないこと、さらには技術提案書の提出時点において機器費等は決定していることを鑑み、1社の見積もりのみで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。上記に関わらず3社以上の見積もりが必要な場合、その理由についてご教示いただきたくお願いします。 | 主要機器等における1社見積りは理解していますが、あくまでも国費の補助により行う事業であり、機器や仕様を決定する時点での見積り徴取において、その価格が適正か否かについて、客観的に立証する必要があるため、原則として3社以上の見積りをお願いしています。 |
| 157 | 各工事積算内訳書の作成      | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 優先交渉権者決定後に固有の企業グループと契約を締結しているにも関わらず、実施設計終了後の見積徴取に当たり、3社以上を原則とする意図が分かりかねます。この意図を教えてください。  | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 158 | 各工事積算内訳書の作成      | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 別途見積もりが必要な場合は3社以上を原則とするがありますが、「必要な場合」となるケースを具体的にご教示願います。   | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 159 | 各工事積算内訳書の作成      | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 「また、別途見積りが必要な場合は3社以上を原則とする」とありますが、購入品すべて、3社以上の見積徴収が必要でしょうか。  | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 160 | 各工事積算内訳書の作成      | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 「別途見積もりが必要な場合3社以上を原則とする」とありますが、自社製品及び指定メーカー品の場合は、1社でもよろしいでしょうか。  | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 161 | 積算内訳書            | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 別途見積りが必要な場合は3社以上原則とする、と有りますがどの様なものを想定しているのかご教示ください。プロポーザル時提出した見積書に内訳を明記しているブランド機器については発注者の評価を得て採用されている認識ですので3社見積りは不要と考えます。   | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 162 | 建設業務             | 33 | 3    | 3.3 | 3.3.3 |  | 「別途見積もりが必要な場合は、3社以上を原則とする。」との記載がありますが、本事業は固有の技術による提案となるため、見積もりが必要な場合、1社のみが必要と考えてよろしいでしょうか。   | No. 156の回答をご参照ください。   |
| 163 | 建設業務             | 34 | 3    | 3.3 | 3.3.4 |  | 工事期間中のユーティリティ（電力、水）の計量方法をご教示願います。  | No. 103の回答をご参照ください。   |
| 164 | 工事期間中のユーティリティの利用 | 34 | 3    | 3.3 | 3.3.4 |  | 「施工中の用水として、必要な手続きを経た上で既存の用水設備等から処理水を利用することは可能であるが、利用に際して必要となる設備の設置及び費用は事業者の負担」とありますが、既存の用水設備等から処理水を利用量に関して、上限等の条件があれば、ご教示願います。   | 貸出予定の「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。   |
| 165 | 工事期間のユーティリティ     | 34 | 3    | 3.3 | 3.3.4 |  | 工事電力や水の確保について、取合い点等の候補場所を示していただけますでしょうか。   | No. 104の回答をご参照ください。   |
| 166 | 責任施工             | 34 | 3    | 3.3 | 3.3.5 |  | 「事業者は、要求水準書に明示されていない事項であっても、要求水準書で定めた本施設の性能を発揮するために必要なものは、事業者の負担で施工すること」とありますが、要求水準内容を踏まえ、事業者にて提案させて頂いた内容で性能を満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 167 | 施工前の許認可          | 34 | 3    | 3.3 | 3.3.6 |  | 「市が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成及び手続き等について事業スケジュールに支障が無いよう実施及び協力するものとし、その費用を負担すること。」とありますが、事業者が実施する書類作成及び手続きの協力を事業者にて費用負担すると考えてよろしいでしょうか。                                   | ご理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |        |       |     | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|--------|-------|-----|--|--|
| 168 | 工程管理及び施工管理     | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.8  | 1)、5) |     | 「1)…、工事の進捗状況について市に報告すること」かつ「5)事業者は、市に工事の進捗状況を毎月報告すること」との記載がありますが、どちらも、3.3.2 2) (キ)に記載の工事監理者を通じた定期的な報告と同義であると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 169 | 工程管理及び施工管理     | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.8  | 3)    |     | 「各検査の検査結果が、市の示す基準に達しなかったとき」とありますが、市の基準とは具体的にご教授願います。   | 各種基準（一例として山口県土木工事施工管理基準）に準拠することを示します。  |
| 170 | 検査の基準          | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.8  | 3)    |     | 「検査結果が、市の示す基準に」とありますが、「市の示す基準」とは本要求水準書および事業者が提出する提案書に記載された内容との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 171 | 工程管理及び施工管理     | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.8  | 6)    |     | 「事業者は、敷地内において市が発注したその他の工事や近接する別工事との調整を率先して行い、関係する工事の円滑な施工に協力すること。」とありますが、貴市で予定されている別工事の内容・時期・期間を具体的にご教示ください。   | No. 111の回答をご参照ください。  |
| 172 | 工事管理及び施工管理     | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.8  | 6)    |     | 「市が発注したその他の工事や近接する別工事」の予定が決まっていれば、当該工事内容について具体的にご教示ください。   | No. 111の回答をご参照ください。  |
| 173 | 施工図等の提出        | 35 | 3    | 3.3 | 3.3.10 |       |     | 「本工事の施工にあたり、仕様書、製作図、施工図・・・を作成し、各施工段階前に市に提出して承諾を受けること。」とありますが、本事業では事業者の責任において施工を行うものであるため、貴市の「承諾」ではなく、貴市の「確認」を受けるとの理解でよろしいでしょうか。上記に加えて、ご確認いただく過程で、施工図等に対して費用の増大を伴う変更指示があった場合が、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、交付金対象事業のため、あくまでも市の承諾の上、施工を行うものと考えています。後段については、過度な設計変更指示は考えていませんが、必要に応じて協議し、費用負担に関して調整する予定です。 |
| 174 | 設計の契約不適合       | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1  | 1)    | (ア) | 性能及び機能が達成できない理由が要求水準書、実施設計図書及び提案書等に記載が無く、想定していない事象が原因の場合は、事業者責任での保証対象外との理解でよいでしょうか。  | 現時点で想定はしていませんが、そのような事象が起こった場合は、対応を協議したいと考えています。  |
| 175 | 建設業務           | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1  | 1)    | (イ) | 「疑義が生じた場合」との記載がありますが、試運転・性能試験、立会検査（現場）、完成検査、契約不適合期間等、どの時点で疑義が生じた場合を指すのでしょうか。   | 引渡し後、契約不適合責任期間において疑義が生じた場合です。  |
| 176 | 契約不適合          | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1  | 1)    | (イ) | 「引渡し後、施設の性能及び機能の確認について、疑義が生じた場合は試験要領書を作成し、市の指定する時期に性能及び機能の確認試験を事業者の負担において行う。」とあります。契約不適合責任期間とも関連した質問になりますが、引渡し後から疑義が生じた時点の有効期限（引渡し後から〇年等）を明確にさせていただきたく思います。  | ご意見として承ります。  |
| 177 | 契約不適合          | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1  | 1)    | (エ) | これはどのような事象を想定しているのかご教示ください。  | 工事目的物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない事象を想定しています。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|---|
| 178 | 施工の契約不適合       | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1 | 2) |     | <p>「施工の契約不適合」について記載がありますが、契約不適合責任期間については、公共工事標準請負約款に従い以下のように表現を見直していただけないでしょうか。</p> <p>「契約不適合の担保期間は、引渡しを起算点とし、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは10年間とする。なお、市が確認、説明、報告を受けたことによって、事業者は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部または一部を回避し得ないものとする。」</p> <p>なお、上記に関わらず、公共工事標準請負約款と異なる期間を設定される場合はその理由についてご開示をお願いいたします。</p>  | No. 179の回答をご参照ください。   |
| 179 | 契約不適合          | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1 | 2) |     | <p>「契約不適合の担保期間は、権利を行為できるときから10年及び契約不適合を知った時から5年の期間でどちらか短いほうが適用される。」とあります。中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日改正令和4年6月21日）第57条では、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができないとあります。</p> <p>また、同条第2項に、前略・・・引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができます。とあります。</p> <p>加えて、貴市の工事請負契約約款第51条では、先に挙げた公共工事請負契約約款の記載と同じ、2年と1年となっております。これらに照らして本事業の規定を見た場合、10年と5年という期間設定は余りにも長期間であり、貴市の他の下水道工事（土木・建築工事、機械・電気工事等）、他自治体のDBO案件と対比しても厳しい期間設定になっていると考えます。この点について、貴市のお考えをお聞かせください。</p> | ご意見として承ります。なお、考えとしては、設計・施工・維持管理を含めて応募者の提案事業を行う上で、責任をもって事業を実施いただきたいと考えているためです。 |
| 180 | 施工の契約不適合       | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1 | 2) |     | <p>「権利を行使できるときから」の起点となる日は「施設の引き渡し日」との理解で宜しいでしょうか。</p>   | ご理解のとおりです。なお、事業者の故意又は重過失により生じたものであるときは、知った時からに該当します。                          |
| 181 | 施工の契約不適合       | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1 | 2) |     | <p>「契約不適合の担保期間は、権利を行使できるときから10年及び契約不適合を知ったときから5年の期間でどちらか短いほうが適用される。」とありますが、P37 3.4.3 保証期間 1)では「引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする。」と規定されており、それぞれの期間において齟齬が生じていますが、公共工事標準請負契約約款と同様の期間（工事目的物は引渡日から2年、設備機器本体等は引渡日から1年）である、3.4.3 保証期間 1)の規定が優先されるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>   | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。   |
| 182 | 契約不適合の判定・補修    | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.1 | 3) | (ア) | <p>「契約不適合判定に要する経費は、事業者の負担とする。」とありますが、判定の結果、契約不適合が無かった場合、判定に要した経費の負担は、貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。</p>  | あくまでも検査費用は、事業者負担とします。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|--|
| 183 | 施設能力           | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.2 | 1) |  | 「性能試験時点において定格能力に満たない場合は、その時の水量をもって試験を行い」とありますが、「性能試験時点において定格能力に満たない場合」とは、「性能試験を実施する時点で、流入原水の条件が、定格能力を確認するための条件に満たない場合」との理解でよろしいでしょうか。<br>その理解でよろしいければ、「その時の水量をもって試験を行い」とは「その時の水量及び水質をもって試験を行い」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。  |
| 184 | 性能試験           | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.2 | 1) |  | 水処理施設の再構築において、工事期間中に部分的に工事、供用開始を繰り返し行う場合、部分工事完成時に性能試験を行う必要があると考えてよろしいでしょうか。   | 部分的な供用開始は見込んでいませんが、もし合理的に認められる場合は、部分完成毎に性能試験を行ってください。  |
| 185 | 性能試験           | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.2 | 1) |  | 性能試験内容についてご教示下さい。   | 要求水準書に記載した能力を確認する試験です。   |
| 186 | 契約不適合          | 36 | 3    | 3.4 | 3.4.2 | 2) |  | 市が確認、説明、報告を受けたことによって、事業者は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部または一部を回避し得ないものとする、とありますが、これはどの様な事象を想定しているのかご教示ください。   | 全ての契約不適合を想定しています。  |
| 187 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 |    |  | 「保証期間は、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年」とありますが、各施設の完成検査終了後の保証期間と考えてよろしいでしょうか。  | 現時点では、部分的な引渡しを考えていませんので、解体撤去を除く完成検査終了後を想定しています。  |
| 188 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 1) |  | 「本施設の保証期間は、引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする。」との記載がありますが、起点となる「引き渡し後」とは、「設計・建設期間終了後の令和13年10月」もしくは「設計・建設期間内に新水処理施設が完成し、完成検査に合格した時点」と考えてよろしいでしょうか。  | 完成検査に合格し、市へ引渡しした時点からとなります。   |
| 189 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 1) |  | 「本施設の保証期間は、引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする。」とあります。塗材等の材質の品質保証期間と契約不適合責任期間が混在しているように思料しますが、この点について、貴市のお考えをお聞かせください。  | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 190 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 1) |  | 「保証期間は、引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする」とありますが、保証期間の開始日は引き渡し後のいつになりますでしょうか。ご教示ください。  | No. 188の回答をご参照ください。  |
| 191 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 2) |  | 「保証期間中の設備の点検調査費は事業者の負担とする。」とあります。ここでいう点検調査と第5章5.9.1項の日常的な保守点検の違いは、どのように区分・定義されるのでしょうか。  | 性能を担保するための点検調査であり、維持管理上のもとは別とお考えください。  |
| 192 | 保証期間中の点検調査費    | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 2) |  | 「保証期間中の設備の点検調査費は事業者の負担とする」とありますが、建設工事請負契約の範囲でしょうか。それとも維持管理委託契約の範囲でしょうか。   | 建設工事請負契約の範囲と考えています。  |
| 193 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 3) |  | 防水工事等の保証期間が各々記載されていますが、起点は「設計・建設期間終了後の令和13年10月」もしくは「設計・建設期間内に新水処理施設が完成し、完成検査に合格した時点」と考えてよろしいでしょうか。また、各保証期間を経過した後に生じる補修・再塗装等の防水工事は、本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。   | 前段については、No. 188の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。ただし、大規模な修繕工事につながらないための小修繕により、延命化を図ることができるような提案を期待しています。 |



| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    | 質問  | 回答  |   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|---|---|---|
| 194 | 契約不適合及び保証保証期間  | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 3) | 防水工事等の保証期間中に生じた欠陥等で補修を行った場合、当該補修後の保証期間は当初保証書で保証した期間であり、補修による保証期間の延長は無いという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |   |
| 195 | 防水工事の保証書       | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 3) | 防水工事の保証は、『防水』の記述のある建築施設が対象と認識して良いでしょうか。   | 提案に基づく建設工事であるため、建築施設に限りません。   |   |
| 196 | 保証期間           | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.3 | 3) | (ア)<br>(ク)  | 防水工事等の保証期間が明示されており、保証書を提出することとありますが、材料や施工方法によっては明示されている保証期間や保証書が確保できないものもあると思われます。今回工事では、保証期間・保証書を確保できる材料・施工方法から選定するものと考えてよろしいでしょうか。または設計・施工中の協議により、保証期間等を変更することも可能でしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、設計時以降において、著しく有益となるもの以外は変更を認めない方針とします。 |
| 197 | 契約不適合及び保証その他   | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.4 |    | 原則として、施設の部分引渡しは行わない。とありますが、例外的に部分引渡しを行う場合もあるのでしょうか。   | 解体撤去工事が残る場合、その他の工事範囲については部分引渡しすることで問題ありません。   |   |
| 198 | 部分引渡し          | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.4 |    | 部分引渡しは原則として行わないとありますが、事業期間中で建設工事が全て完了していない段階で、処理施設の一部を供用開始する場合は、もちろん協議によると思いますが、部分的に完了検査をして頂けるという認識でよろしかったでしょうか。  | 部分的な完了検査は実施しません。ただし、必要に応じて協議を行い、事業者側の責任を前提に、処理施設の一部を供用開始は認める予定です。   |   |
| 199 | その他            | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.4 |    | 「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とありますが、建設工事の完成引渡しについては部分引渡しを行わないが、撤去工事の完了引渡しについてはこの限りでない、との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |   |
| 200 | その他            | 37 | 3    | 3.4 | 3.4.4 |    | 「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とありますが、完成後、引渡しまでに相当の期間を要する施設がある場合は、保証期間（契約不適合の担保期間）の起算日について協議をお願いできますでしょうか。   | No. 188の回答をご参照ください。   |   |
| 201 | 本業務に関する要求水準    | 38 | 4    |     |       |    | 実施方針の別紙1に記載の「土木工事企業」、「建築工事企業」、「機械設備工事企業」、「電気設備工事企業」はそれぞれ要求水準書に記載の4.4、4.5、4.6、4.7に記載の要件を満足して工事業務を行う企業との理解でよろしいでしょうか。<br>また実施方針p.10の第2.5(4)③において、建設企業は担当する工事業務に係る特定建設業許可を有していることが参加資格要件となっておりますが、複数のJV構成員で一つの業種の工事業務を担当する場合は、いずれか1社のJV構成員が当該業種の特定建設業許可を有していることで参加資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。例えば、2社のJV構成員で土木工事を担当する場合、1社が土木工事業の「特定」建設業許可を有し、もう1社が土木工事業の「一般」建設業許可を有していることにより参加資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |   |
| 202 | 計画下水量          | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.1 |    | 実施方針p.17に「雨天時の水量増加に対応するために処理能力及び貯留機能を確保すること。詳細は要求水準書（案）を参照のこと。」とありますが、本事業の要求水準は、あくまでも表4.11に示されている計画下水量を処理可能な能力を確保することを求めているとの理解でよろしいでしょうか。  | 当該の記載は削除しています。実施方針（修正版）P17をご参照ください。   |   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |      | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|------|---|--|
| 203 | 本処理場の計画<br>下水量 | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.1 |      | 流入下水の日間流量変動パターンをご教示ください。  | 電子データではなく、紙ベースによる情報開示となりますが、閲覧方法は別途お知らせします。                                    |
| 204 | 本処理場の計画<br>下水量 | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.1 |      | 流入下水の日内での時間最大下水量の流入継続時間及び発生頻度をご教示ください。  | No. 203の回答をご参照ください。  |
| 205 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.1 | 表4.1 | 晴天時及び雨天時の本処理場の計画下水量は、日最大として23,100m <sup>3</sup> /日と示されていますが、一方で5.8.1 運転監視業務 表5.2では、処理すべき流入下水水量の水準として、日最大流入下水水量（晴天日）33,000m <sup>3</sup> /日が示されています。本事業の要求水準として満たすべき、本処理場の新水処理施設の施設能力は、日最大23,100m <sup>3</sup> /日と考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 206 | 水温条件           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |      | 流入水の水温について、計画値および実績値をご提示いただけないでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 207 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |      | 「将来的に流入水質の変化が生じた場合においても・・・」とありますが、これは別紙3-2(1)に示されている範囲内での変化との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 208 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |      | 4.1.2項の3行目、「また、別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと。」とあります。ここでいう無駄な施設、設備の定義を教えてください。   | 実績流入水量や水質を踏まえ、解釈は事業者提案に委ねます。なお、記載内容を修正します。                                     |
| 209 | 処理水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 | 表4.2 | 「表4.2 流入水質と放流水質」内記載の「括弧」で示された数値は、維持管理上の目標とする数値であり、この数値を超過した場合でも減額等のペナルティ対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。   | ペナルティに関しては、契約書（案）等に示します。   |
| 210 | 流入水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 | 表4.2 | 表4.2に示されている流入水質は、晴天時の合流/分流を合わせた平均の水質との理解でよろしいでしょうか。また、汚泥処理返流水やし尿・浄化槽汚泥は考慮されていないとの理解でよろしいでしょうか。  | 前段について、流入水質は平均ではなく計画値であるため、合流・分流の区分はありません。後段については、ご理解のとおりです。                   |
| 211 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 | 表4.2 | 流入水質計画値について、BODの計画値115mg/Lは、他の項目（COD, SS, T-N, T-P）に比べると、10カ年の実績流入水質（P.113 別表3-18）との乖離が大きいと見受けられます。BODの流入水質濃度については、将来的な変動要因を考慮された計画値と考えてよろしいでしょうか。  | 流入水質の計画値は、全体計画に基づくものです。  |
| 212 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 | 表4.2 | 計画放流水質について、T-N 14mg/L、T-P 2.6mg/Lは、T-Nは1.4、T-P2.6の換算係数がそれぞれ掛かっているものと見なしてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。なお、本市が所有する各種資料を別途開示しますので、ご参照ください。                                    |
| 213 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 | 表4.2 | 表4.2の流入水質と放流水質のうち、T-Nの放流水質が14mg/l（10mg/l × 1.4）、T-Pの放流水質が2.6mg/l（1.0mg/l × 2.6）となっています。これは、下水道法の計画放流水質だと思います。一方で、周防灘流域別下水道整備総合計画では、徳山中央浄化センターの計画処理水質をT-N10mg/l、T-P1.0mg/lと定め、年間平均処理水質と定義されていると思います。水処理法選定及び施設設計を行うに当たっては、この年間平均処理水質を満足し、かつ年間最大放流水質（計画放流水質）を満足する必要があると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、下水道年間平均処理水質は計画放流水質を満足するための運転目標であり、原則として、計画放流水質を満足することが要求水準となります。 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |  | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|--|--|--|
| 214 | 放流水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | SSの放流水質は目標値となっていますが、年間最大値はこの値以下にすることが条件でしょうか。  | 年間最大値を当該値以下とすることが条件ではありません。  |
| 215 | 流入水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | 流入水質は汚泥処理の返流水負荷を考慮した結果となっていますでしょうか。また、し尿・浄化槽汚泥等の負荷についても考慮されていますでしょうか。  | No. 210の回答をご参照ください。  |
| 216 | 放流水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | 流入水質よりも計画放流水質のT-P濃度が高いことから、脱りん用の設備の配置は不要と考えて宜しいでしょうか。  | 計画放流水質は、計画流入水質と同じとします。また、脱りん用の設備配置については、事業者提案に委ねます。  |
| 217 | 放流水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | 放流水質の規制値は再構築後の水処理施設を対象とするものであり、高速ろ過施設の水質規制値は設定が無いものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 218 | 放流水質           | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | 放流水質の規制値は再構築後の水処理施設を対象とするものであり、高速ろ過施設の水質規制値は設定が無いものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 219 | 本処理場の流入・放流水質   | 38 | 4    | 4.1 | 4.1.2 |  | 「将来的に流入水質の変化が生じた場合においても、大幅な施設改造を行わずに対応できる施設計画とすること。」とありますが、施設の過大設計を防止するためにも、どの程度の水質変化までを想定しているのか表4.2にある項目（BOD, COD, SS, T-N, T-P）の具体的な値をご教示ください。 | 具体的な値はお示しできませんが、流入水質は、実績及び計画流入水質を勘案してください。   |
| 220 | し尿・浄化槽汚泥       | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | 「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」との記載がありますが、この業務委託の報告書は閲覧はできるのでしょうか。  | データの貸出を予定しています。  |
| 221 | し尿・浄化槽汚泥の性状    | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | 参考とする書類について「平成28年度・・・」とありますが、p.41 4.2.8 5)では、「平成30年度・・・」となっています。どちらかが正しい情報でしょうか。   | どちらも正しい情報です。   |
| 222 | し尿・浄化槽汚泥       | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | し尿・浄化槽汚泥の計画受入量が50kL/日と示されていますが、その内訳が示されていません。表4.1の計画下水量および表4.2の流入水質にし尿・浄化槽汚泥受入分が含まれていない場合には、その内訳をご提示願います。  | 表4.1及び表4.2にし尿・浄化槽汚泥受入分は含まれていません。計画受入量の内訳は、し尿：浄化槽汚泥＝3：7です。詳細は、貸出予定の「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。 |
| 223 | し尿・浄化槽汚泥       | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | 『計画受入量は50kL/日で週5日受入し、水処理への負荷を均一にするために受け入れたし尿は毎日水処理へ1時間程度で最初沈殿池へ移送する』とあります。1時間程度とは、1日の延べ運転時間であり、運転するタイミングは運用にて任意に設定可能との理解でよろしいでしょうか。              | 実際の運転に関しては、事業者提案によります。現在の計画については、貸出予定の「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。                             |
| 224 | 返流水質           | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | 汚泥処理の返流水の条件（水量および水質）についてご提示頂けないでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 225 | 過年度成果          | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3 |  | 「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」及び「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」の設計成果の開示又は借用をお願いしたいと思います。また、できれば募集要項等の公表を待たず、可能な限り早い段階で開示又は借用することは可能でしょうか。           | 前段について、本市が所有する各種資料については、別途開示します。後段については、ご意見として承ります。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)      | 頁  | 対応箇所 |     |        |    | 質問   | 回答   |
|-----|---------------------|----|------|-----|--------|----|--|--|
| 226 | し尿等の投入汚泥性状          | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3  |    | し尿等の投入汚泥性状の変動幅はどの程度でしょうか。表4.3の受入条件値が最大値との理解でよろしいでしょうか。   | 表4.3に合わせて、平成20年度測定結果（実績値）を追記します。   |
| 227 | し尿・浄化槽汚泥            | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3  | 2) | 「し尿・浄化槽汚泥」の計画受入量は、50kL/日と示されていますが、受入量の比率は表4.3で示されている「し尿」と「浄化槽汚泥」の比率（し尿：浄化槽汚泥＝10.19：25.28）に準じて、同じ割合で増えるものと考えてよろしいでしょうか。もしくは、「し尿」又は「浄化槽汚泥」のいずれか一方のみが増えるものとして、計画する必要があるので | No.222の回答をご参照ください。   |
| 228 | し尿移送                | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3  |    | 「し尿は毎日水処理へ1時間程度で最初沈殿池へ移送する～」とありますが、土日も含め毎日無希釈で1系最初沈殿池へ移送しているとの認識でよろしいでしょうか。  | 詳細は、貸出予定の「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。                              |
| 229 | し尿・浄化槽汚泥            | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.3  |    | 「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」について、公表できる資料のリストをご教示ください。  | 本資料は、工事費等に係る範囲以外を公表予定です。   |
| 230 | 投入汚泥の性状             | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.23 |    | 投入汚泥の性状は「平成28年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」において示される表4.3の値を参考とするとありますが、41頁 4.2.8 5)では、平成30年度を参照することとなっています。どちらを正とすればよいか、ご教示下さい。  | 要求水準書P39の記載のとおり、投入汚泥の性状は「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」において示される以下の値を参考としてください。 |
| 231 | 計画地盤高と水位条件          | 39 | 4    | 4.1 | 4.1.4  | 2) | 放流先既往最高水位はT.P+2.34mの記載がありますが、気象庁のHPの過去最高潮位一覧表によると、1955年にT.P+2.720m（観測地点名：徳山、所管機関名：海上保安庁）という記録が掲載されています。放流先最高水位は、T.P+2.34mで計画すればよろしいでしょうか。                              | T.P+2.34mで計画してください。  |
| 232 | 本処理場（水処理）として確保すべき機能 | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1  |    | 「・・・ただし、流入水量・水質の状況が変化し、計画放流水質を満たさない状況となった場合でも、大幅な改造を行わないような施設計画とする。」とありますが、施設の過大設計を防止するためにも、どの程度の流入水量の変化までを想定しているのか具体的な水量をご教示ください。                                     | 計画流入水量までを想定しています。  |
| 233 | 水処理方式               | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1  | 2) | 「大幅な改造」とは土木施設の改造を伴うものであり、ポンプや攪拌機などの機械設備の増設は、該当しないとの理解でよろしいでしょうか。または「大幅な改造」の定義を明確化していただきたくお願いします。   | 前段については、ご理解のとおりです。ただし、最初沈殿池など現状の流入水質を勘案した提案を求めます。後段については、ご意見として承ります。         |
| 234 | 流入水量・水質の変化          | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1  | 2) | 「流入水量・水質の状況が変化し・・・」とありますが、貴市の知見において、流入水量の変化について具体的にご懸念されていることについてご提示頂けないでしょうか。また流入水質の変化についても同様に提示頂けないでしょうか。  | 前段については、雨天時以外でも水量の変動があることが懸念事項として挙げられます。後段について、流入水質は計画水質程度に変動することが想定されます。    |
| 235 | 確保すべき機能に関する要件       | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1  | 2) | 「ただし、流入水量・水質の状況が変化し、」とありますが、どれぐらいの変化を想定されているか、ご教示下さい。  | 計画水質程度に変動することが考えられます。  |
| 236 | 既存の水処理施設の活用         | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1  | 3) | 「事業者は既存施設の構造及び耐震性能を確認し、・・・補強等の対策を講じるものとする。」とありますが、調査や補強に関わる費用のすべてが補強の程度等に関わらず本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|--|
| 237 | 既存の水処理施設の活用    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 3) |  | 既存の水処理施設を活用することも可能とありますが、活用できる施設は土木施設のみであり、機械設備や電気設備は活用不可能であるとの理解でよろしいでしょうか。  | 事業者の提案によります。   |
| 238 | 既存の水処理施設の活用    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 3) |  | 「既存の水処理施設を活用することも可能とするが、・・・補強等の対策を講じるものとする。」とありますが、事業開始後の調査により想定以上の補強等の対策が必要となり、土木躯体の容量が不足した場合のリスクは事業者側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 239 | 耐震性能           | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 3) |  | レベル2地震動に対する耐震性能は、耐震性能2又は2' のどちらでしょうか。また、耐震性能2' の場合、基礎杭の杭頭部の塑性化は許容されるでしょうか。  | 基本的には耐震性能2とします。杭頭部の塑性化は許容しません。   |
| 240 | 供用できる状態        | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 「供用できる状態」の定義をご教示ください。   | 技術的根拠に基づき供用できる状態です。  |
| 241 | 想定目標耐用年数       | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 想定目標耐用年数（75年や20年）は保証期間ではなく貴市における更新目標年数を示しているとの理解でよろしいでしょうか。   | 性能を確保すべき期間と考えています。   |
| 242 | 確保すべき機能に関する要件  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 「既存の水処理施設を活用する場合は、（略）、供用できる状態とすること。」とありますが、「供用できる状態であるとの提案内容」についての確認方法を具体的にご教示願います。   | 事業者にて性能が確保されていることを示す提案内容を記載してください。   |
| 243 | 確保すべき機能に関する要件  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 「既存の水処理施設を活用する場合は、（略）、供用できる状態とすること。」とありますが、提案した「供用できる状態」が保たれなかった場合の復旧（修繕）コストは提案者の全額負担との理解で宜しいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。   |
| 244 | 事業期間終了時の措置     | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 「ストックマネジメント実施方針における」とあります。周南市のストックマネジメント実施方針があればご教示ください。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 245 | 既存の水処理施設の活用    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 『耐震補強から20年（処分制限期間）』の処分の定義はありますでしょうか。  | 適化法における処分制限期間を示します。  |
| 246 | 既存の水処理施設の活用    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.1 | 4) |  | 既存の水処理施設の活用の『供用できる状態』は、技術的根拠の確認が必要と認識してよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 247 | 管理棟            | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 4) |  | 『既設管理棟解体時には、市職員（4名）の執務スペース及び既設管理棟機能（会議スペース、書庫、便所等）を場内に確保すること。』とあります。検討を行うため、必要な既設管理棟機能および仕様を具体的に明示願います。                     | 要求水準書に追記します。   |
| 248 | 水質試験室規模        | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 |    |  | 管理棟として確保すべき機能にある「水質試験室」は、どの程度の規模を想定されていますでしょうか。例えば、下水道事業団であればA、B、Cの3タイプが御座います。  | 事業者の提案によりますが、現時点ではCタイプを想定しています。開示予定の「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。 |
| 249 | 管理棟として確保すべき機能  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 |    |  | 管理棟において常駐する市職員は14名とありますが、監視室、事務室、会議室について、市として想定する（又は現状の）利用人数をお教えください。特に会議室については、見学者対応での利用も見込まれていますので、想定をご教示頂ければと思います。       | 要求水準書に追記します。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|---|
| 250 | 管理棟として確保すべき機能  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 |    |  | 管理棟諸室について、食堂は不要と考えてよいでしょうか。   | 事業者の提案によります。ただし、国費の補助要件に該当するか否かを確認のうえ、適切に提案してください。  |
| 251 | 水質試験項目         | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 水質試験室を配置するとありますが、想定されている試験内容及び試験項目についてご指定はございますでしょうか。また、別紙4-13において市が貸与する水質分析機器での試験項目と考えて宜しいでしょうか。 | 水質試験内容及び項目については、別途記載します。なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 252 | 管理棟            | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 「管理棟には、事務室、会議室・・・配置する。」とありますが、各部屋の面積は応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。                                     | ご理解のとおりです。  |
| 253 | 管理棟            | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 「管理棟の基幹事業の交付対象範囲となる基準」について、詳細をご提示頂けないでしょうか。   | 「下水道事業の手引き」等にて、管理棟の基幹事業の交付対象範囲となる基準をご確認ください。  |
| 254 | 管理棟内備品         | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 新設管理棟内の備品について、事業者が維持管理をするために設ける居室の備品は本事業範囲であり、貴市職員が利用する居室の備品は貴市にて手配するとの理解でよろしいでしょうか。              | 事業者が維持管理をするために設ける居室の備品については、事業者自らご準備ください。市の備品は、別途市が準備します。   |
| 255 | 仮眠室            | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 仮眠室を配置するとありますが、市の職員のための仮眠室は必要でしょうか。   | 不要です。   |
| 256 | 常駐する市職員        | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 1) |  | 14名の市職員様が常駐する場所は、1)の各室のいずれでしょうか。また、常駐する市職員様が使用する水道代・燃料費については、貴市のご負担となるのかご教示願います。                  | 前段については、事務室です。後段については、ご理解のとおりです。  |
| 257 | 管理棟機能          | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 2) |  | 「常駐する市職員は14名として計画すること」とありますが、どのような業務内容を実施されますでしょうか。業務遂行に必要な備品等の準備はどのようにされますでしょうか。                 | 前段については、下水道一般及び処理場にかかる業務です。後段については、質問No254の回答をご参照ください。  |
| 258 | 管理棟として確保すべき機能  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 2) |  | 常駐する市職員の想定される業務をご教示ください。  | No. 257の回答をご参照ください。   |
| 259 | バリアフリー化        | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 3) |  | 『バリアフリー化は必須ではない。』と記載がありますが、「3.2.2 基準、仕様等」より、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」には準じて設計するとの理解でよろしいでしょうか。       | 必要に応じて参考としてください。  |
| 260 | 屋上利用           | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 3) |  | 見学者の屋上利用のお考えがあるでしょうか。   | 施設全体を見るため、必要に応じて見学者を屋上に上らせることはあり得ると考えています。  |
| 261 | 管理棟の機能         | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 3) |  | 見学者の受け入れを考慮した施設計画とのことですが、想定する見学者の最大人数はどの程度かご教示下さい。あるいは、過去の見学者の最大人数がわかればご教示下さい。                    | 過去の実績から、最大120人程度（小学校で3クラス程度）を想定しています。ただし、会議室については、1クラス程度の人数の受入を想定しています。                           |
| 262 | 管理棟内室面積        | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 4) |  | 既設管理棟解体時の書庫スペースは、既設管理棟に保管している書類の保管スペースとの理解でよろしいでしょうか。   | 既設管理棟の書類保管スペースは、市側で整理する必要があると考えています。解体時に確保していただく執務スペースに付随する書庫機能は、現在の書類保管スペースほどの面積は必要ないものとお考えください。 |
| 263 | 既設管理棟解体時の対応    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.2 | 4) |  | 既設管理棟解体時に、市職員の執務スペース及び管理棟機能の確保とありますが、想定している場所はあるでしょうか。  | 特にありません。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)                                    | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|---|----|------|-----|-------|----|--|---|--|
| 264 | 管理棟として<br>確保すべき機能                                 | 40 | 4    | 2.2 | 4)    |    |  | 「既設管理棟解体時には、市職員（4名）の執務スペース及び既設管理棟機能（会議スペース、書庫、便所等）を場内に確保すること。」とありますが、基本料金・使用料金は市の負担との理解でよろしいでしょうか。                        | 既設管理棟解体時に必要な光熱水費等は、市が負担するものと考えています。            |
| 265 | 浸水深   | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 |    |  | 「ハザードマップにある1.0～2.0未満の浸水」とありますが、市において浸水深の設定をされておりますでしょうか。（1.0～2.0mであると幅が大きいため）   | 現時点では設定していませんが、令和4年度中に策定する耐水化計画の中で、浸水深を設定予定です。 |
| 266 | 確保すべき機能<br>に関する要件<br>津波、高潮による<br>浸水に対する<br>安全性の確保 | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 「現時点では本処理場及び本ポンプ場において、雨水出水及び洪水における浸水は想定されていないものの、設計段階において最新の浸水想定を確認すること。」と記載があるが、最新の浸水高が変更となり建設費用が高騰した場合は設計変更対象でしょうか。     | 現時点で変更されることは想定していませんが、変更の場合は対応を協議します。          |
| 267 | 浸水ハザード<br>マップ                                     | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 浸水ハザードマップより高潮浸水想定を1.0m～2.0m未満に設定されています。本施設の浸水深に対して、具体的な数値を開示いただけますようお願いいたします。   | No. 265の回答をご参照ください。                            |
| 268 | 浸水対策  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 本処理場ならびに他の施設において浸水対策検討は策定されておりますでしょうか。  | 耐水化計画を令和4年度中に策定する予定です。                         |
| 269 | 津波、高潮による<br>浸水                                    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 「設計段階において最新の浸水想定を確認すること。」とありますが、「提案書の検討段階において」であるとの理解でよろしいでしょうか。※提案内容（価格やリスク管理）検討時に基準が必要なため。                              | No. 272の回答をご参照ください。                            |
| 270 | 浸水対策  | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 設計段階あるいは将来、浸水想定深が大きく変更されて浸水対策の強化が必要となった場合、設計変更対象と考えてよいでしょうか。  | No. 266の回答をご参照ください。                            |
| 271 | 津波、高潮による<br>浸水に対する<br>安全性の確保                      | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 津波に対する安全性の確保を行うことと記載されていますが、検討に必要な山口県の津波浸水想定について、数値データの入手は可能でしょうか。  | No. 265の回答をご参照ください。                            |
| 272 | 高波、高潮による<br>浸水                                    | 40 | 4    | 4.2 | 4.2.3 | 1) |  | 「設計段階において最新の浸水想定を確認すること」と記載ありますが、この「設計段階」とは事業者決定後の設計段階であり、事業者決定前は現状で最新のハザードマップを参考にするとということで宜しいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。                                     |
| 273 | 事業期間終了時の<br>措置                                    | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.4 |    |  | 事業期間終了後、1年以内に更新を要することがないよう、適切な維持管理を行うこととの記載がありますが、維持管理期間は令和32年3月で終了であり、事業期間終了と同時です。令和32年3月までに適切な維持管理を行い引き渡すの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                     |
| 274 | 塩害対策  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.4 |    |  | 現在の施設での塩害による被害状況をご教示ください。   | 塩害対策実施済みのため、特に被害はありません。                        |
| 275 | 塩害対策  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.4 |    |  | 既設における過去の塩害事例はありますか。塩害事例がある場合はご教示願います。  | No. 274の回答をご参照ください。                            |
| 276 | 地産品の購入促<br>進                                      | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.6 |    |  | 「周南市内または山口県内の地産品購入の促進について、提案すること」とありますが、地産品の定義は「販売元が周南市または山口県内にある企業」との理解でよろしいでしょうか。                                       | 周南市及び山口県内において製造・加工される製品です。                     |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|---|---|
| 277 | 地産品の購入促進       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.6 |    | 地産品購入の促進についての提案は、本競争において必須事項との理解で宜しいでしょうか。  | 必須事項ではありません。事業者提案に委ねます。                                   |
| 278 | 地産品の購入促進       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.6 |    | 地産品購入の促進については、要求水準として、必須事項でしょうか。それとも各事業者の努力目標でしょうか。   | No. 277の回答をご参照ください。                                       |
| 279 | 地産品の購入促進       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.6 |    | 地産品の購入については、本事業で必須事項として位置づけられ、提案時に定量的に評価されるのでしょうか。その場合、提案内容に齟齬が生じないよう、地産品について具体的に定義して頂きますよう、お願い致します。  | 前段について、評価の詳細に関しては、お答えできません。後段については、No. 276の回答をご参照ください。    |
| 280 | ストックマネジメント方針   | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.7 |    | 2行目に、「更新を要する状態とは、ストックマネジメント実施方針に示される改築の判断基準に基づくものとする。」とあります。ストックマネジメント実施方針を開示いただけますようお願いいたします。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                                 |
| 281 | 雨天時増水分の処理機能確保  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 2) | 「第1系統（合流）における雨天時増水分については・・・高速ろ過施設に適切に流入させ、処理できる機能を確保すること。」とありますが、再構築後の設備において雨天時流入水を処理可能な場合は、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 282 | 高速ろ過施設         | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 2) | 既設の高速ろ過施設に関する資料（仕様、図面、運転状況等）をご提示いただけますでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                                 |
| 283 | 第2系統（分流）の流入水量  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3) | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時に増加した場合、その処置については市との協議により定めるものとする。」とありますが、第2系統の流入水量が雨天時に増加した場合のリスクは貴市負担であり、処理コストが増大した場合はその費用は精算されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 流入水量が増加した場合、その全てが市の負担となるものではなく、最終的には協議のうえ対応を決定します。        |
| 284 | 設計上の留意事項       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3) | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時等で増加した場合」における現在の運用方法（現在の運転操作マニュアル等）についてご開示頂けないでしょうか。  | 空地等に貯水を行い、対応しています。マニュアルについては、現維持管理業者が作成したものであるため、開示できません。 |
| 285 | 設計上の留意事項       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3) | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時に増加した場合、その処置については市との協議により定めるものとする。」との記載がありますが、雨天時は第1系統（合流）及び第2系統（分流）ともに流入水量は増加すると見込まれます。第2系統（分流）に限定して記載されている雨天時に流入水量が増加した場合の処置と市との協議とはどのようなことを想定されているか具体をご教示願います。 | 記載内容を修正します。   |
| 286 | 雨天時水量増加        | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3) | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時に増加した場合、その処置については市との協議により定めるものとする。」とあります。この処置とは、事象発生後の対策を協議により定めるものか、又は事象発生前に事前に協議を行い、処置に対する明確化を図るものかを教えてください。  | No. 285の回答をご参照ください。                                       |
| 287 | 設計上の留意事項       | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3) | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時に増加した場合、その処置については市との協議により定める」とありますが、具体的にどのような処置を想定されているのでしょうか。ご教示ください。  | No. 285の回答をご参照ください。                                       |



| No. | 質問項目<br>(タイトル)            | 頁  | 対応箇所 |     |       |            |  | 質問  | 回答   |
|-----|---------------------------|----|------|-----|-------|------------|--|---|--|
| 288 | 設計上の留意事項                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 3)         |  | 「第2系統（分流）の流入水量が雨天時等に増加した場合、その処置については市との協議により定める」とありますが、第2系統の雨天時等の流入水量について事業期間中を通じて、どの程度の増加を想定されているでしょうか。ご教示ください。                              | 過去の流入水量実績を想定しています。   |
| 289 | 将来計画水質                    | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 4)         |  | 「水処理施設の設計にあたっては、実態の運転状況及び将来計画水質等の条件を勘案し、無駄な施設の建設を抑えた、適切な施設計画及び建設計画を策定すること。」とあります。ここでいう将来計画水質等の条件に対して、具体的な数値を教えてください。                          | 計画流入水質です。  |
| 290 | 設計上の留意事項                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 4)         |  | 「将来計画水質等の条件を勘案し、」とありますが、想定されている条件をご教示下さい。   | No. 289の回答をご参照ください。  |
| 291 | 実態の運転状況<br>他              | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 4)         |  | 実態の運転状況及び将来計画水質等の条件を勘案し、と記載されていますが、これらは別途資料提供いただけたらと考えてよいでしょうか。将来計画水質等には将来の水量予測等も含まれると考えています。   | ご理解のとおりです。   |
| 292 | 設計上の留意事項                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 4)         |  | 本処理場水処理施設は第1系統（合流）、第2系統（分流）とございますが、処理できる機能を確保できるのであれば、第1系統（合流、分流）として処理することは可能でしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 293 | 設計計画                      | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 4)         |  | 「水処理施設の設計にあたっては、実態の運転状況・・・」とありますので、本施設提案では、施設実態や下水道施設での実績等の合理的説明ができる範囲において、「下水道施設計画・設計指針と解説」や「日本下水道事業団の標準仕様書」等の記載範囲に留まらない提案も可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、基準・仕様等の記載範囲にとどまらない提案をされる場合は、それを担保できる根拠をご提示ください。      |
| 294 | 汚泥処理設備容量                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 5)         |  | 『汚泥処理設備への影響について十分検討の上』と記載がありますが、新水処理施設に対して新汚泥処理施設が十分な設備容量を有しているかについて検討するため、計画処理汚泥量が確認できる資料をご開示頂けないでしょうか。                                      | 新汚泥処理施設の設備容量については、別途開示します。ただし、計画処理汚泥量は水処理方式により変動するため、応募者にてご確認ください。 |
| 295 | 資料開示                      | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 5)         |  | 「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」について早急にご提示いただきたくお願いします。「2022年6月10日の資産調査結果の情報提供」と同様に希望者にDVDで開示する方法が望ましいです。                                       | ご意見として承ります。  |
| 296 | し尿投入量・性状                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.8 | 5)         |  | 「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」は、公告時に開示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、平成31年度以降のし尿投入量・性状も開示していただけないでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。し尿投入量はNo. 222の回答をご参照ください。性状は把握していません。     |
| 297 | 共通仮設                      | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ア)<br>(エ) |  | 現場事務所、作業員詰所、機材置場、車両駐車場所等に必要な面積の確保が懸念されます。場外に用地を確保せざるを得ない場合に要する借地等費用は事業者負担とするとありますが、貴庁が計画している提供可能な場所の位置や規模について現状の見直しをご教示願います。                  | 具体的な場所・規模についての計画はありません。  |
| 298 | 確保すべき機能<br>に関する要件<br>共通仮設 | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ア)        |  | 現場事務所は本施設の敷地外に設置することも可能でしょうか。   | 基本的には敷地内としますが、関係者の合意を得た上で、必要な諸手続きを行えば、事業者の負担により敷地外に設置することも可能です。    |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)        | 頁  | 対応箇所 |     |       |     | 質問   | 回答   |
|-----|-----------------------|----|------|-----|-------|-----|--|--|
| 299 | 共通仮設                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ア) | 『現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に把握し、適切な位置に設置すること。』とあります。設置可能エリアあるいは不可エリアのご提示願います。  | 設置可能エリア、不可エリアの区分けはありません。事業者提案によります。  |
| 300 | 確保すべき機能に関する要件<br>共通仮設 | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ウ) | 監督員事務室の備品等の設置を要求されており、詳細は貴市との協議によるとなっておりますが、市のお考えと大きな齟齬が発生させないために見積もり等が可能なように現状での想定台数や配置される監督員等の人数等をご提示ください。   | 工事監督員等は2人を考えております。   |
| 301 | 監督員事務室                | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ウ) | 何人を想定すれば宜しいでしょうか。  | No. 300の回答をご参照ください。  |
| 302 | 確保すべき機能に関する要件<br>共通仮設 | 42 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (エ) | 「工事の実施にあたり、資機材置場など、本処理場の場外に用地を確保する場合は事業者自らが借地等の対応を図ること。また、これに係る費用は全て事業者負担とする。」と記載があるが、P44 4.4.1 1)では「埋戻土の仮置きヤードを場内に確保できない場合は、市と協議の上、適切な場所を確保すること。また、土壌汚染対策法に係る手続き等を確実に実施すること。」との記載があります。埋戻土の仮置きヤードに関しては費用を含め協議なのでしょうか。               | 費用を含めての協議は考えておりません。  |
| 303 | 共通仮設                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ウ) | 現場事務所に監督員事務室を配置するにあたり、「規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。」とありますが、それぞれ要求されている仕様等について具体的にご教示ください。もし、事業者が設置する仮設事務所の仕様等を上回る水準を要求された場合には、当該上回った費用の負担について協議をお願いできますでしょうか。  | 前段については、設計照査・施工管理・検査業務を担う受託者、建設施工業者及び市担当者が一堂に会する事務所の大きさを想定しています。後段については、現場事務所に関する費用は全て事業者負担であり、市と協議のうえで規模、数量等を決定することとしていることから、費用負担の協議に応じることはできません。 |
| 304 | 共通仮設                  | 41 | 4    | 4.2 | 4.2.9 | (ウ) | 「現場事務所に監督員事務室を配置し、電気、水道、電話、インターネット接続、空調設備、事務机、書棚、作業机、ロッカー、安全用具等必要な備品を設置することとし、規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。なお、施工監理用の会議スペースを確保すること。・・・」とありますが、この項目に関しては、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき仕様・数量または金額を具体的にご教示ください。                           | No. 303の回答をご参照ください。なお、具体的な金額等はお示しできません。  |
| 305 | 事前調査                  | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |     | 測量調査、地質調査、地下埋設物調査、土壌汚染調査について、貴市において事前に実施された調査はありますか。ある場合、その調査結果と実施時期について早急にご開示いただきたくお願いします。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。  |
| 306 | 事前調査                  | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |     | 地質調査を2箇所実施予定とのことですが、予定されている場所をご教示頂けないでしょうか。  | 実施地点は、事業者の提案に委ねます。   |
| 307 | 任意の調査                 | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |     | 4行目に、「それ以外に事業者が任意で実施するものは事業者の負担とする。」とあります。ここでいう事業者負担とは、予定価格に含まず、事業者が自己負担で追加調査を行うという理解でよろしいでしょうか。この前提条件を踏まえ、提案金額を検討するに当たり、1) から9) (※地質調査を除く。) に示す測量調査、地下埋設物調査、土壌汚染調査、家屋調査、周辺影響調査、電波障害調査、その他本工事に必要な調査のうち、土質調査と同様に、予定価格に含む調査程度を教えてください。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、共通仮設費で見込むものを含んでいます。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)      | 頁  | 対応箇所 |     |       |       |  | 質問  | 回答  |
|-----|---------------------|----|------|-----|-------|-------|--|---|---|
| 308 | 事前・事後調査             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |       |  | 地質調査について、市が想定する2本以外は事業者の負担とありますが、これはサービス対価にも含むことができないとの条件でしょうか。   | ご理解のとおりです。                                      |
| 309 | 設計に関する要件他           | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |       |  | 4.3 設計に関する要件～4.8 試運転、性能試験及び立会検査（現場）に記載されている要件について、既存水処理施設を活用する場合もこれらの要件を遵守する必要があると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                      |
| 310 | 事前・事後調査             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |       |  | 地質調査は2本を想定と記載がありますが、同項目4) 土壌汚染調査の結果により、行政指導により本数が増加する懸念もございます。行政指導の場合は事業者負担にならないという解釈で宜しいでしょうか。   | 行政指導は想定していません。本数を増加する場合は、協議のうえ対応を決定します。         |
| 311 | 事前・事後調査             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |       |  | 「地質調査は2本を想定しているが、それ以外は事業者の負担」という主旨の記述がありますが、「2本分のボーリング調査は貴市が貴市の負担で実施する」という意味合いでしょうか。または「本提案での見積範囲としては、2本のボーリング調査のみを計上すること」という意味合いでしょうか。ご教示願います。 | 後者です。   |
| 312 | 調査資料                | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 |       |  | 過去に実施した調査資料はご提示いただけるものと考えてよいでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                       |
| 313 | 基本設計                | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 1)    |  | 「1)基本設計」とありますが、p.2の定義1.2(28)および(31)と齟齬が生じていると料します。整合をとっていただきたくお願いします。また本項は4.3.1ではなく、4.3.2の誤記かと思います。   | 前段については、No.12の回答をご参照ください。後段については、記載内容を修正します。    |
| 314 | 基本設計の定義             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 1)    |  | 「事業者は、技術提案書で提案した内容に基づき基本設計を行うこと。」とあります。1.2項(28)の基本設計の定義と一部表現が異なりますので、定義の精査をお願いしたいと思います。   | No.12の回答をご参照ください。                               |
| 315 | 基本設計                | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 1)    |  | 基本設計について、用語の定義では入札前の見積算定のための設計と定義されていますが、実際には契約後に提案内容に対して市の指摘等を受け、更に事前調査の内容を反映した基本設計を行い、その承認を受けた上で詳細設計に進むと考えてよろしいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。あわせて、No.12の回答をご参照ください。                |
| 316 | 設計業務                | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 2)    |  | 「事業者は、本事業に関する要求水準および技術提案内容を満足するよう詳細設計を行い、詳細設計図面及び報告書の作成を行う。併せて、これらの概要版の作成を行う。」とありますが、概要版作成の意図(使用用途)をご教示ください。                                    | 設計内容を明確にするとともに、必要に応じて市議会等に説明できる資料とすることを想定しています。 |
| 317 | 設計に関する要件<br>事前・事後調査 | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 3).4) |  | 事前調査で地下埋設物調査、土壌汚染調査を実施した結果、建設工事費用に大きな影響を与える埋設支障物、汚染土壌の存在が判明した場合、当該埋設支障物および汚染土壌の対策に必要な追加調査費、埋設支障物・汚染土壌撤去費・処分費の負担は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。            | ご理解のとおりです。                                      |
| 318 | 地下埋設物調査             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 3)    |  | 爆弾探査は不要との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                      |
| 319 | 地下埋設物調査             | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 3)    |  | 敷地内の既設インフラ設備(電力・通信・上水・下水・ガス)図面を御提示願います。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                       |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |     |  | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|-----|--|--|--|
| 320 | 事前調査           | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 3)  |  | 事業者決定後に事業者負担での事前調査を行います。提供いただける既存施設図と事前調査で判明が困難の場合も考えられ、4.9.3既存施設撤去1)の記述の通り、数量増減等が生じた場合は、市との協議させていただき認識で良いでしょうか。                   | ご理解のとおりです。                                 |
| 321 | 土壌汚染調査         | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 4)  |  | 土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策法に基づく詳細調査が必要になった場合、その詳細調査費用や対策費用については市の負担と考えます。よろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                 |
| 322 | 家屋調査           | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 6)  |  | 想定している家屋調査の範囲をご教示ください。   | 特に想定はありませんので、事業者提案に委ねます。                   |
| 323 | 電波障害調査         | 43 | 4    | 4.3 | 4.3.1 | 8)  |  | 電波障害調査について、市で対象範囲の想定がありましたらご教示ください。  | 想定対象範囲はありません。                              |
| 324 | 維持管理車両         | 44 | 4    | 4.4 | 5)    |     |  | 維持管理車両及びし尿受入れ車両の仕様は与条件として提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                  |
| 325 | 維持管理車両         | 44 | 4    | 4.4 | 5)    |     |  | 現在の維持管理車両とし尿受入れ車両の動線をご提提いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                  |
| 326 | 仮置きヤード         | 44 | 4    | 4.4 | 11)   |     |  | 場内での埋戻し土の仮置きヤードの候補地は、ご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | No. 333の回答をご参照ください。                        |
| 327 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 5)  |  | 「し尿受入に係る車両動線も区分すること」との記載がありますが、建設工事期間中に想定されるし尿受入に係る車両動線をご教示願います。   | No. 324の回答をご参照ください。                        |
| 328 | 車両動線           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 5)  |  | 『建設工事期間中は、維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分するほか、し尿受入に係る車両動線も区分すること。』とあります。既設の維持管理車両に関する情報（大きさ、台数、入場時間、頻度等）および各車両動線をご提示願います。                   | No. 324の回答をご参照ください。                        |
| 329 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 5)  |  | 維持管理車両とし尿受入に係る車両の動線（通行経路）をご教示ください。   | No. 324の回答をご参照ください。                        |
| 330 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 8)  |  | 「本業務の再構築及び撤去施設周辺の外構工事」について、どのような工事を想定されているのか具体的にご教示ください。   | 場内道路、雨水側溝、植栽、照明等を想定しています。                  |
| 331 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 8)  |  | 「本施設の維持管理動線を考慮した道路計画、場内雨水排水計画、植栽計画を立案すること。」とありますが、道路の設計荷重はT-20での計画でよろしいでしょうか。  | 場内道路はT-25で整備されているため、今回も同様とし、要求水準書に追記します。   |
| 332 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 10) |  | 「周辺工場等と協議の上」とありますが、必ず協議を行うものとして考えてよろしいでしょうか。   | 事業を円滑に進めるためにも、協議することを前提として考えています。          |
| 333 | 一般事項           | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 11) |  | 水処理施設を新設する場合、数万m3の掘削土が発生しますが、場内に仮置きヤードを確保できない可能性が高く、場外に確保する必要があります。「市と協議の上、適切な場所を確保すること」と記載がありますが、市から仮置きヤードの候補地等の情報提供はいただけるのでしょうか。 | 現時点では、徳山東部浄化センターを候補地として考えていますが、事業者提案によります。 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |     |       |     |     | 質問   | 回答  |
|-----|--------------------|----|------|-----|-------|-----|-----|--|---|
|     |                    |    |      |     |       |     |     |  |   |
| 334 | 一般事項               | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 11) |     | 水処理施設を新設する場合、数万m3の掘削土が発生しますが、この場内発生土に土壤溶出量基準や土壤含有量基準を超える有害物質が含まれる場合、場内発生土の扱いはどのようになりますでしょうか。   | 土地履歴上、自然由来の土壌ではないことから、有害物質を含む場合は、適切な処理について県等と協議のうえ対応します。          |
| 335 | 土壤汚染調査             | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 11) |     | 2行目に、「土壤汚染対策法に係る手続き等を確実に実施すること。」とあります。当該地において、過去に土壤汚染調査を実施していれば、その時の資料を開示いただけますようお願いいたします。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。   |
| 336 | 一般事項               | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.1 | 11) |     | 水処理施設を新設する場合、大量の掘削土が発生すると想定されるため、場内に仮置きヤードを確保できない可能性が高くなったことで、場内にヤードを確保できない場合は「市と協議の上、適切な場所を確保すること」と記載がありますが、適切な事業費の算出のため、候補予定地がある場合はご教示願います。また、適切な場所について、条件等がありましたら、ご教示願います。                          | 前段については、No. 333の回答をご参照ください。後段については、関係法令を遵守のうえ、適切な管理ができる場所を考えています。 |
| 337 | 事前調査               | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.2 | 1)  |     | 「市が実施している事前の測量調査・土質調査に関する資料等は貸与するものとする。」とありますが、これらは技術検討における極めて重要な基礎条件になるため早急に貸与の手続きをお願いいたします。「2022年6月10日の資産調査結果の情報提供」と同様に希望者にDVDで開示する方法が望ましいです。  | ご意見として承ります。   |
| 338 | 土木施設に関する要件<br>一般事項 | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.2 | 1)  |     | 市が実施している事前の測量調査・土質調査に関する資料等は貸与するものとする。とありますが、汚染土はないと考えてよろしいでしょうか。また、追加で調査した結果汚染土が発覚した場合、変更対象と考えるとよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 339 | 事前調査               | 44 | 4    | 4.4 | 4.4.2 | 1)  |     | 「市が実施している事前の測量調査・土質調査に関する資料は貸与するものとする。」とありますが、開示請求の必要はあるのでしょうか。  | 開示請求の手続きは不要です。本市が所有する各種資料については、別途開示します。                           |
| 340 | 躯体の劣化対策            | 45 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 1)  | (イ) | 「点検・調査や補修・改築時に大規模な仮設が必要にならない様な施設計画」とありますが、大規模とは具体的な数量があればご教授ください。  | 具体的な数量は想定していません。新たな施設のコンセプトとして必要な事項と考えている項目です。                    |
| 341 | 改築更新時の処理場運転への影響低減  | 45 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 1)  | (オ) | 「施設・設備の改築更新時に、処理場の運転業務への影響が最小となるよう設計・施工を行うこと。また、施工期間中においても、放流水質基準を満足すること。」とありますが、放流水質基準は、P38 表4.2にある基準と考えるとよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 342 | 地下水、雨水浸水対策         | 45 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 1)  | (シ) | 「土木構造物の地下水及び雨水の侵入が無いよう対策を講ずること。」とありますが、いかなる空間への侵入も防止すべき対策と考えるとよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、水槽上部が空いている施設は、雨水に関して対象外となります。                       |
| 343 | 構造物の設計基準図書         | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 1)  | (ス) | 「構造物については、「下水道施設耐震対策指針と解説」、「下水道施設耐震計算例」及び「3.2 関係法令及び基準・仕様等」に記載されている図書の基準に準拠すること。なお、図書によって記述に相違が生じている場合は、市と協議を行うこと。」とありますが、記述に相違が生じている箇所について、既に想定されている箇所があるため本記載があると推察します。どの部分について想定されているのか具体的にご教示ください。 | 全ての想定されている相違を表現できないため、具体的な内容はお答えできません。                            |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答  |            |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|---|------------|
| 344 | 配管廊            | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) |     | 既設機械濃縮機棟及び建設中の汚泥処理棟との配管廊接続は不要でしょうか。<br>また、配管廊接続が不要の場合、水処理施設と既設機械濃縮機棟及び建設中の汚泥処理棟、新設管理棟間の配管・配線類は土中埋設としてよいでしょうか。               | 前段について、地下管廊の接続は想定していません。後段については、ご理解のとおりです。  |            |
| 345 | 新水処理施設         | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (ア) | 「既設ポンプ能力の範囲内」とありますが、その能力をご教示下さい。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |            |
| 346 | 既設ポンプ資料        | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (ア) | 既設ポンプの能力の範囲で行うことを原則とすると記載されていますが、既設ポンプに関する資料（ポンプ性能曲線、図面、既存の流入渠図面等）はご提示いただけるものと考えてよいでしょうか。                                   | No. 345の回答をご参照ください。                         |            |
| 347 | 既設ポンプ能力        | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (ア) | 3行目に、「水処理施設の配置は、既設ポンプ能力の範囲内で行うことを原則とするが、・・・」とあります。水処理施設の配置に対する既設ポンプの能力検討を行うに当たって、既設ポンプの性能曲線、容量計算書等の開示又は借用をお願いしたいと思います。      | No. 345の回答をご参照ください。                         |            |
| 348 | 資料開示           | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (ア) | 検討に必要な既設ポンプ設備に関わる資料（図面や計算書等）について早急にご開示いただきたくお願いします。   | No. 345の回答をご参照ください。                         |            |
| 349 | 既設ポンプ能力不足      | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (ア) | 「なお、水処理施設配置は、既設ポンプ能力の範囲内で行うことを原則とするが、既設ポンプ能力が不足する場合は、事業者の負担によりポンプ能力を増強を行うこと。」とあります。これは、江口ポンプ場と、し尿・浄化槽汚泥の受入れ側施設を示しているのでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、場内ポンプ場も含まれます。                  |            |
| 350 | 土木施設の要件        | 46 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (オ) | P59機械設備に関する要件の中で消毒設備の形式・仕様は任意となっていますが、土木施設に関する要件の中では塩素混和池になっています。選定した機械設備の形式に合わせて土木施設を築造するとの理解でよろしいでしょうか。                   | ご理解のとおりです。                                  |            |
| 351 | 処理水中に残存する大腸菌群数 | 47 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 2) | (オ) | c)  | 大腸菌群数3,000個/cm3以下の基準値は、日間平均値との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 352 | 導水渠            | 47 | 4    | 4.4 | 4.4.4 | 3) |     | 導水渠にダクタイル鋳鉄管等を使用する場合、耐震管（離脱防止性能A級）とする必要はあるでしょうか。  | 事業者の提案に委ねます。                                |            |
| 353 | 耐震性能           | 47 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 3) | (イ) | レベル2地震動に対する耐震性能は、耐震性能2又は2' のどちらでしょうか。<br>また、耐震性能2' の場合、基礎杭の杭頭部の塑性化は許容されるでしょうか。  | No. 239の回答をご参照ください。                         |            |
| 354 | 既存水処理躯体の活用     | 47 | 4    | 4.4 | 4.4.3 | 3) | (イ) | 「常時及びレベル1・レベル2地震動に対する補強」とは、「既設躯体及び基礎を利用する場合は、全てレベル2地震動への耐震補強が必要」との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |            |
| 355 | 導水渠            | 47 | 4    | 4.4 | 4.4.4 | 6) |     | 「導水機能を確保するための代替施設について提案すること。」との記載がありますが、代替施設とは導水機能に限定するもので、水処理まで行う施設を要求するものではないと考えてよろしいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。なお、水処理について追記します。                  |            |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |        | 質問  | 回答   |
|-----|--------------------|----|------|-----|-------|----|--------|---|--|
| 356 | 場内整備               | 48 | 4    | 4.4 | 4.4.5 | 2) | (ア)    | 「車道幅員は交付金対象範囲を考慮すること」となっています。交付金対象範囲について、内容を解説いただけないでしょうか。                        | 「下水道事業の手引き」にて、交付対象となる施設の内容をご確認ください。          |
| 357 | 場内道路               | 48 | 4    | 4.4 | 4.4.5 | 2) | (ア)    | 「場内道路は、機器搬出入や運搬車・維持管理車両・見学バス等の走行や転回に支障のない幅員4m以上を確保し」とありますが、各種車両の大きさの寸法をご教示ください。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                    |
| 358 | 場内道路               | 48 | 4    | 4.4 | 4.4.5 | 2) | (ア)    | 「車両幅員は交付金対象範囲を考慮すること。」とありますが、交付金対象範囲をご教示ください。                                     | No. 356の回答をご参照ください。                          |
| 359 | 建築施設に関する要件         | 49 | 4    | 4.5 |       |    |        | 建築施設に関する要件に該当する施設として、市が想定されている施設は管理棟及び電気室のみと考えてよいでしょうか。                           | 事業者提案により異なります。                               |
| 360 | 建築施設に関する要件<br>一般事項 | 49 | 4    | 4.5 | 4.5.1 |    | (ア)    | 余力のある施設計画を心がけること、とはどのようなものでしょうか。  | 少しの条件が変わっただけで法令違反とならない施設計画を想定しています。          |
| 361 | 建築施設に関する要件<br>一般事項 | 49 | 4    | 4.5 | 4.5.1 |    | (ウ)    | 津波等に配慮し、耐水化・防水化による安全設計を行うこと。とありますが、高潮対策は不要と考えてよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。なお、高潮対策は施設全体で考慮するため、事業者提案によります。    |
| 362 | 一般事項               | 49 | 4    | 4.5 | 4.5.2 | 1) | (ア)    | 「維持管理体制は、常駐管理とする。」とありますが、敷地内に事務所を設置する必要はあるのでしょうか。                                 | 事業者の提案に委ねます。                                 |
| 363 | 管理棟                | 49 | 4    | 4.5 | 4.5.2 | 1) | (ケ)    | 見学者等外来者は、一日に何名程度の見学者が来場しているか、例年の実績をご教示頂けないでしょうか。                                  | No. 261の回答をご参照ください。                          |
| 364 | セキュリティ対策について       | 49 | 4    | 4.5 | 4.5.2 | 1) | (ケ)    | 建築施設に関する要件の基本方針、一般事項で「・・・入室範囲等セキュリティ対策を考慮すること。」とありますが、現状のセキュリティ対策について具体的にご教示ください。 | 現状では、市職員と維持管理業者の執務室が別棟のため、それぞれが事務所の施錠をしています。 |
| 365 | 基本方針               | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 1) | (イ)    | 「各室の用途及び規模は、交付対象基準以内とし」とありますが、交付対象規準のついて、内容のご説明をお願い致します。                          | 「下水道事業の手引き」等にて、基幹事業の交付対象範囲となる基準をご確認ください。     |
| 366 | 管理棟                | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (イ) b) | 「更新工事も考慮したスペース」とありますが、想定する面積がございましたら、ご教授願います。                                     | 特にありません。                                     |
| 367 | 会議室                | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ)    | 見学者への対応等に使用と有りますが、何人収容を想定すれば宜しいでしょうか。   | No. 261の回答をご参照ください。                          |
| 368 | 会議室                | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ) a) | 「見学者への対応等に使用するため」とありますが、想定される人数をご教授願います。  | No. 261の回答をご参照ください。                          |
| 369 | 平面計画               | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ) a) | 会議室について、「見学者への対応等に使用する」との記載がありますが、想定される見学者の人数をご教示下さい。                             | No. 261の回答をご参照ください。                          |
| 370 | 会議室規模              | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ) a) | 「見学者への対応等に使用するため、会議室を設けること。」とあります。会議室の規模設定に当たり、想定されている見学者人数を教えてください。              | No. 261の回答をご参照ください。                          |
| 371 | 管理棟会議室             | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ) a) | 見学者への対応等に使用するため、会議室を設けることとありますが、想定される見学者の人数についてご指定はございますでしょうか。                    | No. 261の回答をご参照ください。                          |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問 | 回答  |   |
|-----|--------------------|----|------|-----|-------|----|-----|----|---|---|
| 372 | 担当部署との協議について       | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (ウ) | b) | 会議室の平面計画を行うに当たり、「不特定多数の利用者が使用する施設のため、建築基準法、消防法及び福祉のまちづくり条例等について担当部署と協議し、施設計画を行うこと。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。<br>事前協議が不可の場合、契約後に諸官庁からの指導等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 応募者自らが実施することに制限は設けません。ただし、協議先への連絡・日程調整、同席等はいりませんので、ご了承ください。         |
| 373 | 管理棟                | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (エ) |    | 「事務室は、必要人員が執務できる適切なスペースとし、」とありますが、必要人員とは、4.2.2 2)に記載の市職員14名を指しているとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 374 | 事務室のスペースについて       | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (エ) |    | 「事務室は、必要人員が執務できる適切なスペースとし、市と協議の上決定するものとする。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。<br>事前協議が不可の場合は、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき具体的な広さをご教示ください。                                       | 前段について、提案書提出までの事前協議は不可です。後段については、具体的な広さはお示しできません。No.373の回答をご参照ください。 |
| 375 | 平面計画               | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (オ) |    | 作業員控室について、「その必要性や配置について提案を行うこと」との記載がありますが、現状のポンプ棟2階より新管理棟へ移設することを考慮することを意味するのでしょうか。移設することを想定する必要があるのであれば、現状の作業員数及び控室のスペースについてご教示下さい。  | 作業員控室を現状のポンプ棟2階から新管理棟へ移設するかどうかは、事業者提案に委ねます。                         |
| 376 | 作業員控室              | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (オ) |    | 現状の作業員控室（ポンプ棟2階）に対して、当該室を利用する作業員人数を教えてください。   | 事業開始後は、事業者側が提案する配置人員となることから、現在の作業員人数はお示しできません。                      |
| 377 | 電気室の床              | 50 | 4    | 4.5 | 4.5.4 | 2) | (カ) |    | 電気室の床仕様（ピット、フリーアクセス）に指定はありますでしょうか。  | 特にありません。  |
| 378 | 立面計画               | 51 | 4    | 4.5 | 4.5.6 | 2) |     |    | 「構造的にも有利なものとして計画」とありますが、構造物の数量が少ないものと考えてよろしいでしょうか。  | 提案内容に関わる内容であるため、お答えできません。   |
| 379 | 管理棟                | 51 | 4    | 4.5 | 4.5.7 | 2) |     |    | 管理棟は、下部工で土木構築物が不要な、建築単体の施設と考えてよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 380 | 建築施設に関する要件<br>一般構造 | 52 | 4    | 4.5 | 4.5.9 | 1) | (ア) |    | 屋根は景観に配慮すること。とありますが、色の指定等あるのでしょうか。  | 現時点で指定はありませんが、詳細設計時の協議において決定します。                                    |
| 381 | 管理棟                | 52 | 4    | 4.5 | 4.5.9 | 4) | (ウ) |    | 構造上重要な部分というのは、耐震壁を指しているとの理解でよろしいでしょうか。  | 構造耐力上重要な部分は、耐震壁です。  |
| 382 | 室名表示、注意喚起表示等       | 53 | 4    | 4.5 | 4.5.9 | 5) | (ウ) |    | 「建具（扉）は必要に応じ、室名表示、注意喚起表示等を行うこと。表示場所・内容については、市に確認すること。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。<br>事前協議が不可の場合は、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき具体的な表示箇所（数量）・内容・仕様等をご教示ください。               | No.372の回答をご参照ください。  |



| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |     |        |    | 質問   | 回答  |  |
|-----|--------------------|----|------|-----|--------|----|--|---|--|
| 383 | 消火設備工事             | 54 | 4    | 4.5 | 4.5.10 | 7) | 「本設備は、消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、周南市火災予防条例に該当する消火設備とする。また、詳細については所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に諸官庁からの指導等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | No. 372の回答をご参照ください。   |  |
| 384 | 建築機械設備計画           | 54 | 4    | 4.5 | 4.5.10 | 7) | (イ)  | 消火設備工事に関する「設計基準」の内容をご提示下さい。   | 当該項目を削除します。  |
| 385 | 建築電気設備計画           | 57 | 4    | 4.5 | 4.5.11 | 8) | (ア)  | 自動火災報知設備の複合受信機の設置場所は、「監視操作室」となっていますが、新しい管理棟内の「監視室」を指すと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。  |
| 386 | 自動火災報知設備           | 57 | 4    | 4.5 | 4.5.11 | 8) | (ア)  | 自動火災報知設備の設置位置に関して「ただし、所轄消防署と協議の上、決定すること。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に諸官庁からの指導等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。   | No. 372の回答をご参照ください。  |
| 387 | 自動火災報知設備           | 57 | 4    | 4.5 | 4.5.11 | 8) | (イ)  | 自動火災報知設備の設計基準に関して「・・・、所轄消防署と協議の上、決定すること。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に諸官庁からの指導等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。   | No. 372の回答をご参照ください。  |
| 388 | 雷保護設備              | 57 | 4    | 4.5 | 4.5.11 | 9) |  | 「雷保護設備に係る全ての建築電気工事とすること」は具体的にどのような内容でしょうか。  | 避雷導体や避雷突針等を示しており、プラント設備にかかるものは含みません。                             |
| 389 | 機械設備に関する要件         | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.1  | 2) |  | 「処理方式、フローシート、機器仕様書等は、本施設の特徴、計画及び実績流入水量・水質、放流水質等を勘案し、経済性・信頼性・維持管理性等、総合的に判断して、事業者が選定する。なお、これらの選定内容とその根拠について、検討書等を作成し、工事着工までに市の合意を得ること。」とありますが、選定内容と根拠については、提案書でお示しする予定ですが、貴市に合意していただく内容が、事業者選定時から変更になる場合は、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、そのようなことが発生しないように競争的対話の中で確認してください。                     |
| 390 | 機械設備に関する要件<br>一般事項 | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.1  | 4) |  | 「機種や材料の選定に当たっては、・・・次期の再構築を考慮すること。」との記載がありますが、次期の再構築とは何を指し、また、考慮する目的についてご教示願います。   | 「次期の再構築」とは、本事業の期間終了後に実施する再構築を示します。また、長寿命化を図ること、長寿命化部品の更新を目的とします。 |
| 391 | 一般事項               | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.1  | 4) |  | 「次期の再構築を考慮すること」とありますが、「次期の再構築」について具体的に教示ください。   | No. 390の回答をご参照ください。  |
| 392 | 最初沈殿池設備            | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2  |    |  | 1) および2)において「形式、仕様、容量、基数は任意とする」となっていることから、「3)その他」の設備を設置するかどうかの判断は応募者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |                     |    |                 | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|---------------------|----|-----------------|--|--|
| 393 | 最初沈殿池設備        | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2               |    |                 | 最初沈殿池設備の要求水準について、p.46の「4.4.3.2(イ)最初沈殿池」と齟齬が生じていると考えますが、齟齬が生じている点についてはp.58の「4.6.2」が正であるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                      |
| 394 | 最初沈殿池          | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2               | 2) |                 | 最初沈殿池との組合せを前提としていない処理方式を採用する場合、各種設計基準に必要な水面積負荷の設定が無いため、要求水準書に記載のとおり容量は任意として宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、処理機能を担保できる数値的根拠をお示しください。     |
| 395 | 最初沈殿池設備        | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2               | 3) | (ア)<br>～<br>(ウ) | 汚泥掻き寄せ機、スカム除去装置、その他の設備に関して、「維持管理情報等を踏まえ」とありますが、既設機器の維持管理情報等に基づいて、再構築に係る機器を選定する必要があるということでしょうか。また、参照すべき「維持管理情報等」の具体について、ご教示願います。                      | 前段については、任意です。後段については、汚泥性状、修繕、保守点検実績等を示します。 |
| 396 | 維持管理情報         | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2               | 3) |                 | 維持管理情報等を踏まえて、と記載されていますが別途維持管理情報をご提示いただけるものと考えてよいでしょうか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                  |
| 397 | 維持管理情報         | 58 | 4    | 4.6 | 4.6.2<br>～<br>4.6.4 | 3) |                 | 「維持管理情報等を踏まえて」と言う言葉がたびたび出てきますが維持管理情報はいつ、どのような形で提示されるのかご教示ください。   | No.396の回答をご参照ください。揃い次第、順次開示予定です。           |
| 398 | 反応タンク設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.3               | 3) |                 | 反応タンク設備に関して、「維持管理情報等を踏まえ」とありますが、既設機器の維持管理情報等に基づいて、再構築に係る機器を選定する必要があるということでしょうか。また、参照すべき「維持管理情報等」の具体について、ご教示願います。                                     | No.395の回答をご参照ください。                         |
| 399 | 最終沈殿池設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.4               |    |                 | 1)および2)において「形式、仕様、容量、基数は任意とする」となっていることから、「3)その他」の設備を設置するかどうかの判断は応募者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                 |
| 400 | 最終沈殿池設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.4               |    |                 | 最終沈殿池設備の要求水準について、p.46の「4.4.3.2(エ)最終沈殿池」と齟齬が生じていると考えますが、齟齬が生じている点についてはp.59の「4.6.4」が正であるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                      |
| 401 | 最終沈殿池設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.4               |    |                 | 4.4土木施設に関する要件のうち、4.4.3土木構造物 2)新水処理施設(エ)最終沈殿池 a)一般事項(P.46)において、「処理方式によっては、省略することも可とする。」とあるため、機械設備についても最終沈殿池設備は、「処理方式によっては、省略することも可とする。」と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                 |
| 402 | 最終沈殿池設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.4               |    |                 | 46ページ、4.4.3 2(エ)にて「なお、処理方式によっては、省略することも可とする」と有りますので、機械設備についても同様と考えて宜しいでしょうか  | ご理解のとおりです。                                 |
| 403 | 最終沈殿池設備        | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.4               | 3) | (イ)<br>～<br>(ウ) | スカム除去装置、その他の設備に関して、「維持管理情報等を踏まえ」とありますが、既設機器の維持管理情報等に基づいて、再構築に係る機器を選定する必要があるということでしょうか。また、参照すべき「維持管理情報等」の具体について、ご教示願います。                              | No.395の回答をご参照ください。                         |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問   | 回答   |
|-----|-----------------|----|------|-----|-------|----|--|--|--|
| 404 | 消毒設備            | 59 | 4    | 4.6 | 4.6.5 |    |  | 消毒設備の要求水準について、p.46の「4.4.3.2) (オ) 塩素混和池」と齟齬が生じていると考えますが、齟齬が生じている点についてはp.59の「4.6.5」が正であるとの理解でよろしいでしょうか。            | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                            |
| 405 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 処理水再利用設備を検討するにあたり、現状の「水利用計画及び既設の処理水再利用設備の状況」について早急にご開示をお願いします。また、新汚水処理施設の処理水を汚泥処理設備へ送水する設備は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご意見として承ります。後段については、本事業に含まれます。            |
| 406 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 処理水再利用設備について、既存施設で使用している処理水再利用水の用途、水量及び新汚泥処理施設において必要と見込まれる用途、水量をご教示願います。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                        |
| 407 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 既存施設における処理水再利用については、既存の処理水再利用設備に必要な水量、水質を確保できていると考えてよろしいでしょうか。現状で確保できていない場合は、その内容をご教示下さい。                        | 既存の処理水再利用設備において、必要な水量・水質は確保できています。               |
| 408 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 「再構築施設及び既存施設を含む処理場内での各種施設の運転、維持管理」とありますが、既存施設の運転、維持管理で使用されている再利用水の具体的な量と用途をご教示ください。                              | No.406の回答をご参照ください。                               |
| 409 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 「必要な水量、水質を確保できる設備」とありますが、既存施設に必要な水量と水質をご教示下さい。   | No.406の回答をご参照ください。                               |
| 410 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 「その他利用する用途に応じて」とありますが、市が想定するその他利用する用途があれば具体的に教示ください。   | 現時点では特にありません。事業者提案に期待します。                        |
| 411 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.6 |    |  | 『処理水再利用設備は、水利用計画及び既設の処理水再利用設備の状況を踏まえた上で、・・・』とありますが。既設の処理水再利用設備の状況について情報（使用先・設備仕様、使用水量・圧力、頻度等）の開示をしていただけますでしょうか。  | No.406の回答をご参照ください。                               |
| 412 | 汚泥処理設備          | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.7 |    |  | 新汚泥処理設備との取り合いに関する要求水準は無いとの理解でよろしいでしょうか。  | 取り合いに関する要求水準を追記します。                              |
| 413 | 処理水再利用設備        | 60 | 4    | 4.6 | 4.6.7 | 2) |  | 「～移設やや配管等～」は、「～移設や配管等～」と考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                            |
| 414 | 一般事項            | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 |    |  | 「停電可能時間は約2時間」とありますが、1日（24時間）の中で停電作業が可能な時間と考えてよろしいでしょうか。また、工事期間中において、停電作業が可能な時期等について制約がありましたら、ご教示願います。            | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、流入水量が少ない時期・時間帯（晴天日）です。 |
| 415 | 既設電気設備の<br>図面確認 | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 | 1) |  | 本事業、本施設の電気設備設計にあたり既存設備の概要を確認することが必要であるため、既存電気設備の図面等の資料について早急にご開示いただきたくお願いします。                                    | ご意見として承ります。                                      |
| 416 | 停電可能時間          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 | 5) |  | 約2時間とのことですが交渉は可能なレベルでしょうか（長くする方向で）、それとも2時間目途で認識した方が良いでしょう。また条件があれば併せて教えてください。                                    | 全停電時間は約2時間です。時間延長については、協議内容により、可能な場合があります。       |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|---|
| 417 | 停電可能時間         | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 | 5) |  | 停電可能時間約2時間は特定の時間帯でしょうか。   | 流入水量が少ない時期・時間帯（晴天日）です。  |
| 418 | 電気設備に関する要件     | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 | 5) |  | 「本施設における停電可能時間は約2時間であるが、実施時刻等の条件は市と十分協議を行い確認した上で入念な実施計画を策定し、承認を得ること。」とありますが、現時点で停電時間として絶対に認められない時期や時間帯等があればご教示ください。                         | 流入水量が多い時期・時間帯（雨天日）は認められません。   |
| 419 | 停電可能時間         | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.1 | 5) |  | 『本施設における停電可能時間は約2時間である』とあります。導水渠や放流渠の切り替え工事のため流入を停止させることができる時間も約2時間との理解でよろしいでしょうか。異なる場合、流入停止可能時間をご教示願います。                                   | ご理解のとおりです。併せて、No. 416及びNo. 417の回答をご参照ください。  |
| 420 | 受変電設備の容量確認     | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 既設受変電設備の容量確認を行なうにあたり、別表2-2にプラントに関する主要機械設備概要表が挿入されていますが、この表の主要機械以外の補機等はないとの理解でよろしいでしょうか。また、同様に建築設備に関する一覧表は別表で挿入されていないため、早急にご開示いただきたく願います。    | 前段については、あくまでも主要設備のため、本市が提供する各種資料をご確認ください。後段については、建築設備に関する一覧表を作成していませんので、前段と同様に提供資料によりご確認ください。 |
| 421 | 受変電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 必要に応じて水処理電気室を設置して、水処理施設用の受変電設備を計画することに問題はないでしょうか。   | 問題ありません。  |
| 422 | 受変電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 「・・・。負荷設備再構築にあたっては、切り替えがスムーズに行えるよう、予備分岐回路の確認や必要に応じた分岐回路の増設等、既設を十分に調査したうえで検討すること。」とありますが、提案書にきちんと内容が反映できる時期に既設を十分に調査させていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | ご意見として承ります。   |
| 423 | 受変電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 電力会社と事前協議を行うことは可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に電力会社との協議等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。   | 前段について、現在の電力供給元（(株)トクヤマ）との事前協議は不可です。ただし、その他の電力会社との協議については、応募者の責任において可能です。後段については、ご理解のとおりです。   |
| 424 | 受変電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 電力会社への工事負担金が発生した場合の費用負担についてご教示ください。   | 事業者の負担となります。  |
| 425 | 受変電設備の容量確認     | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 |    |  | 「既設受変電設備から電源分岐を行うため、変圧器や進相コンデンサ等、受変電設備の容量確認を行うこと」とありますが、既設変圧器や進相コンデンサの容量選定根拠、既設負荷リストを提示頂けないでしょうか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。   |
| 426 | 使用電圧           | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 | 2) |  | 動力負荷の使用電圧は、プラント機器400V、建築設備等200Vで良いでしょうか。  | ご理解のとおりです。なお、事業者の提案に委ねます。   |
| 427 | 受変電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.2 | 2) |  | 既設の各変圧器二次側の使用電力(kW)（最大・最小）とその対象となる機器が把握できる資料（単線結線図など）をご提供願います。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。   |
| 428 | 受変電設備の容量確認     | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 現在の受電契約に関する情報の開示をお願いします。（契約種別、契約電力）   | (株)トクヤマから受電しており、許可電力は750kWです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|---|
| 429 | 自家発電設備の<br>容量確認 | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 既設自家発電設備の容量確認を行なうにあたり、既設設備での自家発<br>対象負荷の一覧表（容量記載があるもの）は建築電気設備を含めて早<br>急にご開示いただきたくお願いします。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |
| 430 | 自家発電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 「既存発電機で対応可能か検討すること。」とありますが、既存発電<br>機の容量で対応可能な場合は改築不要であるとの理解でよろしいで<br>しょうか。  | ご理解のとおりです。                                  |
| 431 | 自家発電設備          | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 所轄消防署と事前協議を行うことは可能でしょうか。<br>事前協議が不可の場合、契約後に所轄消防署からの指導等による変更<br>部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろ<br>しいでしょうか。  | No. 372の回答をご参照ください。                         |
| 432 | 自家発電設備の<br>容量確認 | 61 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 既存の自家発電設備の選定根拠となる容量計算資料を提示頂けないで<br>しょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |
| 433 | 停電時の機能維<br>持    | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.3 |    |  | 事故停電に際し、処理場としての最低限の機能維持、保安用電源等を<br>確保するとありますが、対象として沈砂揚水機能、送風機、最終沈殿<br>池、消毒、用水、計装・監視、防災関係および照明・空調で良いで<br>しょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、処理方式により異なるため、事業者の<br>提案によります。 |
| 434 | 特殊電源設備の<br>容量確認 | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.4 |    |  | 既設監視制御設備を移設して流用することを想定するため、既設監視<br>制御設備の必要な電源容量を提示頂けないでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |
| 435 | 特殊電源設備の<br>容量確認 | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.4 | 2) |  | 特殊電源設備の対象負荷としては更新・新設する設備を対象とするも<br>のとし、既設関係設備は既存の特殊電源設備で賄うとの理解でよろし<br>いでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 436 | 負荷設備の配電<br>盤構成  | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.5 |    |  | 「本処理場内の既設負荷設備は、コントロールセンタ方式であり、更<br>新設備においても同様とする。」とありますが、VVVF装置を使用する<br>負荷があった場合などでコントロールセンタでの収納が無理な場合を<br>考慮して動力制御盤を併用するとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                  |
| 437 | 負荷設備形式          | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.5 |    |  | 負荷設備形式として、機械設備盤や大容量負荷の制御盤形式の指定は<br>ありませんでしょうか。  | 特に指定はありません。                                 |
| 438 | 負荷設備の制御<br>回路構成 | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.5 | 2) |  | 「各電気室において負荷の単独運転、自動運転を行なうための制御回<br>路を構成すること」とありますが、回路の構成はハード回路、ソフト<br>回路いずれでも良いとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。経済性を考慮のうえ提案してください。                |
| 439 | 負荷設備            | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.5 | 4) |  | 「中央監視制御設備が故障等によりダウンした場合でも、各電気室で<br>自動制御が継続する回路とすること。」とありますが、中央監視制御<br>設備とは各電気室に設けるコントローラを除く中央監視制御装置と考<br>えて良いでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 440 | 計装設備            | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.6 |    |  | 「合流汚水流入量（高級処理及び高速ろ過処理）を把握するため、流<br>量計を設置すること」とありますが、「高級処理」は新水処理施設へ<br>の流入量、「高速ろ過処理」は合流改善施設への流入量をそれぞれ指<br>すものと考えてよろしいでしょうか。<br>また、合流改善施設の流入量は、既存の流量計（別紙3 別紙3-1）で把<br>握できるため、新たに設置する流量計は、汚水ポンプから新水処理施<br>設の間に設置するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)           | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |                   | 質問   | 回答  |
|-----|--------------------------|----|------|-----|-------|----|-------------------|--|---|
|     |                          |    | 4    | 4.7 | 4.7.6 |    |                   |  |   |
| 441 | 計装設備の既設<br>流用            | 62 | 4    | 4.7 | 4.7.6 |    |                   | 合流汚水流入量（高級処理及び高速ろ過処理）の流量計以外に、既設流用可能な計装設備があるかご教示願います。   | 資料及び現地を確認のうえ、応募者にてご判断ください。                                      |
| 442 | 維持管理考慮                   | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (オ)               | 「各設備の配置は、操作性及び維持管理性、経済性等を考慮し、かつ、将来更新対応しやすい配置とすること」とありますが、監視制御設備（各施設の入出力制御装置含め）の維持管理性配慮や将来更新対応を検討するため、各施設のコントローラ盤設置状況が分かる平面配置図、既設監視室の平面配置図を提示頂けないでしょうか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                                       |
| 443 | 通信料                      | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (ケ)               | 現在の月額通信料をご教示ください。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                                       |
| 444 | 監視制御設備                   | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (コ)               | 「LCD監視制御装置等一部の中央監視制御設備が残置となるが、残置のために必要な機能増設、移設は業務範囲外とする。」とありますが、応募者から機能増設、移設等に関して提案させて頂いた場合の所掌も事業範囲外となり別途工事でご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。  | 協議のうえ対応を決定します。  |
| 445 | 機能増設                     | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (コ)               | 「残地のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とする」とありますがその対応は既設社が実施するとの理解で宜しいでしょうか。またその内容は評価対象外との理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 446 | 監視制御システム                 | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 |    | (コ)               | 残置となるLCD監視装置等一部の中央監視設備について、新監視システムとはF-net接続はせず、残置した上で休止させ、同機能を新システムとして全て新規構築させていただく事は可能でしょうか？  | 可能です。   |
| 447 | 既存LCD監視装置                | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (シ)               | 既存LCD監視装置を残置する場合の監視制御対象は、本事業の更新対象外の施設という認識で良いでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 448 | 機能増設                     | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (シ)               | 「システム接続に伴う既設監視制御機能増設は業務範囲外とする」とありますが、その対応は既設社が実施するとの理解で宜しいでしょうか。またその内容は評価対象外との理解で宜しいでしょうか。   | No. 445の回答をご参照ください。   |
| 449 | 監視制御システム                 | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 |    | (コ)<br>(サ)<br>(シ) | 既設監視設備の「移設」対応及び、「撤去」及び、「新監視システムと接続に伴うとなる機能増設」は業務対象外。但し、業者側で実施は可の意味合いについて。<br>既設側に発生する費用は、新監視設備側の仕様や、切り替え方針で、提案JVごとに変動すると思いますが、事業者側独自で実施する提案としない限り、どのような方針をとっても、既設監視装置側に必要となる費用は、本事業側の予算としては範囲外となっているという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準書に記載の既設メーカー対応範囲に関しては、本事業に含みません。                   |
| 450 | 監視制御設備                   | 63 | 4    | 4.7 | 4.7.7 | 1) | (ス)               | 「必要な帳票機能を有すること。」とありますが、事業者で行う運転維持管理に必要な帳票機能という理解でよろしいでしょうか。<br>貴市で必要な帳票機能として想定しているものがあれば具体的にご教示ください。   | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、現時点では特にありません。                         |
| 451 | システム構成図<br>記載のケーブル<br>対象 | 65 | 4    | 4.7 | 4.7.9 |    |                   | システム構成資料の項目4.に「対象機器のケーブル類は原則撤去、更新とする」とありますが、更新対象ケーブルを明確化願います。<br>(例：電気棟2階：高圧盤と電気棟1階：入出力制御装置-5の間の外線ケーブルは、ケーブル更新対象と考えてよろしいでしょうか)   | 更新対象となっている盤に接続されているケーブルは、原則として全て更新とします。なお、既設状況に応じて流用することも可とします。 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)       | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答   |
|-----|----------------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|--|
| 452 | システム構成図<br>更新後(案)    | 66 | 4    | 4.7 | 4.7.9 |    |     | 汚泥処理棟1F電気室のクライアントPC(2022年度設置予定)は今回工事の中で、受注者が新たに納入する事で可能でしょうか？   | 可能です。ただし、応募者の責任において、応募者側の費用で実施してください。          |
| 453 | 性能試験                 | 67 | 4    | 4.8 | 4.8.1 | 3) | (カ) | 試運転及び性能試験に要する電力費用は事業者の負担と記載がありますが、今回の設備は既設受変電設備からの分岐により電源を供給する形となります。よって、使用電力の算定に関してはサブ受電部の電力量計の記録などを活用し、使用電力量に応じた費用を貴市へ支払う(指定口座への入金等)という理解でよろしいでしょうか。          | ご理解のとおりです。                                     |
| 454 | アスベスト                | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.1 |    |     | 公告時に公表される図面・調査資料等に記載がなく、事前調査にて新たに確認されたアスベストの除去は設計変更対象と考えてよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                     |
| 455 | 既存施設撤去に関する要件<br>一般事項 | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.1 | 2) |     | 「撤去工事は、原則として事業範囲における撤去施設及び再構築対象施設の撤去を基本とする。」と記載があるが、原則以外で撤去をしない施設はどのような状況を想定されていますか。  | 撤去をすることで既存施設に影響を与えるものを想定しています。                 |
| 456 | 既存施設撤去に関する要件<br>一般事項 | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.1 | 5) |     | 土砂崩壊、騒音、振動等による周辺施設、建物等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。とありますが、家屋調査及び井戸調査は本業務に含むと考えてよろしいでしょうか。また、その場合の範囲は、決められていますか。事前に調査されているのであれば結果を提示いただけませんか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、工事により異なるため想定していません。  |
| 457 | 一般事項                 | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.1 | 5) |     | 水処理施設を新設する場合、施工時に地下水位を低下させる必要があり、既存井戸への影響が懸念されます。既設井戸の情報を提供して頂くことは可能でしょうか。  | 既設井戸の情報はありません。                                 |
| 458 | 既存施設撤去に関する要件<br>事前調査 | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.2 | 1) |     | 事前調査の結果、撤去工事費に増加要因となるアスベスト含有物、ダイオキシン類付着物の存在が判明した場合、当該撤去物の撤去費用増加額の負担について、市の負担との理解でよろしいでしょうか。   | No. 454の回答をご参照ください。                            |
| 459 | アスベスト調査              | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.2 | 1) |     | 敷地内の撤去もしくは改修する既設建築物および既設設備機器関連についてアスベスト含有の有無をご教示ください。提案時のAS撤去工事費に反映させます。撤去工事前の事前調査で新たに確認できたアスベスト含有建材は変更対象と考えてよろしいでしょうか。   | 前段については、本市が保有する各種資料を別途開示します。後段については、ご理解のとおりです。 |
| 460 | アスベスト調査について          | 70 | 4    | 4.9 | 4.9.3 |    |     | 「事前調査」に記載があるアスベストについては、これまで全く調査が未実施でしょうか。また、実施済の場合は、今後報告書の開示は御座いますでしょうか。  | 実施済みのため、本市が保有する各種資料について、別途開示します。               |
| 461 | 既存施設撤去の数量            | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 1) |     | 『数量増減等が生じた場合は、市との協議』とありますが、現時点の参加段階では、アスベストレベルも含めて参加者の提案数量という認識で良いでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                     |
| 462 | 既存施設図面、概算数量等         | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 1) |     | 市が保有する既存施設図面、概算数量等の資料については開示するとあります。できれば募集要項等の公表を待たず、可能な限り早い段階で開示又は借用することは可能でしょうか。  | ご意見として承ります。                                    |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)            | 頁  | 対応箇所 |     |       |     |     | 質問  | 回答  |
|-----|---------------------------|----|------|-----|-------|-----|-----|---|---|
|     |                           |    |      |     |       |     |     |   |   |
| 463 | ダイオキシン管理区域                | 69 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 5)  |     | 既存施設においてダイオキシン管理区域(第1~第3)となっている区域が有ればご教示願います。   | ダイオキシン管理区域はありません。                                       |
| 464 | 既存施設撤去                    | 70 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 9)  |     | 「当該工事範囲においてアスベスト含有機器及び資材については、アスベスト含有調査を行うための試料採取を行うこと。試料採取範囲、含有調査方法は市と事前協議を行うこと。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上すべき具体的なアスベスト調査に関しての内容・仕様・数量等をご教示ください。                   | 前段については、No. 372の回答をご参照ください。後段については、本市が保有する各種資料を別途開示します。 |
| 465 | 既存施設撤去                    | 70 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 9)  |     | 「アスベスト含有機器及び資材」について、機器リスト及び資材のリストがあれば、ご教授願います。  | 機器リストや資材リストはありません。なお、本市が保有する各種資料を別途開示します。               |
| 466 | 既存施設撤去                    | 70 | 4    | 4.9 | 4.9.3 | 10) |     | 「撤去工事にあたってアスベスト含有建材等の除去等に係る作業を要する場合は、・・・」とありますが、既存撤去施設のアスベスト含有に関して、貴市の事前調査で把握している内容を開示いただけますでしょうか。調査内容を開示いただけない場合、または未調査の場合は、提案書提出まではアスベスト含有建材等の除去等に要する費用は未計上とし、受注後の調査により判明した内容について、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 本市が保有する各種資料については、別途開示します。                               |
| 467 | 仮設物について                   | 71 | 4    | 4.9 | 4.9.4 | 6)  | (ア) | 「既設構造物と近接施工となる区間があるため、適切な事前調査を実施の上、市の承諾を得て施工のこと。なお、損害が生じた場合には事業者の責任において賠償を含む復旧を行うこと。」とありますが、貴市に承諾いただいた内容をきちんと履行した場合には、賠償責任は負わなくて良いという理解でよろしいでしょうか。  | 協議のうえ対応を決定します。  |
| 468 | 近隣住民及び事業所対応等              | 71 | 4    | 4.9 | 4.9.5 | 1)  | (ア) | 近隣住民等の折衝とは、どのような内容を想定されていますでしょうか。   | 一般的な内容(施工に伴う騒音、振動、交通障害等)を想定しています。                       |
| 469 | 近隣住民及び事業所対応等              | 71 | 4    | 4.9 | 4.9.5 | 1)  | (ア) | 近隣住民等の折衝は、公共事業の場合、一般的には公共主導で行なうものと思料しますが、本事業の既存施設撤去においては、市の承諾の上、事業者が単独で行うということでしょうか。  | 近隣住民等との折衝については、事業者単独ではなく、市と協力して行うことを想定しています。            |
| 470 | アスベスト処分                   | 71 | 4    | 4.9 | 4.9.6 |     |     | アスベスト調査の結果、処分が必要となった場合の費用は、実施方針(別紙2)リスク分担表No. 35に基づき募集要項等から合理的に推察できないため、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 471 | 廃棄物の処理、処分                 | 72 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1)  | (イ) | 廃棄物の追跡調査は搬出先につき1回を行うものという理解でよろしいでしょうか。  | マニフェストに則り、産業廃棄物の追跡調査は搬出する廃棄物毎に適正に実施してください。              |
| 472 | 既存施設撤去に関する要件<br>廃棄物の処理、処分 | 72 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1)  | (エ) | 有価物を事業者が措置する場合と、市が措置する場合では費用が異なるので措置方法を一本化することはできませんでしょうか。  | 事業者が指定場所(東部浄化センター内)まで有価物を運搬・集積することを想定しています。             |



| No. | 質問項目<br>(タイトル)                    | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |     | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------------------------|----|------|-----|-------|----|-----|---|---|
| 473 | 廃棄物の処理、<br>処分                     | 72 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (工) | 「鋼材類並びに機器類、電線類は有価物とし、その扱いについては原則、市との協議の上決定する。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。<br>事前協議が不可の場合、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき具体的な有価物の取り扱い方法をご教示ください。   | No477の回答をご参照ください。なお、記載内容を修正します。               |
| 474 | 廃棄物、有価物<br>の取扱い                   | 72 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (工) | 有価物の取扱いについて、貴市との協議の上決定するとのことですので、本提案時に見積条件としては、「有価物売却益は見積には含まない」との条件でよろしいでしょうか。<br>公平な見積条件設定のために見積条件の明確化をお願い致します。   | ご理解のとおりです。                                    |
| 475 | PCBの含有機器類<br>について                 | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (工) | 「PCB含有する機器類（変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等）は、PCBの飛散、流失がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、市に引渡すこと。」とありますが、貴市の事前調査で把握している内容を開示いただけますでしょうか。<br>調査内容を開示いただけない場合、または未調査の場合は、提案書提出まではPCB含有する機器類の移動に要する費用は未計上とし、受注後の調査により判明した内容について、追加変更協議を行っていただけないという理解でよろしいでしょうか。 | 本市が保有する各種資料については、別途開示します。                     |
| 476 | PCBの含有機器類<br>の保管について              | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (工) | 「PCB含有する機器類（変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等）は、PCBの飛散、流失がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、市に引渡すこと。」とありますが、法律上、保管義務は貴市にあると思われまので、「PCB含有する機器類（変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等）は、PCBの飛散、流失がないように適切な容器に納め、撤去時に速やかに貴市指定場所まで移動すること。」と読み替えてよろしいでしょうか。                            | ご理解のとおりです。                                    |
| 477 | PCB                               | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) |     | 工事途中においても、機場内の顧客殿にPCB保管場所に引き渡ししてよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                    |
| 478 | 既存施設撤去に<br>関する要件<br>廃棄物の処理、<br>処分 | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (オ) | PCB含有する該当機器についてリストがあればご教示お願い致します。   | 該当機器のリストはありません。                               |
| 479 | PCB                               | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (オ) | (オ) PCB含有する機器は処理場内に保管できると考えてよいでしょうか。  | No477の回答をご参照ください。                             |
| 480 | 廃棄物の保管処<br>理、処分                   | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (オ) | PCB含有する機器について、撤去計画の検討にあたり、対象となる機器類のリストを提示いただけないでしょうか。   | No478の回答をご参照ください。                             |
| 481 | 廃棄物の処理、<br>処分                     | 73 | 4    | 4.9 | 4.9.7 | 1) | (オ) | 「PCB含有する機器類（変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等）は、PCBの飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、市に引渡すこと。」とありますが、建物所有者に代わって工事業者がPCB廃棄物を処理（運搬、保管、処分）することは出来ないため、工事完了まで工事エリア内で適切に保管できる場所をご教示ください。   | PCBを含有する機器類がないことを確認しているため、保管場所をお示しする予定はありません。 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|--|---|
| 482 | 完成図書について       | 74 | 4    | 4.9 | 4.9.8 | 3) |  | 完成図書について、「次の図書を完成後（A4版、図面等はA3を基準）必要部数提出すること。」とありますが、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき具体的な必要部数をご教示ください。   | 3部提出とします。記載内容を修正します。  |
| 483 | 一般事項           | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転方法を設計期間より事業者と協議し、提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える」とありますが、提案事項が不十分とは、事業者の責により要求水準及び事業者提案が遵守できない事項が発生した場合との理解でよろしいでしょうか。  | 運転方法を取り決めた仕様が不十分な場合を想定しています。  |
| 484 | 一般事項           | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転管理業務に関しては～仕様書を定めるものとする」とありますが、仕様書の内容については貴市と事業者の協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 485 | 一般事項           | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「市は運転方法について、設計期間より事業者と協議し、提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える。」とあるが、市と事業者が協議して双方合意した場合に追加等の指示を与えることにして頂けないでしょうか。  | ご意見として承ります。   |
| 486 | 一般事項           | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転管理業務に関しては、事業者の提案を勸案の上、仕様書を定めるものとする。・・・提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える。」とありますが、要求水準を満足する計画を行い、その上で維持管理業務に関する提案額を確定したにも関わらず、受託後に貴市からのさらなる指示により、費用が増大することは事業者にとって酷な条件になります。本条件について見直しいただく、または要求水準書において貴市の要求事項をあらかじめ明確にさせていただきたくお願いします。        | 事業者側が提案する方式によって運転方法が異なり、要求事項を明確にできないことから、運転管理業務に関しては、協議のうえ仕様書を定めることとしています。市から多大な要求をすることは想定していません。 |
| 487 | 維持管理仕様書        | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転管理業務に関して、事業者の提案事項が不十分な場合には、追加等の指示を与える。」とあります。今回の技術提案に当たっては、要求水準書を満足し、かつ要求水準書を超える提案も検討しています。この場合、「事業者の提案事項が不十分な場合には・・・」のうち、不十分の定義を教えてください。   | 一例として、維持管理上で機能が発揮されない場合を想定しております。   |
| 488 | 維持管理業務に関する要件   | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転管理業務に関しては、事業者の提案を勸案の上、仕様書を定めるものとする。このため、市は運転方法について、設計期間より事業者と協議し、提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える。また、その対応に関わる費用は事業者が負担すること。」とありますが、二次審査（ヒアリング）時に「提案事項が不十分」でないことを確認していただき、優先交渉権者を選定するという理解でよろしいでしょうか。  | No. 486の回答をご参照ください。   |
| 489 | 維持管理業務に関する要件   | 75 | 5    | 5.1 | 2)    |    |  | 「運転管理業務に関しては、事業者の提案を勸案の上、仕様書を定めるものとする。このため、市は運転方法について、設計期間より事業者と協議し、提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える。また、その対応に関わる費用は事業者が負担すること。」とありますが、二次審査（ヒアリング）時に「提案事項が不十分」でないことを確認していただき、優先交渉権者に選定されたにも関わらず、追加等の指示が与えられた場合は、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | No. 486の回答をご参照ください。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |    |     | 質問   | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|----|-----|--|--|
| 490 | 維持管理業務に関する要件   | 75 | 5    | 5.1 | 2) |     | 「運転管理業務に関しては、事業者の提案を勘案の上、仕様書を定めるものとする。このため、市は運転方法について、設計期間より事業者と協議し、提案事項が不十分な場合、追加等の指示を与える。また、その対応に関わる費用は事業者が負担すること。」とありますが、貴市がDBO事業において、「提案事項が不十分」と判断する基準をご教示ください。  | No. 487の回答をご参照ください。  |
| 491 | 地域住民との協調       | 75 | 5    | 5.2 | 5) |     | 江口ポンプ場雨水ポンプ運転時に、隣接するJRや地元企業様からの制約条件等はございますか。   | 特にありません。   |
| 492 | 業務管理           | 75 | 5    | 5.2 | 6) |     | 「環境への取組みとして次に掲げる項目について、十分配慮して業務を行うこと」とありますが、次に掲げる項目の記載が無いので提示頂けないでしょうか。  | 以下の内容の記載が漏れていましたので、追記します。<br>ア) 環境の保全及び負荷軽減に向けた取組<br>イ) 本施設の省エネ・低コスト |
| 493 | 業務期間           | 76 | 5    | 5.3 |    |     | 「ただし、令和6年7月1日から令和6年9月30日までは業務準備期間(移行期間)とし、事業者は市の指導を仰ぎ、運転操作及び維持管理業務の習熟を行うものとする。」とありますが、準備期間以前から什器等の配置が必要になりますが、準備期間以前から利用可能な部屋等を貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。  | 部屋等の提供はできませんので、受注者側での対応をお願いします。                                      |
| 494 | 業務期間           | 76 | 5    | 5.3 |    |     | 「ただし、令和6年7月1日から令和6年9月30日までは業務準備期間(移行期間)とし、事業者は市の指導を仰ぎ、運転操作及び維持管理業務の習熟を行うものとする。」とありますが、業務準備期間の配置従事者は応募者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 495 | 業務期間           | 76 | 5    | 5.3 |    |     | 「ただし、令和6年7月1日から令和6年9月30日までは業務準備期間(移行期間)とし、事業者は市の指導を仰ぎ、運転操作及び維持管理業務の習熟を行うものとする。」とありますが、実施方針(案)に関する質問回答のNo. 78の回答において「維持管理業務委託契約締結の令和6年1月から9月末までが引継ぎ期間の予定です。」とあります。このことから、令和6年1月から6月末までは協議期間であり、令和6年7月1日から令和6年9月30日までは現場作業を伴う習熟期間であるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 496 | 維持管理業務の範囲      | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (イ) | この項で「保全管理業務」とあるのは、5.8.5保安全管理業務を指すのではなく、5.9保守管理業務(5.9.1保守点検・整備業務及び5.9.2修繕業務が含まれる)を指すとの理解でよろしいでしょうか。保全、保安及び保守と類似語句で表記されておりますので語句の統一をお願いいたします。  | ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 497 | 業務の範囲          | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (ウ) | その他業務の業務内容は、5章の82ページ 5.10 その他業務の内容として理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 498 | 業務の範囲          | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (ウ) | その他業務とは、どのような業務をお考えでしょうか。参考例をご提示頂けませんでしょうか。  | No. 497の回答をご参照ください。  |
| 499 | 業務の範囲          | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (エ) | し尿受入業務の業務範囲はどこまで含まれるのかご教示いただけますでしょうか。  | 水処理施設への移送までが業務範囲です。記載内容を修正します。                                       |
| 500 | 業務の範囲          | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (エ) | し尿の受入業務は含まれていませんが、移送についてはどのように理解するとよろしいでしょうか。  | No. 499の回答をご参照ください。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |     |    |            |    | 質問   | 回答  |
|-----|-----------------|----|------|-----|----|------------|----|--|---|
| 501 | し尿受入施設の<br>業務   | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (エ)        |    | し尿受入業務は本業務に含まないとありますが、貯留槽に貯める所までは貴市での担当という理解でよろしいでしょうか。  | No. 499の回答をご参照ください。   |
| 502 | 業務の範囲           | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (カ)        |    | 「市が別途発注する水槽等の清掃業務」は事業の範囲外とありますが、対象となる水槽についてご開示をお願いいたします。   | 水抜き清掃作業は、処理場内の全ての水槽が対象となります。  |
| 503 | 業務の範囲           | 76 | 5    | 5.4 | 2) | (ク)        |    | 「合流改善評価のための採水調査」は除くと記載ありますが、当該業務は平成16年4月に国土交通省より発出された「合流式下水道の雨天放流水質基準についての水質検査マニュアル」に記載の採水調査との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 504 | 統括責任者の職<br>責    | 76 | 5    | 5.5 |    |            |    | 「事業者は、業務の統括責任者を選任し、・・・」とありますが、実施方針に記載の「維持管理を統括する者(企業)」との関連性について質問します。<br>維持管理業務において「維持管理を統括する者(企業)」から統括責任者を選任することは必要であるが、「維持管理を統括する者(企業)」が担当する業務については明確な定めはないとの理解でよろしいでしょうか。<br>また実施方針(案)に関する質問回答No. 149および150より、優先交渉権者に選定されなかった応募者の中で「維持管理業務を統括する者」あるいは「維持管理企業」等の立場で構成企業として参画した企業が、優先交渉権者に選定された事業者から維持管理業務の一部を再委託等により受託することは不可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。ただし、「維持管理を統括する者(企業)」は、運転管理、保守管理、修繕等の具体的な担当業務についての定めがない一方で、統括責任者の職責を担うことが前提となります。<br>後段について、実施方針(案)に関する質問回答No. 150の主旨は、応募時点での重複を認めないというものであり、ご質問のケースは可能です。詳細は、募集要項に示します。 |
| 505 | 業務実施体制          | 76 | 5    | 5.6 | 1) | (フ)        |    | 「統括責任者」は、a) 又はb)のいずれかの要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 506 | 業務実施体制          | 76 | 5    | 5.6 | 1) | (フ)        | b) | 「終末処理場の水・汚泥処理施設の維持管理業務の実務経験を5年以上有している者」とありますが、汚泥処理施設には焼却施設も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。   | 焼却施設は含みません。   |
| 507 | 業務の範囲           | 76 | 5    | 5.6 | 1) | (ア)<br>(イ) | a) | ここで規定されている管理能力については、下水道法施行令第15条の3に規定されている内容との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 508 | 業務実施体制          | 77 | 5    | 5.6 | 2) | (イ)        |    | 夜間常駐としないが、緊急時には担当者が現場に急行する管理体制とすることは許容されますか。   | 不可です。常駐管理としてください。   |
| 509 | 業務実施体制          | 77 | 5    | 5.6 | 2) | (イ)        |    | 「業務は常駐管理とし、24時間対応が行える体制とすること」とありますが、人数の制限はないと考えてよろしいでしょうか。   | 2名以上による24時間常駐管理とします。  |
| 510 | 維持管理業務の<br>実施体制 | 77 | 5    | 5.6 | 2) | (イ)        |    | 「業務は常駐管理とし、24時間対応が行える体制」とありますが、提案により24時間対応が行える体制であれば、24時間常駐は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。  | No. 508の回答をご参照ください。   |
| 511 | 業務実施体制          | 77 | 5    | 5.6 | 2) | (イ)        |    | 本業務は365日・24時間の有人監視で業務を行うのでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |    |  |     | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|----|--|-----|---|--|
| 512 | 業務実施体制         | 77 | 5    | 5.6 | 2) |  | (エ) | 事業者は、従業員を変更する場合は、当初の従業員を同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置することと記載がございますが、未経験者を新規に配置する事は不可能で教育を行った上でないと配置出来ないとの理解でよろしいでしょうか。  | 未経験者を配置することを否定するものではありません。配置する場合は、当初の従業員と同じレベルで業務を遂行できるまでのラップ期間を設けて、引き継ぐようにしてください。 |
| 513 | 業務の範囲          | 77 | 5    | 5.6 | 2) |  | (オ) | 統括責任者の代理者とは、副統括責任者との理解でよろしいでしょうか。   | 能力が同等以上であれば、副統括責任者による代理は可能です。そうでない場合は、他の人を代理者として配置してください。                          |
| 514 | 統括責任者          | 77 | 5    | 5.6 | 2) |  | (オ) | ここでの「総括責任者」は、(7)の「統括責任者」と同義との理解でよろしいでしょうか。その場合、語句を統一していただきますようお願いいたします。   | ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 515 | 統括責任者          | 77 | 5    | 5.6 | 2) |  | (オ) | 「総括（統括）責任者が緊急時等やむを得ない事由により職務を行うことができないときは、能力が同等以上の代理者を配置すること」とありますが、「副統括責任者」が代理者を兼任することも可能との理解でよろしいでしょうか。   | No. 513の回答をご参照ください。  |
| 516 | 業務運営計画         | 77 | 5    | 5.7 |    |  |     | 業務実施計画と業務運用計画の2つの言葉がありますが、意味合いが同じであれば統一いただきたくお願いします。  | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 517 | 業務運営計画         | 77 | 5    | 5.7 | 1) |  |     | 「事業者は、契約締結後30日以内に別紙5に記載された条件を満たす業務運営計画を作成し、市に提出するものとする。」とありますが、具体的な業務計画の記載が必要になるため、業務準備期間（移行期間）での習熟を踏まえた上で業務運営計画書を作成する必要があると考えます。よって、業務運営計画書の提出は維持管理業務開始の30日前までに提出することと改訂いただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。  |
| 518 | 業務運営計画         | 77 | 5    | 5.7 | 1) |  |     | 「事業者は、契約締結後30日以内に別紙5に記載された条件を満たす業務運営計画を作成し、市へ提出するものとする。」とありますが、設計や建設段階において変更があった場合等には、業務運営計画の提出後であっても、貴市と協議の上、変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |  |    |   | 質問  | 回答 |
|-----|----------------|----|------|-----|--|----|---|---|----|
| 519 | 緊急時などへの対応      | 77 | 5    | 5.7 |  | 1) | <p>当該項で策定が求められる「別紙5-1 業務運営計画」では、その「1)業務運営計画書(カ)緊急時等への対応」において、「大雨時の対応」を記載することとなっています。維持管理業務に係る提案については、「5.1 一般事項 5)」のとおり、「現状の維持管理業務仕様を別紙4に示すが、事業者が提案する処理方式に応じて見直し、最適な提案を行うこと」とあり、別紙4を踏まえた提案とするものとされています。「別紙4-9 流入水が想定範囲を逸脱した場合の対応方法」において、「別紙5-1 1) (カ)緊急時等への対応」に対応する「大雨時の対応」の記載があります。ここでは「事業者は、流入水の水量が通常時を上回った場合であっても、対応できる場合は、適切な運転により処理を行う・上記の措置で対応できない流入量の場合は、市と協議し指示を受ける」とあり、要求水準上の流入量を超えた場合であっても一定の余力の範囲で事業者が対処し、これを超える場合には市と協議する形となっています。一方、「5.8.1 運転監視業務」には「本処理区には合流式を含むため雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施する」との規定があり、「4.1.2 本処理場の流入・放流水質」では「別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと」とあります。これらの要求事項を踏まえすと「大雨時の対応」については「雨天時の運転は市の指示を受け実施するものとし、要求水準に定める雨天時最大水量まで整備施設能力の範囲で対応する」以上の要求はないものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>異常流入水の対応については、お互いに協議しながら、施設能力を最大限に生かした運転管理を行うことを考えています。別紙4は、現状の維持管理業務仕様であり、参考とすることは、応募者側の判断によります。ご意見を踏まえ、表現及び要求事項があいまいとなっていると感じられる部分につきましては、明確に記載するように検討のうえ、修正します。</p> |    |
| 520 | 緊急時などへの対応      | 77 | 5    | 5.7 |  | 1) | <p>当該項で策定が求められる「別紙5-1 業務運営計画」では、その「1)業務運営計画書(カ)緊急時等への対応」において「悪質流入水の対応」を記載することとなっています。維持管理業務に係る提案については、「5.1 一般事項 5)」のとおり、「現状の維持管理業務仕様を別紙4に示すが、事業者が提案する処理方式に応じて見直し、最適な提案を行うこと」とあり、別紙4を踏まえた提案とするものとされています。「別紙4-9 流入水が想定範囲を逸脱した場合の対応方法」において、「別紙5-1 1) (カ)緊急時等への対応」に対応する「悪質流入水の対応」の記載では、「事業者は、上記の物質が反応槽へ流入しないように必要な措置を講じる」とあります。「4.1.2 本処理場の流入・放流水質」において「別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと」とありますので、「悪質流入水の対応」については、反応槽へ流入しない・流入を最小限とするような施設整備を提案として求めるものではなく、通常の処理に必要な適正規模の施設を整備した上で、当該施設機能の範囲内で運転維持管理上の手法により、できる限り悪質流入水の反応槽への流入を避ける対応を記載するものと考えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>No. 519の回答をご参照ください。</p>  |    |
| 521 | 業務運営計画         | 77 | 5    | 5.7 |  | 1) | <p>2)において「業務実施計画」と「業務運営計画」が混在しておりますが同義との理解でよろしいでしょうか。その場合、別紙4、別紙5も合わせて語句を統一していただきますようお願いいたします。</p>  | <p>ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。</p>  |    |
| 522 | 業務運営計画         | 77 | 5    | 5.7 |  | 2) | <p>「事業者は、契約締結後30日以内に別紙5に記載された条件を満たす業務運営計画を作成し、市に提出する」とありますが、別紙4-6においても既存施設の「業務実施計画書」を提出することが求められておりますのでどちらも対象になるとの理解でよろしいでしょうか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p>   |    |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |      | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|------|--|---|
| 523 | 許認可の取得等        | 77 | 5    | 5.7 | 3)    |    |      | 「事業者は、市から業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。」とありますが、使用許可を得てお借りした事務室等を事業期間終了後返却する際には、貴市と協議の上、可能な限り原状復帰するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 524 | 許認可の取得等        | 77 | 5    | 5.7 | 3)    |    |      | 「前項に規定するもののほか、～」とありますが、前項について記載箇所が不明確のため、前項に規定する許認可についてご教示頂けないでしょうか。   | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。   |
| 525 | 運営準備等          | 77 | 5    | 5.7 | 3)    |    |      | 許認可の取得等で「事業者は、市から業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。前項に規定するもののほか、事業者は、業務の実施に必要なその他の許認可をその責任と費用を負担することにより取得するものとする。」とありますが、事業者が負担すべき費用について提案書提出時に計上しておくべき具体的な金額をご教示ください。(例：事務室使用料〇〇円/年)     | 事務室は無償で貸与します。その他、必要と思われる費用に関しては、応募者側で見込んで計上してください。                            |
| 526 | 事務室等の使用許可      | 77 | 5    | 5.7 | 3)    |    |      | 事務室及び駐車場については、無償で貸与との理解でよろしいでしょうか。また、有償の場合は費用についてご教示願います。  | ご理解のとおりです。  |
| 527 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.3 | 「※過去10年の～別紙5を参照。」とありますが、P108～113(別紙3別表3-2(1)～3-18)との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。   |
| 528 | 水量・水質の把握       | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) |      | 「雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施すること。」とありますが、手段・方法については「電話もしくは対面での指示を受ける」という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 529 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) |      | 「雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施する」について、貴市は24時間365日にわたり指示ができる体制を整備されるものとし、貴市からの指示を受けることができない場面は想定できないという理解でよろしいでしょうか。  | No. 532の回答をご参照ください。   |
| 530 | 水質・水量の把握       | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) |      | 「なお、本処理区には合流式を含むため雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施すること。」とありますが、「雨天時」の定義をご教示頂けないでしょうか。   | 事業者が作成し、承諾された運転操作マニュアル等で定義された雨天時流入水量を超えるような流入があった場合を想定しています。                  |
| 531 | 水質・水量の把握       | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) |      | 「運営期間を通じて、・・・、降雨時や降雨後等は計画下水量を超過する流入が見られる。別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。」とありますが、降雨等により流入水量が要求水準に示される計画下水量を超過した場合には、事業者は可能な限り処理対応を行うが、放流水が法定水質性能未達となっても減額等のペナルティの対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 532 | 雨天時の運転         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) |      | 雨天時の運転にあたっては、必ず市の指示を受け実施するとありますが、事前協議した結果に基づいて事業者の判断により運転管理ができるという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、最終的には市に責任があるため、事前協議の段階で、想定する状況や運転操作方法等についてお互いに確認する必要があると考えています。 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |              | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--------------|---|--|
| 533 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.1<br>表5.2 | 直近令和2年度の晴天日日最大汚水量程度の33,000m <sup>3</sup> /日に対して、計画日最大汚水量は23,100m <sup>3</sup> /日と大きく乖離しています。また、直近10年間の日最大汚水量実績（別紙3 別表3-2、別図3-1）、日平均汚水量実績（別紙3 別表3-5、別図3-2）をみても、流入水量は、ほぼ横ばいで減少傾向は認められない状況であると見受けられます。将来的には年々流入水量が低下し、令和13年9月の設計・建設期間終了時までには、計画日最大汚水量まで低下するものと見込まれると考えてよろしいでしょうか。  | 基本的には低下を見込んでいません。不明水等の対策を今後実施することにより、ある程度の減少は期待しています。              |
| 534 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.1<br>表5.2 | 直近令和2年度の晴天日日最大汚水量程度の33,000m <sup>3</sup> /日に対して、計画日最大汚水量は23,100m <sup>3</sup> /日と大きく乖離していますが、再構築対象施設の水処理施設処理能力としては、計画日最大汚水量は23,100m <sup>3</sup> /日で計画するものとしてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 535 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 表5.2処理すべき流入下水量の水準において、直近令和2年度の晴天日日最大汚水量と過去10カ年の平均流入水量は提示されていますが、時間最大流入下水水量及び時間変動に関する情報が提示されていません。処理すべき時間最大流入下水水量及び流入下水水量の時間変動に関する情報をご教示願います。  | No. 203の回答をご参照ください。  |
| 536 | 処理すべき流入下水量の水準  | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 処理すべき流入下水量の水準の日最大流入下水水量（日最大）33,000m <sup>3</sup> /日（直近令和2年度の晴天日日最大汚水量程度）と、計画下水量の23,100m <sup>3</sup> /日には、9,900m <sup>3</sup> /日の水量差、水量比率は約1.43倍となります。一方で、4.1.2項の別紙3で示す記載では、「実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと。」とあります。また、実施方針のP.17の第4の2項の(4)において、「ただし、雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。」とあります。貯留機能及び無駄な施設、設備、33,000m <sup>3</sup> /日と23,100m <sup>3</sup> /日の水量差を考慮すると、今回の要求水準書（案）で規定する要件が読み取れません。貴市が求める要件をもう少し具体的に教えていただきたく存じます。 | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。  |
| 537 | 処理すべき流入下水量の水準  | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 表5.2に示す処理すべき流入下水量の水準、33,000m <sup>3</sup> /日の時の流入下水の水質、処理水質の要求水準について、教えてください。   | 処理すべき流入下水量の水準について、見直します。   |
| 538 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 表5.2に「処理すべき流入下水量の水準」が示されていますが、この数値と、表5.1の計画下水量の「計画日最大下水量」の数値が異なります。異なる数値としている理由をご教示ください。  | No. 537の回答をご参照ください。  |
| 539 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 「※年間想定流入水量：過去10カ年の平均流入水量であり、降雨の状況により変動が想定される」とありますが、事業期間を通してどの程度の変動を想定されているでしょうか。ご教示ください。   | 合流区域を有していることから、想定は難しいと考えられます。別表3-8に過去10カ年の年間流入水量を示していますので、ご参考ください。 |
| 540 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 1) | 表5.2         | 表5.2 晴天日33,000m <sup>3</sup> /日の日最大流入下水水量発生時の日内時間最大流入下水水量とその継続時間及び発生頻度をご教示ください。   | No. 203の回答をご参照ください。  |



| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|--|---|
| 541 | 雨天時の運転責任       | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 2) |  | 雨天時の運転で市の指示に従った結果、放流水質が規制を遵守できないなどの問題が発生した場合の責任の所在は市にあると考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、当初から放流水質規制を遵守できないことを想定しながらこれを市に通知しなかった場合は、事業者側は責任の全部又は一部を回避し得ないものと考えています。 |
| 542 | 汚泥処理施設の運転      | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 「要求する含水率が出ない場合は市と協議調整し、改善を図るものとする。」とありますが、汚泥処理施設のハード改造・調整等に係る費用は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、運転管理業務に関わる不具合等は除きます。  |
| 543 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 「要求する含水率が出ない場合は市と協議調整し、改善を図るものとする。」との記載がありますが、現在建設中の新汚泥処理施設における汚泥脱水機の機械的な不具合に帰責する内容については、市と脱水機メーカーにて調整の上、対応して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 544 | 運転監視業務         | 78 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 現在建設中の新汚泥処理施設における汚泥脱水機等の機械設備の瑕疵担保期間は2年間で、起点は令和6年10月からと考えてよろしいでしょうか。  | 期間はご理解のとおりですが、起点は新汚泥処理施設が市に引き渡される月です。   |
| 545 | 汚泥処理設備の運転      | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 「表5.5 汚泥処理運転の要求水準」に示されている含水率は、事業者による測定値を採用するとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 546 | 運転監視業務         | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 「なお、令和6年10月から～ペナルティ期間に含めない。」とありますが、薬品数量が提案時から超過した場合の費用増大は精算対象となるとの理解でよろしいでしょうか。  | 新汚泥処理設備に関する提案は、当初は要求していません。そのため、増減を含めて全て精算対象とします。                                       |
| 547 | 汚泥含水率          | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 汚泥脱水ケーキ含水率が要求水準を満足しない場合、責任の所在は事業者ではなく、汚泥脱水処理設備の施工企業にあると考えて宜しいでしょうか。  | 要求水準を満足しない要因について協議のうえ、対応を決定します。   |
| 548 | 汚泥含水率          | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 汚泥脱水ケーキ含水率が要求水準を満足しない場合、その原因が汚泥脱水処理設備の設計や機器にある場合は、貴市が汚泥脱水処理設備の施工企業等と協議調整して頂けると考えてよろしいでしょうか。                                      | ご理解のとおりです。  |
| 549 | 汚泥処理設備         | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 汚泥処理設備は本事業範囲外で設置されたものであるため、汚泥脱水ケーキ含水率が要求水準を満足せず、汚泥処理設備の改造又は増設等が必要となった場合、市と協議の上、本事業範囲外で実施されるところと考えてよいでしょうか。                       | No. 547の回答をご参照ください。   |
| 550 | 汚泥処理設備の運転      | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 脱水設備の工期末は、令和6年9月末と理解してよろしいでしょうか。   | 令和6年3月末の予定です。   |
| 551 | 汚泥処理設備の運転      | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 表5.5 要求する汚泥脱水ケーキの含水率（契約含水率）がありますが、脱水ケーキ含水率の測定方法をご教示ください。   | 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水試験方法」に基づき、測定します。   |
| 552 | 含水率の改善         | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |  | 令和6年10月～令和8年10月までの間要求する含水率が出ない原因がプラント設備にある場合、市と施工業者の間で費用も含め協議する、という認識で宜しいでしょうか。  | No. 548の回答をご参照ください。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |      | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------|----|------|-----|-------|----|------|---|---|
| 553 | 汚泥処理設備の<br>運転   | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |      | 『令和6年10月から令和8年10月までは、初期不良等も考慮し、要求する含水率が出ない場合は市と協議調整し、改善を図るものとする。』とあります。令和6年10月までに安定して契約含水率が出ていない場合には貴市の責任で対応するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 554 | 運転監視業務          | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) | 表5.5 | 「要求する汚泥脱水ケーキ含水率（契約含水率）は76.0%以下」とされていますが、この含水率を達成できない場合、運転管理によるものなのか、設備的な不具合によるものなのか不明瞭となる可能性があります。そこで、新水処理施設で発生する初沈汚泥や余剰汚泥について、新汚泥処理施設で受け入れできる汚泥の性状、濃度、量などの条件をご教示願います。                            | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                           |
| 555 | 汚泥処理設備の<br>運転   | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) | 表5.5 | 汚泥脱水ケーキ含水率の要求水準は76.0%以下とありますが、p.123の汚泥脱水ケーキ含水率（目標基準値）は82%以下とあります。これは現在、既存の汚泥処理設備における維持管理は82%以下での運用をしているにも関わらず、新汚泥処理設備においては含水率76.0%以下との理解でよろしいでしょうか。上記の理解が正しい場合、含水率76.0%の設定根拠についてご開示いただきたいをお願いします。 | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、新汚泥処理設備の工事図書に準拠しています。 |
| 556 | 汚泥処理設備の<br>運転   | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) | 表5.5 | 運転管理業務に起因しない、要求する汚泥脱水ケーキ含水率（契約含水率）未達の場合は、受託者に責任はないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 557 | 汚泥処理設備の<br>運転   | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) | 表5.5 | 要求される脱水ケーキ含水率が達成できなかった場合、達成できない理由が脱水機自体の性能に起因する場合は、改善処置に係る費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。  | No. 548の回答を参照してください。                                |
| 558 | 汚泥処理設備の<br>運転   | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |      | 今回の水処理施設再構築に伴い、汚泥の脱水性にも変化があると思われます。この場合、使用する脱水用薬品（ポリマ等）についても種類や使用量の変更が必要となる可能性も十分ありますので、必要な薬品変更に関わる購入契約等の手続き、それに係る費用負担は貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。   | No. 546の回答をご参照ください。                                 |
| 559 | 要求水準            | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 3) |      | 表5.3 流入下水の水質、表5.4 処理水質の要求水準、表5.5 汚泥処理運転要求水準とP.123 別紙4-4の部分にて、現在の委託内容の諸元で示す計画値流入水質及び処理水質、脱水汚泥性状と数値が異なる理由をご教示願います。  | 水質諸元は、最新の事業計画に基づくものであり、P123は現状の維持管理業務仕様を示す参考資料です。   |
| 560 | 江口ポンプ場の<br>巡回頻度 | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 4) |      | 現行の江口ポンプ場のし渣・沈砂除去頻度及び巡回点検の頻度をご教示願います。   | 巡回点検は毎日実施しています。し渣・沈砂は毎日除去し、2か月に1回程度の頻度で搬出しています。     |
| 561 | 日常点検等           | 79 | 5    | 5.8 | 5.8.1 | 5) |      | 「日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。」とありますが、既存施設も含め、本事業の日常点検等の頻度や時期については事業者提案であるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 562 | 水質管理業務          | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.2 | 1) |      | 「発注者の承認を得ること。」とありますが、「発注者」は「市」と読み替えてもよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                               |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)        | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|-----------------------|----|------|-----|-------|----|--|---|--|
| 563 | 法定水質分析業務              | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.2 | 2) |  | 水質分析業務は外部委託しても宜しいでしょうか。   | 問題ありません。   |
| 564 | 法定水質分析業務              | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.2 | 2) |  | 検査項目及び水質推移の確認のため、法に定められた放流水の水質検査結果（過去3年間程度）を開示していただけませんか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                            |
| 565 | 運転監視業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 |    |  | 調達管理業務に含まれる水道・ガス・通信・薬品類・燃料について、それぞれ計量方法をご教示願います。  | それぞれに対する適正な計量を行ってください。                               |
| 566 | 調達管理業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 1) |  | 「本施設の運転管理を行うために必要となる水道、ガス・・・事業者の負担により実施すること。」とありますが、実績値については募集要項等の公表時にご提示頂ければとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が負担する費用は従量料金分のみとの理解でよろしいでしょうか。                      | 前段について、本市が所有する各種資料は、別途開示します。後段については、基本料金を含めての費用負担です。 |
| 567 | 通信の調達管理               | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 1) |  | 「新たな電話回線やテレビアンテナ、インターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置または導入が必要なユーティリティ」とありますが、現状既存で使用している通信回線について詳細をご教示ください。既存にて使用している通信回線は使用料を支払うことで事業者が使用することも可能との理解でよろしいでしょうか。 | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                            |
| 568 | 水道・ガスの調達管理            | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 1) |  | 参考までに、水道及びガスの使用量及び費用実績（過去3年間程度）を開示していただけませんか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                            |
| 569 | 通信の調達管理               | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 2) |  | 専用線をはじめとした事業者が負担すべき業務範囲に含まれる既設の電話回線及びプロバイダ等の項目、数量及び費用実績（過去3年間程度）を開示していただけませんか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                            |
| 570 | 調達管理費                 | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 3) |  | 薬品費の支払方法は、固定費ではなく流入水量の変動を加味した変動費による支払いが一般的かと思いますが、本事業においても変動費による支払いになるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 571 | 調達管理業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 3) |  | 脱水機の凝集剤の銘柄をご教示下さい。  | 現時点で、銘柄の指定はありません。                                    |
| 572 | 薬品類、燃料及びその他の消耗品類の調達管理 | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.3 | 3) |  | 参考までに、業務範囲に関わる薬品類、燃料及びその他の消耗品類の細目、数量及び費用実績（過去3年間程度）を開示していただけませんか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                            |
| 573 | 文書管理業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 |    |  | 貴市の承諾（セキュリティの担保）を前提に、文書をクラウドシステム等、外部サーバーで管理することは可能との理解でよろしいでしょうか。   | 受注者と協議のうえ決定します。                                      |
| 574 | 文書管理業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 | 1) |  | 「本施設の設計・建設業務、維持管理業務等に関する図書等を保管し、これらの破損・紛失がないよう適切に保管すること。」とありますが、保管すべき各業務に関する図書の一覧をご提示頂けないでしょうか。   | 各業務に関連する図書等の全てを対象とします。                               |
| 575 | 文書管理業務                | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 | 2) |  | 現在、貴市が使用している設備台帳等がございますでしょうか。また、設備台帳等を保有しておられましたらそれを引き継ぐ事は可能でしょうか。  | 設備台帳は保有しています。台帳の引継ぎについては、協議のうえ決定します。                 |
| 576 | データ等の記録               | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 | 2) |  | 過年度記録結果を閲覧することは可能でしょうか。   | 内容によっては、閲覧可能です。                                      |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)   | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答  |
|-----|------------------|----|------|-----|-------|----|--|---|---|
|     |                  |    |      |     |       |    |  |   |   |
| 577 | データ等の記録          | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 | 2) |  | 設備台帳システム等データ構築にて運用されている場合、同システム利用は要求事項に含まれますでしょうか。  | 要求事項には含んでいません。  |
| 578 | データ等の記録          | 80 | 5    | 5.8 | 5.8.4 | 2) |  | 過年度記録結果を閲覧することは可能でしょうか。また、設備台帳システム等データ構築にて運用されている場合、同システム利用が要求事項に含まれますか。データの記録媒体、保管方法等についてご指定があればご教示願います。 | No. 576及びNo. 577の回答をご参照ください。                                  |
| 579 | 保守管理業務の<br>要求水準  | 81 | 5    | 5.8 | 5.8.5 |    |  | 保安管理業務とは警備業法に該当しない業務であるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 580 | 保守管理業務の<br>要求水準  | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 2) |  | 電気主任技術者の選任については、外部委託可能との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 581 | 保守管理業務の<br>要求水準  | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 2) |  | 電気主任技術者の選任は、「第3種電気主任技術者」の選任との理解でよろしいでしょうか。また、選任した技術者は非常駐との理解でよろしいでしょうか。                                   | ご理解のとおりです。  |
| 582 | 保守管理業務の<br>要求水準  | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 2) |  | 電気主任技術者の登録は、貴市との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 583 | 受電設備の保安<br>管理    | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 2) |  | 受電設備保安管理業務について再委託することは可能でしょうか。  | No. 580の回答をご参照ください。   |
| 584 | 電気主任技術者          | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 2) |  | 自家用電気工作物の点検及び電気主任技術者の選任は、保安協会等に委託してもよろしいでしょうか。  | No. 580の回答をご参照ください。   |
| 585 | 保守管理業務の<br>要求水準  | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 4) |  | 潤滑油を保管する倉庫は、既存設備を活用可能との理解でよろしいでしょうか。また、消防署への届出は、貴市にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                                  | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、市側で確認、承諾の上、事業者側に代行していただくことを想定しています。 |
| 586 | 消耗品、備品類<br>の調達管理 | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 4) |  | 貴市より貸与可能な物品はありますか。<br>ある場合、貸与品の一覧をご提示頂けないでしょうか。   | ご意見として承ります。   |
| 587 | 運転監視業務           | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 4) |  | 「また通信環境の設営に関し調達、管理を置こうこと。」は、「また通信環境の設営に関し調達、管理を行うこと。」と考えてよろしいでしょうか。                                       | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。   |
| 588 | 消耗品、備品類<br>の調達管理 | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 4) |  | 事業期間終了時に必要な消耗品及び備品は、事業開始時に納入した内容と同様との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 589 | 汚泥処理の維持<br>管理費   | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 5) |  | 「汚泥処理の維持管理業務に関する委託費用について適宜見直し・調整を図る」とのことですが、見直し・調整を図る費用に該当する費用項目とは、人件費、薬品費、消耗品費、保守点検費、修繕費との理解でよろしいでしょうか。  | 薬品費、消耗品費を見直す予定です。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|---|--|
| 590 | 汚泥処理の維持管理費     | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 5) | 「汚泥処理の維持管理業務に関する委託費用について適宜見直し・調整を図る」とのことですが、見直し・調整を図る時期についてあらかじめ明確にさせていただきたくお願いします。例えば、p.79_5.8.1_3)と整合をとり「令和8年10月」および「事業者が見直し・調整を要望した時期」とし、過去の費用に亘って見直し・調整を図ることが適当と考えますがいかがでしょうか。  | ご意見として承ります。  |
| 591 | 汚泥処理の維持管理費     | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 5) | 汚泥処理の維持管理業務に関する委託費用について適宜見直し・調整が図られることを前提に、不適切に安価な提案額を設定する等、公平性を担保できない懸念があります。上記を予防するため、汚泥処理の維持管理業務に関する委託費用については算出条件をお示しいただけないでしょうか。  | 汚泥処理の維持管理費にかかる見直し・調整は、原則として減額を想定しています。   |
| 592 | 新汚泥処理棟の稼働      | 81 | 5    | 5.9 | 5.9.1 | 5) | 新汚泥処理施設の稼働開始時期をご教示お願い致します。  | 令和6年4月の予定です。   |
| 593 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 「また、突発的に生じた設備等の故障、不良や管路の破損や閉塞など施設の機能維持や保全の面から早急に対応が必要な事象が生じた場合は、速やかに修繕や清掃などを実施し、その機能の回復を図ること（修繕には取替を含む）。」とありますが、本項記載の「取替」とは、一部の部品を交換する作業との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 594 | 修繕費用及び修繕業務の実施  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 提案段階で新設の修繕計画を策定しますが、実際の修繕実施に当たっては長期の維持管理期間の中で内容や周期を柔軟に見直すことが必要になると想定します。この修繕計画の見直しについては事業者の判断により適宜実施することが可能との理解でよろしいでしょうか。また、上記の理解が正しい場合、支払い方法との関連性を考慮する必要があると考えますが、新設の修繕費については維持管理期間の新設の修繕費の総額を各運営年度において割賦で支払われるという理解でよいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。ただし、年度途中や予算時期を考慮した提案をお願いします。後段については、提案時の費用に関して各年度で見込むことを想定しているため、単純な割賦払いではありません。 |
| 595 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 「修繕には取替を含む」とありますが、3.2用語の定義(P.1)では、「修繕」は「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。」とあり、取替は「更新」の定義に含まれているものと考えます。修繕に含まれる取替とは、機器本体の取替ではなく、劣化した部位・部材等の交換を指すものと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 596 | 既存設備状態把握       | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 既存設備の状態把握可能な資料、また計画済みの修繕・改築工事がありましたらご提示頂けますか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。なお、計画済みの工事はありませんが、No.111の回答をご参照ください。                                      |
| 597 | 修繕の業務内容        | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | (修繕には取替を含む)と有りますが、1ページ1.2「用語の定義」に取替は(13)改築、(14)更新に含まれており、修繕には含まれておりません。どのように解釈すれば宜しいでしょうか。  | No.595の回答をご参照ください。   |
| 598 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 「修繕には取替を含む」との括弧書きがありますが、P1.1.2用語の定義(12)「修繕」の定義には取替が含まれておらず、齟齬があります。修繕には取替を含むのでしょうか。   | No.595の回答をご参照ください。   |
| 599 | 管路の責任分界点       | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 1) | 管路の破損や閉塞など修繕や清掃を行うこととありますが、管路について責任分界点がございましたらご教示お願い致します。   | ご意見として承ります。責任分界点を提示します。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-----|-------|----|--|---|--|
| 600 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 既存施設の修繕費として、年間33,000千円が支払われるものとありますが、これは維持管理期間に亘って支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また当該修繕費の支払いの時期（例えば、4半期毎に8,250千円）についてご教示頂けないでしょうか。   | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、契約書（案）に示します。   |
| 601 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 既存施設の修繕費として計上する33,000,000円の設定根拠についてご開示頂けないでしょうか。<br>(維持管理期間に亘り、当該金額で既存施設の修繕費が賅えるものかについて検討する必要があるためご開示をお願いします。)  | 過去5年間（平成28年度～令和2年度）における既存施設の修繕費実績額を参考に設定しています。   |
| 602 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 既存施設の修繕費に33,000千円を充当することになりますが、1件の修繕あたりの上限額はありますか。当該上限額を超える修繕が発生した場合は貴市にて別途発注されることを想定した質問です。  | 1件あたりの上限額はありません。ただし、1部品が高額となるものについては、見積の妥当性を示すものを提出し、承諾のうえ、実施してください。   |
| 603 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | ある運営年度において、既存施設の修繕費の年額が33,000千円に満たない場合でも、33,000千円が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。適切な修繕計画により、別の年度に大幅な修繕費がかかるようなことがないような提案を期待します。なお、修繕実績が33,000千円を大幅に下回る状況により、支払額の見直しが必要と思われる場合には、翌年度の予算について協議することを想定しています。   |
| 604 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 「なお、修繕費が運営年度の定額を超過した場合は、市と協議調整を図るものとする。」とありますが、これは超過した分の費用は別途支払われるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 605 | 既存施設の修繕業務      | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 新設の修繕にかかる費用は、33,000千円とは別に応募者において提案するものとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 606 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 各運営年度につき（33,000,000円（税込））計上されておりますが、当該運営年度で33,000,000円分施工しなかった場合は、当該運営年度で精算し修繕費は翌年に繰り越さないとの理解でよろしいでしょうか。  | No. 603の回答をご参照ください。  |
| 607 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 「既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度につき、33,000,000円（消費税10%含む）を計上するもの」とありますが、事業者側の修繕業務の範囲を明らかにするためにも内訳をご教示下さい。また、新汚泥処理施設の修繕にかかる費用については、必要な修繕費が判明した後、別途計上されるものと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、No. 601の回答をご参照ください。原則として、事業者側は支払額の範囲内で3条予算（収益的収支）の修繕を対応することとし、4条予算（資本的収支）に該当する改修工事は市が別途対応します。3条予算に該当するかどうかは、協議のうえ市が判断します。後段については、既存施設の修繕費に含めます。ただし、新汚泥処理施設の状況に応じて、協議調整を図ります。 |
| 608 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 再構築対象施設の修繕にかかる費用は別途計上すると考えますが、実施方針書P3、表2によりますと、修繕業務は市、事業者の分担となっております。再構築対象施設にかかる修繕費用の事業者負担範囲についてご教示下さい。   | 再構築対象施設にかかる修繕費用の事業者負担に関しては、応募時に提案された定期的な修繕計画に基づくものであり、3条予算（収益的収支）によるものとしします。   |
| 609 | 修繕業務           | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 費用には運営期間終了時に施設の経年劣化等による現状回復のための修繕を含むものとするとの記載がありますが、令和32年4月に1年以内に更新を要することがない状態で市に引き渡すために要する修繕の費用も33,000,000円（消費税10%含む）と考えてよろしいでしょうか。                            | ご理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)        | 頁  | 対応箇所 |     |       |    |  | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------------|----|------|-----|-------|----|--|---|---|
| 610 | 修繕業務                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 修繕費が運営年度の定額を超過した場合は、市と協議のうえ増額も可能との考えでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 611 | 修繕業務<br>修繕費用及び修繕業務の実施 | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 突発修繕を実施後、内容・費用を市に提出とありますが、修繕内容や費用が認められないこともあるのでしょうか。  | 適切な維持管理における経年的な劣化等による修繕であれば、認めないことは考えていません。 |
| 612 | 修繕業務<br>修繕費用及び修繕業務の実施 | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 修繕費用33,000,000円(消費税10%含む)の積立が運営期間終了時に余った場合、どのような扱いとなるのでしょうか。返金とするのでしょうか。それとも、余らないような現状回復のための修繕計画とする必要があるのでしょうか。                   | No. 603の回答をご参照ください。                         |
| 613 | 修繕業務                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 修繕費用及び修繕業務の実施の対象は、既存施設の修繕に限定されています。再構築対象施設の改築後の新規施設・設備の修繕業務の取扱いは、どのようになるのでしょうか(設備の構成部品の交換等)。                                      | No. 605の回答をご参照ください。                         |
| 614 | 修繕費用                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 「各運営年度につき、(33,000,000円(消費税10%含む))を計上するものとし、」とありますが、算出根拠をご教示下さい。   | No. 601の回答をご参照ください。                         |
| 615 | 修繕業務                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 過年度における既存施設の修繕実績をご教示いただけますでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |
| 616 | 過年度実績                 | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 過年度における修繕内容及び費用実績をご提示頂けますか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。                   |
| 617 | ストックマネジメント計画<br>による修繕 | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 修繕費用予算額以下であれば、1工事あたりの上限額は、ございませんか。また、社会資本整備総合交付金を用いた修繕工事は、本業務対象外と考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。併せて、No. 602の回答をご参照ください。           |
| 618 | ストックマネジメント計画<br>による修繕 | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 貴市下水道ストックマネジメント計画「修繕・改築計画」において「修繕」と判定された設備が、事業者予定外の修繕工事であった場合、別途費用計上をされる予定でしょうか。  | ご理解のとおりです。                                  |
| 619 | 修繕費用                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 本項目に記載されている33,000,000円は、本事業での再構築範囲以外の全ての既存施設を対象とした修繕費であり、本事業範囲の再構築範囲については別途協議の上予算計上されるとの理解でよろしいでしょうか。                             | No. 608の回答をご参照ください。                         |
| 620 | 修繕費用                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 新設設備の修繕費は、既存設備の修繕費(33,000,000円/年)とは別に事業費に含まれているという認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 621 | 修繕費用                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 「事業者は既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度につき、(33,000,000円(消費税10%含む))を計上する」とありますが、固定費として計上するとの理解でよろしいでしょうか。                                    | ご理解のとおりです。                                  |
| 622 | 修繕費用                  | 82 | 5    | 5.9 | 5.9.2 | 2) |  | 「事業者は既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度につき、(33,000,000円(消費税10%含む))を計上する」とありますが、税率改正があった場合は本体価格30,000,000円は固定とし、本体価格に改正税率を乗じるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |      |       |          | 質問  | 回答  |
|-----|----------------|----|------|------|-------|----------|---|---|
| 623 | 修繕費用           | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 2)       | 各運営年度につき33,000,000円(消費税10%含む)に含まれる修繕として、機械設備だけでなく、電気設備及び土木建築設備も含まれるのでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 624 | 修繕費用           | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 2)       | 「修繕費が運営年度の定額を超過した場合は、市と協議調整を図る」とありますが、定額を超過した原因が事業者でない場合は、基本的に貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 625 | 修繕費用及び修繕業務の実施  | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 2)       | 修繕費用に関しまして、「修繕費が運営年度の定額を超過した場合は、市と協議調整を図るものとする」と記載がありますが、定額を下回った場合の扱いについてもお示し頂けますでしょうか。   | No. 603の回答をご参照ください。                                   |
| 626 | 修繕業務費用         | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 2)       | 「事業者は既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度につき、(33,000,000円(消費税10%含む))を計上する」とあります。二次審査提案書に添付する入札書には修繕業務費用は年額33百万円の固定額として提出するとの理解でよろしいでしょうか。   | 修繕業務費用は、提案される新規施設・設備の費用を追加のうえ、提案してください。               |
| 627 | 修繕業務の内容        | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 2)<br>3) | 2)において、「修繕実施の際には、事前当該修繕の内容・費用を市に提出し、その承諾を得る」とあり、3)において「・・・提案書、業務の結果等により、分解整備・修繕計画を作成し、毎年度の年間運営計画書に添付」する、とあります。この2点の書類は同一との理解でよろしいでしょうか。   | 修繕費には、突発修繕も含まれるため、2)の場合には、年間運営計画書に添付されないものがあると考えています。 |
| 628 | 分解整備・修繕計画の作成   | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 3)       | 新汚泥処理設備が現在施工中であることをふまえますと、新汚泥処理設備に関する情報を応募者が等しく知り得ることはあり得ないと考えます。本事業のプロポーザルの公平性を担保するため、新汚泥処理設備の修繕業務を維持管理業務の対象外としていただけませんか。または、提案金額の対象からは除外し、貴市が優先交渉権者と契約内容について別途協議するものとしていただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。   |
| 629 | 分解整備・修繕計画      | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 3)       | 分解整備・修繕計画は、既存施設及び本事業における新施設を対象として計画するのでしょうか。また、新施設については、事業側にて費用を計上するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 630 | 分解整備・修繕計画      | 82 | 5    | 5.9  | 5.9.2 | 3)       | 製造メーカーが推奨する修繕計画とありますが、あくまでも計画立案するための参考との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、本事業の主旨を考慮してください。                        |
| 631 | 環境整備業務         | 82 | 5    | 5.10 | 1)    |          | 大がかりな樹木剪定などは再委託して宜しいでしょうか。  | 問題ありません。  |
| 632 | 樹木管理及び芝生管理     | 82 | 5    | 5.10 | 1)    |          | 植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝生管理(除草、散水、害虫駆除等含む)をするにあたり、既設のまま残存する予定の樹木の数量・高さ及び芝生の面積等をご教示願います。また、現行の品質を損なわないためにも、実施頻度・費用といった実績(過去3年間程度)を開示していただけないでしょうか。  | 前段については、ご意見として承ります。後段については、本市が所有する各種資料を別途開示します。       |



| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁  | 対応箇所 |      |        |    |     | 質問   | 回答   |
|-----|--------------------|----|------|------|--------|----|-----|--|--|
| 633 | 見学者対応業務            | 82 | 5    | 5.10 | 3)     |    |     | 見学者対応については、予め期間、人数などを事業者と協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、過去3か年の見学者人数及び団体数をご開示頂きたくお願いします。                                    | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、過去3か年の実施はありませんので、No. 261の回答をご参照ください。 |
| 634 | 見学者対応              | 82 | 5    | 5.10 | 3)     |    |     | 見学者対応実績（人数・月別来訪回数等）があれば開示していただけないでしょうか。  | 開示できる実績がありませんので、No. 261の回答をご参照ください。                            |
| 635 | 見学者対応業務            | 83 | 5    | 5.10 | 3)     |    |     | 見学者の施設内の誘導については、本処理場内での誘導との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 636 | その他業務<br>見学者対応     | 83 | 5    | 5.10 | 3)     |    |     | 見学者対応は各事業年度に何回程度見込めばよろしいでしょうか。もしくは今までの開催実績等がありましたらご教示ください。また、1回の見学会への参加者数はどの程度を想定されているかご教示ください。                    | 前段については、各年度の対応回数は未定です。開示できる実績はありませんので、No. 261の回答をご参照ください。      |
| 637 | 災害実績               | 83 | 5    | 5.10 | 5)     |    |     | 長期における施設運営のなかで、浸水被害等の天災実績はございますか。また、すでに実施済みの対策等ございましたらご教示願います。   | 前段については、施設停止に陥るような重大な天災実績はありません。後段については、特にありません。               |
| 638 | 災害実績               | 83 | 5    | 5.10 | 5)     |    |     | 上位計画にあたる「地域防災計画、下水道BCP計画」がございましたら資料閲覧可能でしょうか。  | 地域防災計画については、本市ホームページにおいて閲覧可能です。下水道BCP計画については、別途調整します。          |
| 639 | 災害実績               | 83 | 5    | 5.10 | 5)     |    |     | 既存運転管理マニュアルの見直しとありますが、資料閲覧可能でしょうか。   | 不可です。  |
| 640 | その他業務              | 83 | 5    | 5.10 | 5.10.1 | 5) |     | 危機管理マニュアルや運転管理マニュアル、その他各業務マニュアルは、既存の策定されている各種マニュアルがあり、本事業の業務内容を踏まえて、見直し整備するものと考えてよろしいでしょうか。                        | ご理解のとおりです。   |
| 641 | その他業務              | 83 | 5    | 5.10 | 5.10.1 | 5) |     | マニュアル整備業務は、5) 災害及び緊急時対応業務とは別項目の「6)」にあたるかと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。  |
| 642 | 損害賠償               | 83 | 5    | 5.11 | 5.11.1 |    |     | 現在、市が加入されている保険の一覧をお示し頂けますでしょうか。また、市が保険に加入している場合、その扱いについてもお示し頂けますでしょうか。   | 前段については、ご意見として承ります。後段については、市が加入している保険は、継続的に加入予定です。             |
| 643 | 維持管理業務の<br>保険      | 83 | 5    | 5.11 | 5.11.3 |    |     | 「事業者は、自らの費用で事業者賠償責任保険等に加入すること」とあります。各保険の付保内容は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、本事業では維持管理業務の契約保証に代わる履行保証保険は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 644 | 契約終了時の引<br>継事項     | 84 | 5    | 5.12 | 5.12.1 | 2) |     | 契約終了時の引継ぎは、本事業の最終年度が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 645 | 維持管理業務に<br>おける引継事項 | 84 | 5    | 5.12 | 5.12.1 | 2) | (ウ) | 「次に本施設の維持管理を行う者に必要な技術指導を行うこと。」とありますが、この技術指導の期間や方法は応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。   | 技術指導の期間については、最低限の期間を今後示します。方法については、ご理解のとおりです。                  |
| 646 | 契約終了時の施<br>設機能確認   | 84 | 5    | 5.12 | 5.12.2 |    |     | 維持管理期間開始前にも、同様に既存施設の施設機能確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、施設機能確認を実施する際の期間及び確認方法などは、応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。                   | ご理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)              | 頁   | 対応箇所 |       |        |    |            | 質問   | 回答  |
|-----|-----------------------------|-----|------|-------|--------|----|------------|--|---|
| 647 | 既設活用の際の<br>契約終了時の施<br>設機能確認 | 84  | 5    | 5.12  | 5.12.2 | 1) |            | 既存の水処理施設を活用する場合、契約期間終了時での設置経過年数が75年を超える施設があり、耐震補強を行った場合でも設計建設期間終了時点から約20年が経過することとなります。そのため、5.12.2 契約終了時の施設機能確認 (ア) では、「本施設を継続して運転管理することに支障のない状態であること」とありますが、既設活用での施設と新設更新で整備後20年程度しか経過していない施設では、契約終了時点での施設状態に大きな差が生じることも想定されます。既設活用時には「継続して運転管理することに支障のない状態」を新設更新時と同等に評価するため、事業者による追加的な施設状態への保証、もしくは事業期間終了後を含めたLCC評価への反映などが必要になるものと考えますが、要求水準書からは読み取れないように思われます。当該点について、現状どの様なご想定をされていますでしょうか。 | 評価項目の詳細については、お答えできません。  |
| 648 | 施設機能の確認                     | 84  | 5    | 5.12  | 5.12.2 | 1) |            | 要件は(ア)(イ)(ウ)に記載のとおりで、例えば残存価格等で示されるような具体的な数値イメージのある要件は無いとの認識で宜しいでしょうか。  | No. 647の回答をご参照ください。   |
| 649 | 機能の回復                       | 84  | 5    | 5.12  | 5.12.2 | 3) |            | 「修補を行い」とありますが、修補の定義について明確化いただきたくお願いします。  | ご意見として承ります。   |
| 650 | 補足事項                        | 85  | 別紙1  |       |        |    |            | 「要求水準及びこの補足事項について記載なき事項であっても、(略)業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする。」とあることから、補足事項は要求水準書と同等との理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 651 | 補足事項                        | 85  | 別紙1  |       |        |    |            | 記載なき事項であっても業務上必要な事項については事業者がこれを定め提案するとございますが、別紙に明記してある内容については最低限行うべき内容についてのみ明記しているとの認識でよろしいでしょうか。または参考資料としてでしょうか。  | 最低限行うべき内容を明示しております。なお、別紙4は要求水準書(案)から切り離し、参考資料とします。  |
| 652 | 主要電機設備概要                    | 101 | 別紙2  |       |        |    | 別表2-3      | 管理方法の列が欠落しております。ご提示をお願いします。  | 表の内容を修正します。   |
| 653 | 運転実績                        | 103 | 別紙3  |       |        |    |            | 流入水量等の季節変動に関する運転データは別途提示いただけますでしょうか。   | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。   |
| 654 | 本処理場運転実績                    | 103 | 別紙3  | 別紙3-1 | (1)    |    |            | 1系(合流)の「ポンプ」から「最初沈殿池」の間に流量計(P97, 別表2-3, 通番65)が設置されていると考えられますが、本流量計は使用不可でしょうか。なお、何らかの不具合で使用できない場合は、修繕若しくは更新して使用することは可能でしょうか。  | 更新しているため、使用可能です。  |
| 655 | 本処理場運転実績                    | 103 | 別紙3  | 別紙3-1 | (1)    |    |            | 雨天日の降雨日当日の降雨量は0.5mm以上と記載がありますが、5mm以上ではないのでしょうか。  | 記載のとおり、0.5mm以上です。   |
| 656 | 水量実績                        | 106 | 別紙3  | 別紙3-1 |        |    | 別表3-6      | H26年7月7日の流入水量実績が、既設処理能力を超過しておりますが、その際実践された特別な運転方法がありましたらご教示願います。   | 第1系統の公証能力30,820m <sup>3</sup> /日に対し、32,550m <sup>3</sup> /日が測定されていますが、特に常時と異なる運転調整は行っていません。 |
| 657 | 過年度水質                       | 108 | 別紙3  | 別紙3-1 |        |    | 別表3-8~3-21 | 計画水質を超過した値を示した理由、また、水質変動に関して地域特性がありましたら併せてご教示願います。   | 過年度実績の開示により、維持管理上において可能性がある数値を示しています。なお、水質分析結果は、スポットサンプリングによるものです。水質変動について、地域特性はありません。      |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁   | 対応箇所 |          |     |    | 質問   | 回答  |
|-----|----------------|-----|------|----------|-----|----|--|---|
| 658 | 放流水質の平均値、最大値   | 114 | 別紙3  | 別紙3-2(1) |     |    | 雨天時の水質に関して、最大値が発生した際の、降雨量と流入量をお示し頂けますでしょうか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。   |
| 659 | 業務範囲           | 121 | 別紙4  | 別紙4-2    | (ア) | c) | 参考までに徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の警備費用実績をそれぞれ開示していただくことは、可能でしょうか。  | 常駐管理のため、警備費用の実績はありません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                 |
| 660 | 市が行う修繕業務       | 121 | 別紙4  | 別紙4-2    | (ア) | e) | 市が行う修繕・工事による機器等の停止作業等が事業者の業務範囲とされておりますが、「市が行う修繕」とは、1.2用語の定義(12)に記載がある「『下水道ストックマネジメント支援制度』に基づく国の交付金を活用して実施する修繕」及び別紙5-7に市の負担として記載がある「施設の改築・更新など」を示すものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 661 | 業務範囲           | 121 | 別紙4  | 別紙4-2    | (イ) | b) | 建築設備の機能を保つために必要な消耗品の交換とありますが、具体的な内容をご教示願います。   | 個々の内容に関しては、お答えできません。通常の建築設備で想定されるものとご理解ください。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。           |
| 662 | リスク分担表         | 122 | 別紙4  | 別紙4-3    |     |    | 住民対応リスクについて、「上記以外のもの」が事業者負担になっていますが、上記以外のもの全てを事業者で負担はできかねますので、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。  | ご意見として承ります。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 663 | リスク分担表         | 122 | 別紙4  | 別紙4-3    |     |    | 契約変更リスクについて、「上記以外の要因によるもの」が事業者負担になっていますが、上記以外の要因によるもの全てを事業者で負担はできかねますので、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。  | ご意見として承ります。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 664 | リスク分担表         | 122 | 別紙4  | 別紙4-3    |     |    | 「契約内容の変更」は市の責めによるもの以外の要因以外は全て事業者負担となっておりますが、本事業についても天災や現場条件の変更、国等の行政指導等、市、事業者ともに責が無い場合も事業者負担となるのでしょうか。   | No. 663の回答をご参照ください。   |
| 665 | リスク分担表         | 122 | 別紙4  | 別紙4-3    |     |    | 法律等の変更について、「業務に直接関係する法律等の改正」以外についてのリスクは事業者負担となっておりますが、「業務に直接関係する法律」かどうかについての判断は、市と事業者にて協議いただけませんか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 666 | 既往施設の保守管理      | 124 | 別紙4  | 別紙4-5    |     |    | 既往施設の建築物や外構、植栽等の保守管理については、「現状と比べて景観を損なわない程度で行う」とあり詳細は記載されておられませんので、具体的な内容は、5.9保守管理業務の要求水準(P.81)に基づく事業者提案の上で実施するとの理解でよろしいでしょうか。                                     | 曖昧な表現を修正し、保守管理内容の要求事項を示します。要求事項以上の内容に関しては、事業者の提案によります。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。 |
| 667 | 業務計画書          | 125 | 別紙4  | 別紙4-6    | (ア) |    | 既設の維持管理に関する業務計画書は「業務実施計画書」とされており、一方で再構築対象施設の維持管理に関する業務計画書は、別紙5-1において「業務運営計画書」とされており、これらは公告時に表記を統一していただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                  |
| 668 | 有資格者に関する条件     | 126 | 別紙4  | 別紙4-7    |     |    | 事業者が配置する従業員は、直接雇用の従業員のみではなく、協力業者も含む従業員という解釈で良いでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)                | 頁   | 対応箇所 |            |     |  |  | 質問   | 回答   |
|-----|-------------------------------|-----|------|------------|-----|--|--|--|--|
| 669 | 流入水が想定<br>の範囲を逸脱した<br>場合の対応方法 | 128 | 別紙4  | 別紙4-<br>9  |     |  |  | 事業リスクの検討のため、記載事項の実績とその対応、また、溢水の<br>実績やその対応についてもお示し頂けますでしょうか。   | 近年の流入実績は、要求水準書（案）に示すとおりです。また、現時<br>点で溢水の実績はありません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                       |
| 670 | 引継事項                          | 129 | 別紙4  | 別紙4-<br>10 |     |  |  | 運転上の特別な操作に関して、何か事例などがあれば教示頂き度お願<br>いします。   | 個々の内容に関しては、お答えできません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 671 | 運転管理に係る<br>水質分析               | 130 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 本施設の運転管理に関わる水質分析等にて明示している水質分析頻度<br>は、必要最低限実施しなくてはならない項目でしょうか、それとも参<br>考として提示しているのでしょうか。また、網掛けの意味をご教示願<br>います。  | 前段については、現在の処理場における必要最低限の項目です。後段<br>については、目標基準の確認のため実施している項目です。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                          |
| 672 | 運転管理に係る<br>水質分析               | 130 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 現行の水質分析頻度について記載がありますが、新設以降についても<br>同様の項目及び頻度を水準とされるのでしょうか。また、分析方法に<br>ついて指定があればご教示願います。  | 前段については、No. 671の回答をご参照ください。後段については、<br>特に指定はありません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                      |
| 673 | 水質分析                          | 131 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 水質分析は、東部浄化センター分析室にて実施することになりますで<br>しょうか。   | 水質分析は、特に指定はありません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 674 | 水質分析                          | 131 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 「1回/週の頻度で行う（バックテスト）」の凡例記号が消えていま<br>す。130頁別紙4-11の記号口の説明との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 675 | 既往水質分析                        | 131 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 『*4 水質分析は東部浄化センター分析室、汚泥試験、検鏡、バック<br>テストは中央浄化センターで実施』とあります。新管理棟の水質分析<br>室でも、汚泥試験、検鏡、バックテストが行える設備を設置すればよ<br>いとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 676 | 既往水質分析                        | 131 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 『*4 水質分析は東部浄化センター分析室、汚泥試験、検鏡、バック<br>テストは中央浄化センターで実施』とあります。既設管理棟の撤去工<br>事以降、汚泥試験、検鏡、バックテストも東部浄化センターで実施す<br>ることは可能でしょうか。   | 現時点では、東部浄化センターで実施することは考えていませんが、<br>必要に応じて検討します。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 677 | 運転管理に係る<br>水質分析               | 131 | 別紙4  | 別紙4-<br>11 |     |  |  | 「*」の事項に、分析実施場所について記載があります。現場、東部<br>浄化センター及び中央浄化センターの3箇所あり、新設以降について<br>も場所を分けて実施するのでしょうか。また、場所を分ける場合、各々<br>の分析実施主体者についてもご教示願います。  | 場所を分ける予定ではありません。あくまでも本施設内で実施するこ<br>とを想定しています。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 678 | 日報記録方法                        | 132 | 別紙4  | 別紙4-<br>12 |     |  |  | 過年度記録結果を閲覧することは可能でしょうか。また、データの記<br>録媒体、保管方法等についてご指定があればご教示願います。  | 前段については、電子データではなく、紙ベースによる情報開示とな<br>りますが、閲覧方法は別途お知らせします。後段については、今後検<br>討のうえ、要求水準書等に示します。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。 |
| 679 | 業務報告書                         | 132 | 別紙4  | 別紙4-<br>12 |     |  |  | 本項に記載されている日報・月報・年報は既存施設（既往施設）を対<br>象としたもので、再構築対象施設については、別紙5-7により業務報告<br>書を作成するものとの理解でよろしいでしょうか。また本項のタイト<br>ルが「記載内容」となっているのに対して別紙5-7では「記載内容及び<br>報告」となっておりますがその相違理由があればお示しください。 | 別紙4-12に関しては、現在の維持管理委託の仕様を示しています。ご<br>指摘を踏まえ、記載内容を修正します。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                 |
| 680 | 経費負担                          | 133 | 別紙4  | 別紙4-<br>13 | (ア) |  |  | 机、椅子、ロッカー等は、4. 2. 2記載の貴市職員分も数量として事業者<br>が負担すべき経費でしょうか。   | 市が負担するため、事業者が負担すべき経費には含まれません。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁   | 対応箇所 |        |     |     |       | 質問  | 回答   |
|-----|----------------|-----|------|--------|-----|-----|-------|---|--|
| 681 | 経費負担           | 133 | 別紙4  | 別紙4-13 |     |     |       | 貴市より貸与頂ける水質分析機器について、校正時期の管理、校正費用負担は、本業務外と考えてよろしいでしょうか。  | 貸与する機器に関して、校正時期の管理、校正費用負担は本業務に含めます。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 682 | 経費の負担          | 133 | 別紙4  | 別紙4-13 |     |     |       | 市が貸与する水質分析機器等についての記載がありますが、貸与される機器等の耐用年数後の扱いや、同様に修繕費の扱いについてもお示し頂けますでしょうか。   | 耐用年数後は、必要に応じて修繕費の中で購入することを想定しています。修繕費は、本事業の中で対応してください。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。                                    |
| 683 | 水質分析機器         | 133 | 別紙4  | 別紙4-13 |     |     |       | 貴市が貸与する水質分析機器等が示されていますが、本事業においても同様に貸与していただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 684 | 遵守すべき関係法令等     | 134 | 別紙4  | 別紙4-14 |     |     |       | 今回の再構築事業範囲外の施設における騒音・振動・臭気等については基準値内あることの証明は貴市にてして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。  | 事業開始時までに基準値内であるかの相互確認を実施予定です。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 685 | 機器点検基準         | 135 | 別紙4  | 別紙4-15 |     |     |       | 機器点検基準にて明示している機器点検基準は、必要最低限実施しなくてはならないものなのでしょうか、それとも参考として提示しているのでしょうか。  | 参考として提示しています。事業者提案に委ねます。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。  |
| 686 | 清掃業務明細         | 152 | 別紙4  | 別紙4-16 | (イ) | (2) |       | 定期清掃にて、ガラス磨きを年1回実施となりますが、高所作業が必要等の具体的な業務内容をご教示願います。   | 現状では、高所作業を実施していません。現有施設を確認のうえ、応募者が判断してください。<br>なお、別紙4は別冊の参考資料とします。   |
| 687 | 実施頻度           | 158 | 別紙5  | 別紙5-3  |     |     | 別表5-1 | 表中に◆、□等がありますが、これは別表5-2の下にある凡例と同じ意味と考えていいでしょうか。又そこには「□」の意味をご教示ください。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。  |
| 688 | 水質分析項目         | 159 | 別紙5  | 別紙5-3  |     |     |       | ※4に「水質分析は東部浄化センター分析室、汚泥試験、検鏡、パックテストは中央浄化センターで実施」と記載がありますが、水質分析は事業者が東部浄化センターへ運搬し、東部浄化センターの分析室で自ら実施するというのでしょうか。<br>また、新管理棟には、水質試験室を配置するようになっていますので、新管理棟の建設後は、本処理場（中央浄化センター）で水質分析を実施するよう考えてもよろしいでしょうか。 | 前段については、現在の水質分析状況を示しています。事業着手後、事業者側にて分析をお願いします。<br>後段については、ご理解のとおりです。  |
| 689 | その他消耗品類の管理・調達  | 160 | 別紙5  | 別紙5-4  |     |     |       | 新汚泥処理処理施設に必要な薬品類は脱水機の高分子凝集剤のみと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 690 | その他消耗品類の管理・調達  | 160 | 別紙5  | 別紙5-4  |     |     |       | 新汚泥処理処理施設の脱水機で使用する予定の高分子凝集剤の銘柄及び使用量をご教示願います。  | 銘柄の指定はありません。使用量については、新汚泥処理施設竣工後の実績によります。竣工時は、市負担により薬剤を提供します。   |
| 691 | 薬品利用量          | 161 | 別紙5  | 別紙5-5  |     |     |       | 「想定流入下水水量及び水質範囲外の調達費の費用の増大」の場合の精算方法については、「想定流入下水水量および水質範囲」の定量的な定義も含め、募集要項等の公表時にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 692 | 薬品利用量          | 161 | 別紙5  | 別紙5-5  |     |     |       | 汚泥の項目で使用されている「高分子凝集剤」、「消臭剤」、「苛性ソーダ」の用途、使用箇所をご教示願います。  | 現状の汚泥脱水設備に利用している薬品を参考として掲載しています。汚泥脱水等の過程で用いています。<br>・「高分子凝集剤」は脱水機用及び濃縮機用<br>・「消臭剤」は脱水前に投入<br>・「苛性ソーダ」は発電機棟の脱臭設備用 |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)      | 頁   | 対応箇所 |       |  |       | 質問   | 回答   |
|-----|---------------------|-----|------|-------|--|-------|--|--|
| 693 | 薬品利用量               | 161 | 別紙5  | 別紙5-5 |  |       | 汚水の項目で使用されている「次亜塩素酸ナトリウム」55,160kgについて、薬品濃度は有効塩素12%以上のものでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 694 | 薬品使用量               | 161 | 別紙5  | 別紙5-5 |  |       | 薬品の具体的な商品名が記載されていますが、仕様を満たす同等品であれば使用可能という理解で良いでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 695 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 別表5-4 基本負担(1/2) 物価変動について、上記以外の物価変動とは、具体的に何を想定されているかご教示ください。  | 「全体スライド」、「単品スライド」を想定しています。   |
| 696 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 別表5-4 基本負担(1/2) 物価変動について、契約締結後のインフレーション、デフレーションの負担は市となっていますが、契約締結時の価格は提案書提出時のものになりますので、物価変動の起点日は提案書提出時という理解でよろしいでしょうか。   | 物価変動の起点日は、現時点では契約締結時と考えています。   |
| 697 | 物価変動                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 別表5-4 基本負担(1/2) 物価変動において、「契約締結後のインフレーション、デフレーション」は市負担となっていますが、記載内容から契約締結日を起点として物価変動を確認する形で考えてよろしいでしょうか。  | No. 696の回答をご参照ください。  |
| 698 | 別紙5-6 責任分担          | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 別紙5-6の責任分担と実施方針(別紙2) リスク分担表との関係をご教示頂けないでしょうか。内容に齟齬が生じた場合の優先度についてもご教示をお願いします。   | 最終的に調整し、齟齬のないように記載します。   |
| 699 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 「法令等変更」に関して、「上記以外の法令変更」は事業者の負担となっていますが、「この契約に直接関係する法令等以外」とはどのようなものを想定されていますでしょうか。  | 現時点では、特に想定していません。関係法令を適切にご判断ください。  |
| 700 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 「物価変動」に関して、「上記以外の法令変更」は事業者の負担となっていますが、契約締結後のインフレーション、デフレーション以外の物価変動とはどのようなものを想定されていますでしょうか。  | No. 695の回答をご参照ください。  |
| 701 | 別紙5-6責任分担<br>物価変動   | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | 中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日改正令和4年6月21日)第26条、貴市の工事請負契約約款第25条では、賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更が規定されており、「全体スライド」「単品スライド」「インフレスライド」がそれぞれ明文化されています。別表5-4では、物価変動の責任分担に対して、契約締結後のインフレーション、デフレーションを市、それ以外を事業者としています。先に挙げた2つの約款の規定内容と照らしてインフレスライド以外を事業者負担とすることは厳しい内容であると思料いたします。この点について、貴市のお考えをお聞かせください。 | 「全体スライド」、「単品スライド」に関しては、応募者の提案により想定し、見込んでいることや残工事量が大きく異なることから、現時点では事業者負担と考えています。今後、実施方針の内容と齟齬のないように調整し、記載します。 |
| 702 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 「契約締結後のインフレーション、デフレーション」の負担区分は市となっておりますが、契約時点(契約日)からのインフレーション、デフレーションとの理解でよろしいでしょうか  | No. 696の回答をご参照ください。  |
| 703 | 責任分担                | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 表中の物価変動に関して、市⇄事業者の負担を切り分ける基準があれば教示頂きます。  | No. 701の回答をご参照ください。  |
| 704 | インフレーション<br>デフレーション | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-4 | それぞれの基準値をご教示ください。  | No. 705の回答をご参照ください。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)     | 頁   | 対応箇所 |       |  |       | 質問   | 回答   |
|-----|--------------------|-----|------|-------|--|-------|--|--|
| 705 | 責任分担               | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 物価変動に関して、契約締結後のインフレーション、デフレーションは、市が負担と記載がありますが、定量的な指標をお示し頂けないでしょうか。理由として、本事業は事業期間が長期にわたるため、お示し頂けない場合は、リスクフィーとして事業に反映せざるを得ないと考えます。  | 定量的な指標については、契約書（案）に示します。   |
| 706 | 責任分担               | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 「契約の解除・変更」において、市・事業者の責め、双方に属さないケースは想定されているのでしょうか。  | 想定していません。  |
| 707 | 物価変動               | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 162頁の「物価変動」は、「契約締結後のインフレーション・デフレーション」が市側負担となっており、「上記以外の物価変動」は事業者側負担となっています。この二つの区別は明確ではないように思われるため、リスク分担については、実施方針のリスク分担表に注記されていたように、一定程度は事業者負担として、それ以上の物価変動については市側が負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。            | ご理解のとおりです。今後、実施方針の内容と齟齬のないように調整し、記載します。  |
| 708 | 基本負担               | 162 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | インフレーションもしくはデフレーションによる物価変動とそれ以外の物価変動の区別については、維持管理契約書（案）に明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。なお、設計・建設請負契約書（案）にも記載予定です。  |
| 709 | 別紙5-6責任分担<br>緊急事態  | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-5 | 事業者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大は事業者負担となっています。また別表5-11及び別表5-12に示す緊急事態（地震、大雨、洪水、暴風、大雪等）に関する負担が明文化されています。ここで、複数の項目で初期対応の実施は事業者負担となっていますが、この初期対応の実施に対して、どこまでの緊急時対応が当該業務範囲内（P. 83の5. 10の5）で示す範囲）で、どこからが増大と定義されるのでしょうか。 | 「事業者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大」は、初動に関するリスクを分担する意図で記載しています。通常業務範囲を超える作業が発生した場合は、協議のうえ対応を決定します。 |
| 710 | 別紙5-6責任分担<br>性能・機能 | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-6 | 流入下水の量・質の確保は市負担となっています。この場合の水量の確保、水質の確保の具体的な数値を教えてください。  | 水量に関しては計画日平均量を担保し、水質に関しては計画流入水質以下を予定しています。   |
| 711 | 別紙5-6責任分担<br>性能・機能 | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-6 | 規定範囲における下水の処理確保は事業者負担となっています。この場合の規定範囲の具体的な数値を教えてください。   | 水量に関しては日最大汚水量（雨天時最大汚水量）以下、水質は計画放流水質以下を規定範囲とします。  |
| 712 | 基本負担               | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 調達費用の増大に関して、例えば現下の半導体など地政学的背景に起因する部材長納期化やそれに伴う費用増大は「上記以外による調達費の増大」に該当しますでしょうか。   | 受注者と協議のうえ決定します。  |
| 713 | 別紙5-6              | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-6 | 「規定範囲における下水の処理確保」とありますが、具体的にどういう意味かご教示ください。  | No. 711の回答をご参照ください。  |
| 714 | 別紙5-6              | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  | 別表5-6 | 「規定範囲における下水の処理確保」とありますが、この「規定範囲」とは何の範囲でしょうか。またこの「範囲」について具体的な範囲をご教示ください。  | No. 711の回答をご参照ください。  |
| 715 | 責任分担               | 163 | 別紙5  | 別紙5-6 |  |       | 調達費用の増大に関して、「市が指定した調達物の物価変動による調達費の増大」は市が負担と記載がありますが、定量的な指標をお示し頂けないでしょうか。理由として、本事業は事業期間が長期にわたるため、お示し頂けない場合は、リスクフィーとして事業に反映せざるを得ないと考えます。   | 現時点では、市が指定する調達物を特に想定していません。  |

| No. | 質問項目<br>(タイトル)  | 頁   | 対応箇所 |        |  |  |            | 質問   | 回答   |
|-----|-----------------|-----|------|--------|--|--|------------|--|--|
| 716 | 責任分担            | 163 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  |            | 調達費用の増大に関して、「市が指定した調達物の物価変動による調達費の増大」と記載がありますが、「市が指定した調達物」の内容をお示し頂けないでしょうか。  | No. 715の回答をご参照ください。                                  |
| 717 | 調達費用の増大         | 163 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  |            | 163頁において「上記以外による調達費の増大」は市側の責任範囲とされているが、「物価変動以外による調達費の増大」が事業者側負担とされているため、前者の記載に該当するものがなくなり、事実上意味をなしていないように思われます。「物価変動以外による調達費の増大」の具体的な内容をお示しいただきたく存じます。   | ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。                                  |
| 718 | 修繕費用            | 164 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  | 別表5-7      | 既存施設に関する修繕は原則税込み33,000千円/年で実施、本事業対象施設、設備の修繕費用は提案により、事業者負担と言う解釈で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 719 | 責任分担            | 165 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  | 別表5-8      | 別表5-8 経費に関する負担(2/2) 契約終了時の検収・指導について、上記以外による契約終了時の研修・指導に係る費用とは、具体的に何を想定されているかご教示ください。   | 引渡しに伴う次期維持管理業者への引継ぎ研修等を想定しています。                      |
| 720 | 負担区分            | 168 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  | 別表5-11, 12 | 負担区分への対応に関しては、判断を含む実作業の分担、当該作業に係る費用の分担、法的・説明責任に係る分担があるように解していますが、別表5-11、12 緊急事態に関する分担はどれに該当するものでしょうか。実作業分担と考えた場合、地震時の本格復旧作業に事業者は関わらないとも読めます。本JVが本格復旧実作業に関与する場合は、本契約の中では対応しないが、別途の契約と市による費用負担を必要とするという理解でよろしいでしょうか。 | No. 709の回答をご参照ください。<br>今後、実施方針の内容と齟齬のないように調整し、記載します。 |
| 721 | 緊急事態に関する負担(2/2) | 169 | 別紙5  | 別紙5-6  |  |  |            | 過去5年間における停電(1時間以上及び瞬時停電)の頻度を開示していただけないでしょうか。   | 瞬時停電を含めて、停電は発生していません。                                |
| 722 | モニタリング          | 171 | 別紙5  | 別紙5-8  |  |  |            | 別紙4-12及び別紙5-7の「業務月報」及び「業務年報」はそれぞれ本項に記載されている「月間業務報告書」及び「年間業務報告書」と同義との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。記載内容を修正します。                                |
| 723 | 委託料の支払い停止       | 174 | 別紙5  | 別紙5-10 |  |  |            | 委託料の支払い停止に関して、支払い期の記載がありますが、支払い期の条件に関しても併せてお示し頂けないでしょうか。   | ご意見として承ります。  |
| 724 | 委託料の支払い停止       | 174 | 別紙5  | 別紙5-10 |  |  |            | 本項には事業者の債務不履行等に起因する支払い停止のみが記載されておりますが、市が行うモニタリングによる事業者への委託料の減額等のペナルティは予定されておりますでしょうか。その場合、手順は維持管理業務委託契約書に規定されるものとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 725 | 委託料の支払い停止       | 174 | 別紙5  | 別紙5-10 |  |  |            | 要求水準書表 5.4 及び表 5.5 に示す性能が達成されないときは、達成されるまで支払いが停止され、かつ、別紙5-11 による減額もされるとの理解でよろしいでしょうか。  | 契約書(案)に記載します。  |
| 726 | 既設との取り合い        | 他   |      |        |  |  |            | 既設との取り合いのある個所(流入管、汚泥処理設備、高速ろ過、場内用水等)については、図面や運転状況をご提示いただけるものと考えて良いでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |



| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁 | 対応箇所 |  |  |  |  | 質問  | 回答                             |
|-----|----------------|---|------|--|--|--|--|---|--------------------------------|
| 727 | 地下管廊の設置        | 他 |      |  |  |  |  | 既存の機械濃縮棟及び新汚泥処理施設の建設時発注図書からは、新水処理施設と地下管廊を接続することを想定しているような構造となっておりますが、本事業における地下管廊の設置は事業者の任意であると考えるよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、地下管廊の接続は想定していません。 |
| 728 | その他            | 他 |      |  |  |  |  | 「平成28年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」の報告書等がございますが、これらの資料は公表されるとの理解でよろしいでしょうか。                                      | ご理解のとおりです。                     |
| 729 | 過年度実績          | 他 | 5    |  |  |  |  | 過年度における委託実績は、ご提示頂けますか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。      |
| 730 | 過年度実績          | 他 | 5    |  |  |  |  | 過年度におけるユーティリティ-費用実績は、ご提示頂けますか。  | 本市が所有する各種資料については、別途開示します。      |